

はじめに

札幌市では、誰もが生きがいと誇りを持ちながら、互いにつながり、
支え合うことで、生きる喜びと幸せを感じられるよう、「互いに手を携
え、心豊かにつながる共生のまち」を目指すべき都市像に掲げ、まちづ
くりを進めてきました。

一方で、少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりが希
薄になるなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変わり、市民の抱え
る困り事もより一層多様で複雑なものへと変化してきています。

こうした状況に対応するため、これまでの地域福祉に係る各分野の
関連施策の評価や、市民ニーズを踏まえ、新たに「札幌市地域福祉社会
計画2018」「札幌市高齢者支援計画2018」「さっぽろ障がい者プラン
2018」「さっぽろ医療計画2018」を策定いたしました。

このうち、「さっぽろ障がい者プラン2018」では、障がいのある人も
ない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と
個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」を、引き続き基本理念として
掲げ、全ての障がいのある人たちが、地域で安心して生活していくこと
ができるよう、更なる障がい者施策の充実に向け、取組を進めてまい
ります。

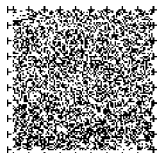
最後に、計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました審議会委員をは
じめ、様々な形でご意見をいただきました市民の皆様や関係機関・団
体の皆様に、心からお礼申し上げます。



2018年(平成30年)3月

さっぽろ市ちょう あきもと かつ ひろ

札幌市長 秋元克広



さっぽろ障がい者プラン2018●もくじ

第1章 さっぽろ障がい者プラン2018の策定趣旨と位置付け

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | さっぽろ障がい者プラン2018の構成 | 1 |
| 2 | さっぽろ障がい者プラン2018の位置付け | 2 |
| 3 | 計画期間 | 5 |
| 4 | 障がい福祉を取り巻く環境 | 6 |
| 5 | さっぽろ障がい者プラン2018策定の趣旨 | 9 |

第2章 札幌市の現状と課題

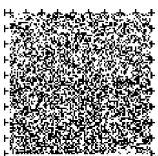
- | | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 札幌市の現状 | 11 |
| 2 | さっぽろ障がい者プランの振り返り | 15 |
| 3 | 2016年(平成28年)度障がい児者実態等調査の結果 | 23 |
| 4 | 現状のまとめ | 31 |

第3章 さっぽろ障がい者プラン2018の体系

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 基本理念・計画目標・分野 | 32 |
| 2 | 分野ごとの基本施策 | 34 |

第4章 障がい者計画の施策展開(横断的分野)

- | | | |
|---------|-------------------------|----|
| 横断的分野 1 | 障がい等への理解促進 | 37 |
| 横断的分野 2 | 生活環境の整備 | 42 |
| 横断的分野 3 | 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実 | 48 |
| 横断的分野 4 | 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護 | 54 |



だい しょう しょう しゃけいかく し さくてんかい し さくぶん や
第5章 障がい者計画の施策展開 (施策分野)

し さくぶん や	く	し えん	62		
施策分野1	暮らしの	支援			
し さくぶん や	ほ けん	い りょう すいしん	72		
施策分野2	保健・医療の	推進			
し さくぶん や	りょういく	きょういく	じゅうじつ	80	
施策分野3	療育・教育の	充実			
し さくぶん や	こ よう	しゅうろう	そくしん	89	
施策分野4	雇用・就労の	促進			
し さくぶん や	す ぽ	ー つ	ぶん かとう	しんこう	95
施策分野5	スポーツ・文化等の	振興			
し さくぶん や	あんぜん	あんしん	じつげん	99	
施策分野6	安全・安心の	実現			

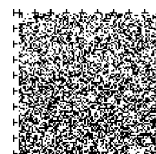
だい しょう しょう しゃ ぶ ら ん せい か もくひょう
第6章 さっぽろ障がい者プラン2018の成果目標と

さーび すりょう み こ しょう ぶく し けいかく しょう じ ぶく し けいかく
サービス量の見込み(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

ねん ど	せい か もくひょう	105			
1	2020年度の	成果目標			
ほうもんけい さーび すりょう み こ	2	訪問系サービス量の見込み	117		
にっちゅうかつどうけい さーび すりょう み こ	3	日中活動系サービス量の見込み	119		
きょじゅうけい さーび すりょう み こ	4	居住系サービス量の見込み	125		
そうだん し えん さーび すりょう み こ	5	相談支援サービス量の見込み	127		
しょうがいじ し えん さーび すりょう み こ	6	障害児支援サービス量の見込み	128		
はったつしょう	しゃ し えん	7	発達障がい者支援	131	
ちいきせいかつ し えん じぎょう	さーび すりょう み こ	8	地域生活支援事業のサービス量の見込み	133	
さーび す み こみりょうとうかく ほ	おも	ほうさく	9	サービス見込量等確保のための主な方策	150

だい しょう しょう しゃ ぶ ら ん ひょう か み なお
第7章 さっぽろ障がい者プラン2018の評価・見直し

ぴーでいしーえーさ い くる	1	PDCAサイクルについて	151
ぴーでいしーえーさ い くる	2	PDCAサイクルの実施	151

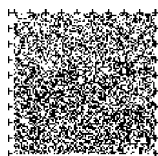


だい しょう しりょうへん
第8章 資料編

1	けんとうたいせい 検討体制	154
2	しょう じ しゃじつたいとうちよう さ 障がい児者実態等調査	154
3	い けんこうかんかいとう かいさい 意見交換会等の開催	155
4	ぱ ぶ り っ く こ め ん と よ い けん パブリックコメントで寄せられた意見	159
5	た けいかくあん しゅうせいてん その他、計画案からの修正点	165
6	しょう じ しゃすう 障がい児・者数	166
7	じ ぎょうしょすう 事業所数	171
8	だい きしょう ふく し けいかく さーび す み こみりょう しんちやくじょうきょう 第4期障がい福祉計画におけるサービス見込量の進捗状況	174
9	ようご しゅう 用語集	181

かんじ ひょうき
【漢字の表記について】

札幌市では障害の「害」の文字は、漢字の「害」という言葉に否定的な印象があるため、原則としてひらがなで表記しています。ただし、「障害者基本法」や「身体障害者手帳」といった、法律などで定められた用語については、漢字をそのまま使っています。



第1章 さっぽろ障がい者プラン2018の策定趣旨と位置付け

1 さっぽろ障がい者プラン2018の構成

さっぽろ障がい者プラン2018は次の計画を一体のものとして構成しています。

(1)障がい者計画（旧：障がい者保健福祉計画）

根拠法：障がい者基本法

障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

(2)障がい福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期）

根拠法：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）、児童福祉法

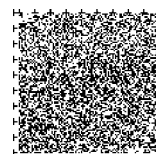
障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

さっぽろ障がい者プラン2018

障がい者計画【障がい者基本法】 障がい福祉に関する基本計画

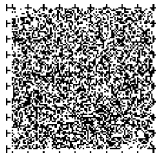
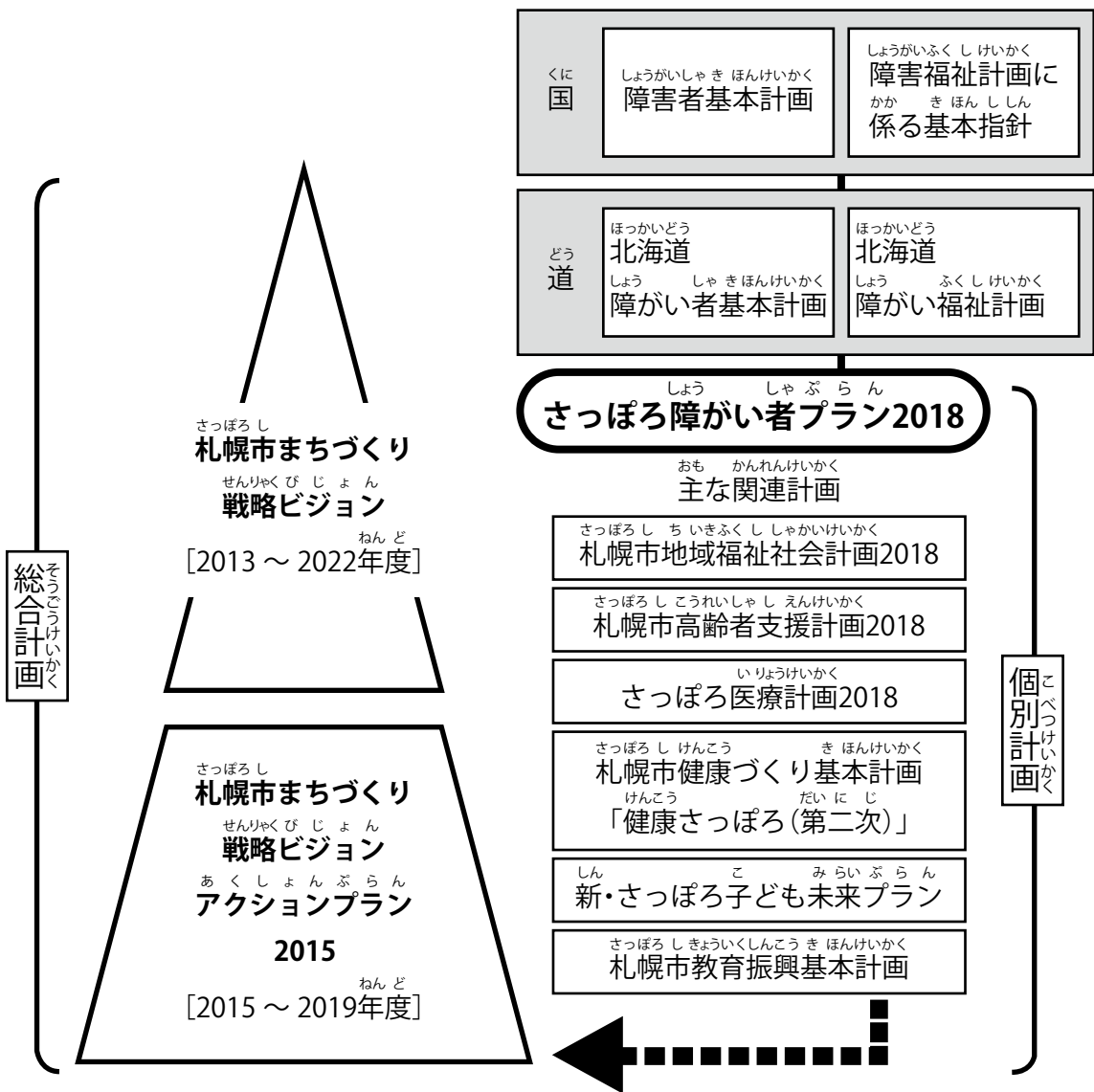
障がい福祉計画、障がい児福祉計画【障がい者総合支援法、児童福祉法】

障害福祉サービス等に関する実施計画



2 さっぽろ障がい者プラン2018の位置付け

さっぽろ障がい者プラン2018 (障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)は、札幌市のまちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とする障がい福祉施策に関する部門別計画であり、本市が定めたその他の関連計画のほか、国や北海道が定めた関連法令・計画等とも整合を図りながら策定しています。



＜さっぽろ障がい者プラン2018に関連する主な計画＞

◆札幌市地域福祉社会計画2018

幅広い市民の主体的な参加と、事業者、行政等の協働により、地域福祉に関連する取組を進めることで、「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろ」を実現することを目的として策定したものです。

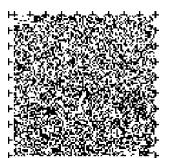
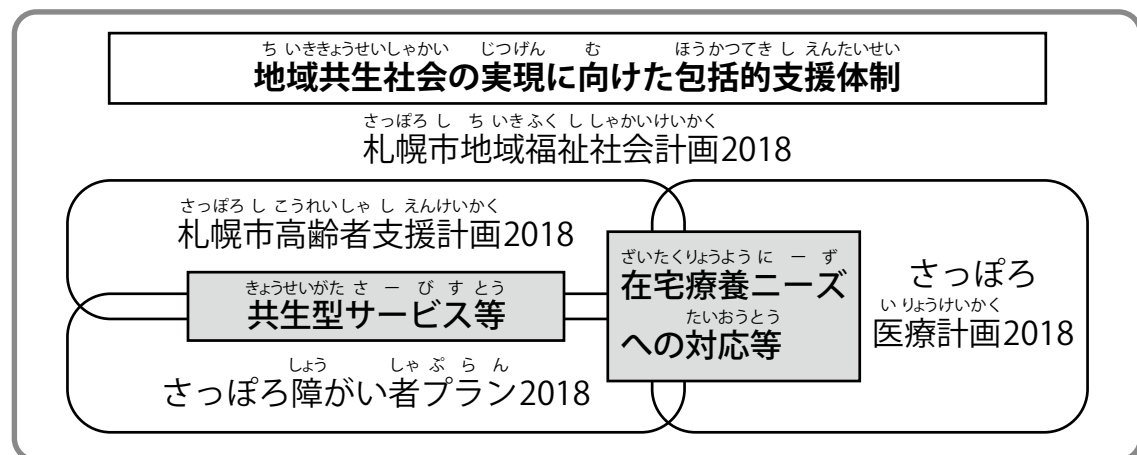
◆札幌市高齢者支援計画2018

団塊世代全てが75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケア体制の着実な構築に向けた取組を定める「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と、今後の高齢者の社会参加支援の取組の方向性を示す基本方針を一体的に策定したものです。

◆さっぽろ医療計画2018

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、在宅医療体制の強化や医療に関する適切な情報提供を行うなど医療・保健システムの確立を基本理念として策定したものです。

【上記3計画との関係イメージ】



◆札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」

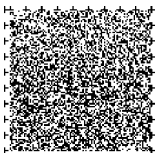
市民が地域とのつながりの中で、すこやかに、また、心豊かに生活できる社会の実現に向けて、これからの10年間を展望した市民の健康づくりの指針です。

◆新・さっぽろ子ども未来プラン

主に次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、札幌市子どもの権利に関する推進計画、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で構成しており、子どもが生き生きと過ごし、子育て家庭の不安や負担が軽減される環境を総合的に整えることを目的に、子ども施策分野の個別計画として策定したものです。

◆札幌市教育振興基本計画

札幌市の教育の基本理念を示す「札幌市教育ビジョン」とそれに基づいて取り組む教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン」で構成しており、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、教育に関する施策を総合的・体系的に進めることを目的として策定したものです。



(1)国における障がい者制度改革の動き

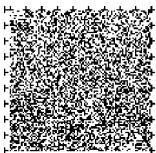
わが国では、2007年（平成19年）に障がいのある人の権利を実現するために国がすべきことを定めた「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に署名して以降、国内の必要な制度改革を進めてきました。

このような動きの中で、2011年（平成23年）に、障害者基本法が改正され、「日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」といういわゆる「社会モデル（⇒181ページ参照）」に基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮（⇒181ページ参照）」の理念が盛り込まれました。

また、2012年（平成24年）6月に、障害者総合支援法が制定され、改正障害者基本法の理念が掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がい児・者の範囲に難病患者等も加わるなどの見直しが行われました。

さらに、2013年（平成25年）6月に障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止等が定められました。（ともに2016年（平成28年）4月から施行されています）。

その後、2016年（平成28年）6月には、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する



支援の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、「自立生活援助」や「就労定着支援」など新たな福祉サービスがメニュー化されるとともに、医療的ケアを必要とする子ども(⇒182ページ参照)を含む障がい児への支援についても明記されるなど、障がいのある子どもへの支援体制の強化等が求められています。

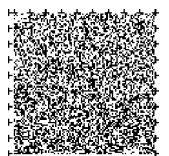
(2) ニーズの高度化・多様化

障がいのある人が地域で安心して生活していくことができるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(⇒182ページ参照)を中心に、様々な取組を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に応じたきめ細かな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライフステージ(⇒182ページ参照)に応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、障害者総合支援法などによる法定サービスのみでは対応が難しいため、就労支援型の地域活動支援センターの運営など、札幌市独自の取組も併せて実施するなど、障がい特性等に配慮したきめ細かな支援の在り方について引き続き検討していく必要があります。

(3) 地域の社会資源の活用

国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいのある人のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行政による取組のほかに、地域のボランティア・関係団体、事業者等の地域の多様な社会資源を活用するなど、障がいのある人を地域全体



で支え合う体制づくりが必要です。

(4)札幌市における施策展開

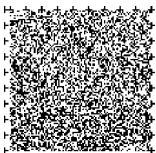
札幌市は、2003年(平成15年)3月、障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目的として、障がいのある人の生活全般にかかわる施策を体系化し、基本的な方向性を示した「札幌市障害者保健福祉計画」を策定しました。

その後、2007年(平成19年)3月に、障がいのある人の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めるために、「札幌市障がい福祉計画(第1期)」を策定しました。

この2計画について、2012年(平成24年)3月に「さっぽろ障がい者プラン」として統合し、2015年(平成27年)3月の改定では、「安全・安心」「差別の解消・権利擁護」「行政サービスにおける配慮」の3分野を新設し、重点的に取組を行ってきたところです。

また、2016年(平成28年)2月には、4月からの障害者差別解消法施行に備え、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針～共生社会の実現に向けて～」を策定し、札幌市が法に基づく取組を率先して行っていくことで、札幌市民全体で障がいを理由とする差別の解消を推進しています。

更に、2017年(平成29年)12月に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、障がいのある人が情報を取得したり、コミュニケーションしやすい環境を整備していくこととしたほか、2018年(平成30年)



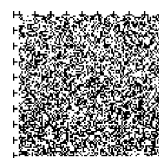
3月に「札幌市手話言語条例」を施行し、手話が言語であるとの認識を普及していくこととしています。

5 さっぽろ障がい者プラン2018策定の趣旨

札幌市では、これまでも「さっぽろ障がい者プラン」に基づき、「共生社会の実現」を基本理念として、障がい者保健福祉計画（新しいプランからは「障がい者計画」に名称を改めます。）によって、障がいのある人に関する施策の方向性等を定めるとともに、障がい福祉計画では、障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の確保を図ってきました。

一方で、現在のプラン策定後、国においては、障害者差別解消法の施行をはじめ、関連法の整備を進めるなど、障がいのある人の生活環境は大きく変わってきています。

このような状況から、札幌市では、障がいのある人たちのニーズ、各種審議会や各障がい者団体からの意見、この間の国の動向等も踏まえ、今後の札幌市における障がい者施策と、障害福祉サービス等の更なる充実を図っていくため、障がい者計画、障がい福祉計画（障がい児を含みます。）を一体化した「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定します。

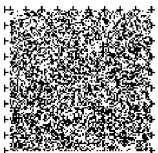


さんこう
参考

しょうがいしゃ きほんほう しょうがいしゃ ていぎ 障害者基本法による障害者の定義

しょうがいしゃ きほんほうだい じょう しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつ
障害者基本法第2条では、身体障害、知的障害、精神障害（発達
しょうがい ふく た しんしん き のう しょうがい もの
障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障
がいはよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうどう
害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当
せいげん う じょうたい
な制限を受ける状態にあるものをいいます。

なお、2013年（平成25年）4月に施行されたしょうがいしゃそうごうしえん
ほう せいど たにま しえん ていきょう かんてん しょうがいしゃ
法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の
ていぎ あら なんびょうとう ついか しょうがいふくしきーびすとう たいしょう
定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としま
した。





1 さっぽろ し げんじょう
札幌市の現状

(1) さっぽろ し しょう ひと てちょうしよじしやすう すい
札幌市の障がいのある人(手帳所持者数)の推移

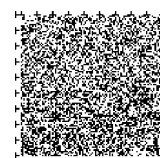
さっぽろ し はっこう かくしゆしょうがいしや てちょう しんたいしょうがいしや てちょう りょういく てちょう せい
札幌市発行の各種障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精
しんしょうがいしや ほけんふくし てちょう ねんどまつじてん しよじしやすう ごうけい
神障害者保健福祉手帳)の2016年度末時点での所持者数の合計
は、約12万6千人となっています。

【表1】のとおり、2013年度の約12万1千人から、現在まで
に約5千人増加し、手帳所持者数が伸びていることがわかります。
身体障がい者は2015年度から減少傾向にありますが、知的障
がい者、精神障がい者は年々増加しており、身体障がい者の減少
数を上回っていることから、今後も札幌市の障がいのある人の数
は増えていくことが推測されます。

ひょう かくしやう てちょうしよじしやすう すい
【表1】 各障がい手帳所持者数の推移

がまつじてん さっぽろ し じんこう がつ にちじてん じん
(3月末時点、ただし、札幌市の人口のみ4月1日時点。)(人)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
札幌市の人口	1,928,932	1,934,649	1,941,127	1,946,407
身体障がい者	84,412	84,221	84,049	83,564
知的障がい者	15,177	15,910	16,666	17,375
精神障がい者	21,419	22,884	23,715	24,788
手帳所持者全体	121,008	123,015	124,430	125,727



(2) 障がい別の状況

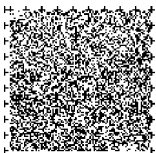
◆ 身体障害者手帳

【表2】によると、手帳所持者数は肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

また、【表3】のとおり、全体の約7割を占める65歳以上の所持者数が、増加していることがわかります。

【表2】 身体障害者手帳の障がい状況別推移 (3月末時点)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
視覚障がい	4,540	4,534	4,480	4,424
聴覚・平衡機能障がい	5,296	5,302	5,288	5,278
音声・言語又はそしゃく機能障がい	810	811	815	833
肢体不自由	49,982	49,415	48,788	48,018
内部機能障がい	23,784	24,159	24,678	25,011
合計	84,412	84,221	84,049	83,564



ひょう しんたいしょうがいしゃ てちょうしょじしゃ ねんれいべつすい
【表3】 身体障害者手帳所持者の年齢別推移

がつかつじてん
 (3月末時点)

	ねん ど 2013年度	ねん ど 2014年度	ねん ど 2015年度	ねん ど 2016年度
さい み まん 18歳未満	1,607	1,596	1,493	1,484
さい み まん 18～65歳未満	26,853	25,868	23,055	22,387
さい い じょう 65歳以上	55,952	56,757	59,501	59,693

りょういく てちょう
◆療育手帳

ひょう さい い じょう
【表4】 のとおり、どの程度も年々増加しており、特にB－（軽度）の所持者数が増えています。

また、**【表5】** のとおり年齢別では、18歳以上の所持者数が年々増えています。

ひょう りょういく てちょう しょう てい ど べつすい い
【表4】 療育手帳の障がい程度別推移

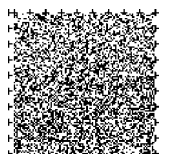
がつかつじてん
 (3月末時点)

	ねん ど 2013年度	ねん ど 2014年度	ねん ど 2015年度	ねん ど 2016年度
えー じゅう ど A（重度）	5,467	5,557	5,622	5,788
びー ちゅう ど B（中度）	3,578	3,641	3,784	3,836
びーばー けい ど B－（軽度）	6,132	6,712	7,260	7,751
ごうけい 合計	15,177	15,910	16,666	17,375

ひょう りょういく てちょうしょじしゃ ねんれいべつすい い
【表5】 療育手帳所持者の年齢別推移

がつかつじてん
 (3月末時点)

	ねん ど 2013年度	ねん ど 2014年度	ねん ど 2015年度	ねん ど 2016年度
さい み まん 18歳未満	4,696	4,862	4,698	4,757
さい い じょう 18歳以上	10,481	11,048	11,968	12,618



◆精神障害者保健福祉手帳

身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの手帳所持者のうち、この4年間でもっとも増加してきているのが、精神障がいです。【表6】のとおり、2013年度と2016年度を比較すると3千人以上増えていることがわかります。

【表6】精神障害者保健福祉手帳の障がい程度別推移

(3月末時点)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
1級	1,331	1,390	1,399	1,365
2級	11,615	12,228	12,652	13,079
3級	8,473	9,266	9,664	10,344
合計	21,419	22,884	23,715	24,788

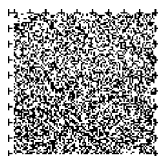
◆札幌市の難病患者数(特定医療費(指定難病)受給者証所持者数)

2013年(平成25年)4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を行うため、障がいのある人の範囲に、新たに難病患者が加わりました。

これにより、症状の変動により身体障害者手帳を取得することができなかった人も、障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

2017年(平成29年)4月1日現在で358疾病が障害福祉サービス等の対象となっています。

また、2015年(平成27年)1月に難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、医療費助成の対象となる難病が拡大され



ました。2017年（平成29年）4月1日現在で330疾病が医療費助成の対象となっています。

【表7】特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（3月末時点）

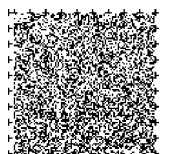
2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
16,664	16,916	20,587	21,564

※出展：札幌市衛生年報より引用

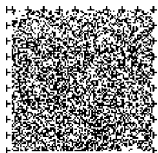
2 さっぽろ障がい者プランの振り返り

2015年（平成27年）3月に改定したさっぽろ障がい者プランでは、「障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現」を基本理念に、障がいのある人が地域で安心して生活していくことができるよう、障がい者施策の充実に向け、11の施策分野を設定し、取組を進めてきました。各分野の主な事業について、さっぽろ障がい者プランの進捗状況を振り返ります。

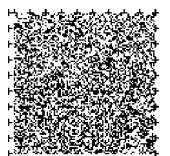
分野1	理解促進
重点取組名	2016年（平成28年）度実績
障害者週間記念事業の実施 ⇒183ページ参照	<ul style="list-style-type: none"> ●街頭PRとして、各区役所の周辺にて、計6,000個の普及啓発品を配布 ●視覚障がいのある人等による、あんま・マッサージ治療の無料奉仕を92名に実施 ●市役所・区役所・地下鉄各駅等に啓発ポスターを掲示



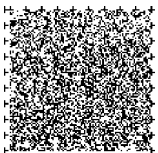
<small>じゅうてんとりくみめい</small> 重点取組名	<small>ねん へいせい ねん ど じっせき</small> 2016年(平成28年)度実績											
<small>しょう どうじしゃ</small> 障がい当事者の <small>こうし はけん</small> 講師派遣	<small>しょう しゃこう しょうせいこう ぎしゅうりょうせい めい</small> ●障がい者講師養成講座修了生:17名 <small>こうし はけんかいすう かい</small> ●講師派遣回数:106回 <small>こうし はけん にんずう めい の にんずう</small> ●講師派遣人数:135名(延べ人数) <small>ちようこうしゃすう めい の にんずう</small> ●聴講者数:6,323名(延べ人数) <small>さんこう はけんさき かいすう うちわけ</small> 【参考】派遣先と回数の内訳 <table border="1" data-bbox="624 667 1386 813"> <thead> <tr> <th data-bbox="624 667 815 741"> <small>がっこう</small> 学校 </th> <th data-bbox="815 667 1007 741"> <small>きぎょう</small> 企業 </th> <th data-bbox="1007 667 1198 741"> <small>ちいき</small> 地域 </th> <th data-bbox="1198 667 1386 741"> <small>た</small> その他 </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 741 815 813">68</td> <td data-bbox="815 741 1007 813">12</td> <td data-bbox="1007 741 1198 813">10</td> <td data-bbox="1198 741 1386 813">16</td> </tr> </tbody> </table>				<small>がっこう</small> 学校	<small>きぎょう</small> 企業	<small>ちいき</small> 地域	<small>た</small> その他	68	12	10	16
<small>がっこう</small> 学校	<small>きぎょう</small> 企業	<small>ちいき</small> 地域	<small>た</small> その他									
68	12	10	16									



ぶん や せいかつ し えん 分野 2 生活支援	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	ねん へいせい ねん ど じっせき 2016年(平成28年)度実績
そうだん し えん じぎょう 相談支援事業の じゅうじつ 充実	● 障がい者相談支援事業 ・市内20か所で実施 ・2016年度相談支援件数:76,533件 ・2016年度末登録者数:6,337人 ● 障がい児等療育支援事業 ・市内5か所で実施 ・訪問29件、外来117件 ・施設支援434件
じゅうどしやう 重度障がいのある ひと たい し えん 人に対する支援 ぱーそなるあし (パーソナルアシ す たん す じぎょう スタンス事業) ⇒65～66ページ さんしやう 参照	● 利用者数:70名 ● 介助登録者数:515名 ● 移行時間(※)(1人あたり平均)172時間 /月 ● 利用時間(1人あたり平均)223時間/月 ※移行時間とは……支給決定を受けた 重度 訪問介護の時間をパーソナルアシスタンス 事業に移行した時間のことです。

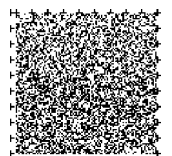


ぶんや 分野3 ほけん いりょう 保健・医療	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	ねん へいせい ねん ど じっせき 2016年(平成28年)度実績
にゅうよう じ けんこうしん さ 乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ● 4か月児健診 <small>じゅしんしゃすう じつ にん のべ にん</small> 受診者数 実14,301人(延15,668人) ● 1歳6か月児健診 <small>じゅしんしゃすう じつ にん のべ にん</small> 受診者数 実13,983人(延15,379人) ● 3歳児健診 <small>じゅしんしゃすう じつ にん のべ にん</small> 受診者数 実13,740人(延14,148人) ● 5歳児健診 <small>じゅしんしゃすう じつ にん のべ にん</small> 受診者数 実 618人(延 619人)
じりつしえん いりょう 自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 育成医療(⇒183ページ参照) <small>きゅう ふ けんすう けん</small> 給付件数: 1,656件 ● 更生医療(⇒183ページ参照) <small>きゅう ふ けんすう けん</small> 給付件数: 52,206件 ● 精神通院医療(⇒183ページ参照) <small>きゅう ふ けんすう けん</small> 給付件数: 786,401件



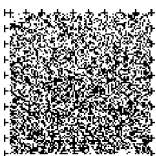
ぶん や せいかつかんきょう 分野4 生活環境	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	ねん へいせい ねん ど じっせき 2016年(平成28年)度実績
ほ どう ば り あ ふ り ー 歩道バリアフリー せい び じ ぎ ょう 整備事業	●重点整備地区(⇒184ページ参照)の生活 かんれんけいろ えんちやうやく きろめ-とる ほ どう ば り 関連経路として、延長約8kmの歩道バリ あ ふ り ー こ う じ じ っ し アフリー工事を実施
ち か て つ し で ん 地下鉄・市電にお あんぜんたいさく ける安全対策	●東豊線に可動式ホーム柵の設置作業を行 い、地下鉄3線全駅への設置が完了 ●市電の資生館小学校前停留場のバリア ふ り ー か せい び じ っ し フリー化整備を実施

ぶん や きやういく ほったつ し えん 分野5 教育・発達支援	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	ねん へいせい ねん ど じっせき 2016年(平成28年)度実績
しょう じ ほいくじゅんかい 障がい児保育巡回 し どう 指導	●認可保育所293園(認定こども園含む)、 ち いきがた ほいく じぎやうしよ えんちやう しょう じ 地域型保育事業所78園中、障がい児の うけい えん めい 受入れは168園348名 ●巡回指導回数:340回
ひとりひとり まな 一人一人が学び そだ きやういくてき 育つための教育的 し えん じゅうじつ 支援の充実	●学びのサポーター(⇒184ページ参照) かつようこうすう こう 活用校数:282校 ●支援対象児童生徒数:1,306人



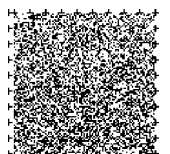
ぶん や こ よう しゅうろ う 分野6 雇用・就労	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	ねん へいせい ねん ど じっせき 2016年(平成28年)度実績
しゅうろうそうだん し えんたいせい 就労相談支援体制 の充実(障がい者 就業・生活相談支 援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● いたく じぎょうしょ しょ 委託事業所: 4 か所 ● じょぶさぽーたー (⇒184ページ参照): めいはいち めいぞう 7名配置(1名増) ● そうだんけんすう けん 相談件数: 23,333件 ● しゅうしょく むす けんすう じん 就職に結びついた件数: 150人
せいひん はんろかくだい 製品の販路拡大 支援	<ul style="list-style-type: none"> ● げんきしよっぱ ぺーじさんしょう 元気ショップ(⇒185ページ参照) うりあげ えん 売上: 72,096,348円 らいきゃくすう じん 来客数: 129,192人 ● げんきしよっぱ ぺーじ 元気ショップいこ〜る(⇒185ページ さんしょう 参照) うりあげ えん 売上: 26,384,844円 らいきゃくすう じん 来客数: 33,111人

ぶん や じょうほう こ み ゅ に けー し ょ ん 分野7 情報・コミュニケーション	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	ねん へいせい ねん ど じっせき 2016年(平成28年)度実績
てんじ おんせい 点字・音声による 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● てんじ こえ でいじー 点字さっぽろ・声のさっぽろ(デイジー ばん はっこう 版)の発行 りょうしゃすう じん のべ じん 利用者数: 690人(延5,253人)



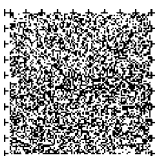
ぶん や す ぽ ー つ ぶん か 分野8 スポーツ・文化	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	ねん へいせい ねん ど じっせき 2016年(平成28年)度実績
しょう しゃす ぽ ー つ 障がい者スポーツ の振興 しんこう	<ul style="list-style-type: none"> ● しょう しゃす ぽ ー つ たいけんかい かいさい 障がい者スポーツ体験会の開催 らいじょうしゃすう にん 来場者数:200人 ● ばらりんぴっく ぎきょうしつ かいさい パラリンピック競技教室の開催 さんか しゃすう にん 参加者数:29人

ぶん や あんぜん あんしん 分野9 安全・安心	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	ねん へいせい ねん ど じっせき 2016年(平成28年)度実績
さいがい じ きんきゅうけい 災害時の緊急受入 れに関する関係機 関との協定 かん きょうてい	<ul style="list-style-type: none"> ● さつぼろし きょうてい ていけつ だんたい か 札幌市と協定を締結している、団体の加 めいしせつ ごうどう だい き ぼ ひ なんくんれん じっし 盟施設と合同の大規模避難訓練を実施す るとともに、くんれんご か だい ちゅうしゅつ ほんせい 訓練後の課題の抽出・反省を おこな ひ なんくんれん かい じっし 行う「避難訓練ふりかえり会」を実施
きぎょう れんけい 企業などとの連携 すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> ● じぎょうしゃ く つうほう けんすう けん 事業者が区に通報した件数:8件 ● じぎょうしゃ けいさつしょ しょうぼうしょ つうほう けんすう 事業者が警察署・消防署に通報した件数: 10件 ● じぎょうしゃ ちいきかんけいしゃ れんけい たいおう 事業者が地域関係者と連携し対応した けんすう けん 件数:6件 ● じぎょうしゃ さいほうもん きんきゅうれんらくさき れんらくとう 事業者の再訪問や緊急連絡先への連絡等 かんけつ じれい けん で完結した事例:15件



ぶん や さ べ つ か い し ょ う け ん り ょ う ご 分野10 差別の解消・権利擁護	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	ねん へいせい ねん ど じっせき 2016年(平成28年)度実績
しょうがいしゃ さ べ つ か い し ょ う ほう 障害者差別解消法 えんかつ し こ う の円滑な施行	<p>●「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」及び「共生社会の実現」に向けた札幌市職員の接遇要領」を作成し、職員研修等の取組を推進している。</p>
けん り ょ う ご かか 権利擁護に係る そうだん し えん じゅうじつ 相談支援の充実	<p>●障がい者あんしん相談運営事業(⇒149ページ参照) そうだんけんすう けん 相談件数:2,496件</p> <p>●成年後見制度利用支援事業(⇒139ページ参照) じ さんし ょ う 市長申立件数:14件</p>

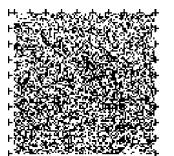
ぶん や ぎ ょ う せ い さ - び す はいりよ 分野11 行政サービスにおける配慮	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	ねん へいせい ねん ど じっせき 2016年(平成28年)度実績
し ょ く い ん た い し ょ う 職員に対する障が しゃりかい そくしん い者理解の促進	<p>●札幌市職員に対し、職員用ホームページ上に特設ページを設けるなど、障害者差別解消法に関する情報を発信するとともに、障がい種別に応じた配慮例等を周知している</p> <p>●全部局において職場研修の実施 じっし かいすう かい じゅうこうしゃすう じん 実施回数:150回 受講者数:5,529人</p>



2016年11月から12月にかけて行った、障がい児者実態等調査(⇒154ページ参照)の結果と、2013年度に行った同じ調査の主な結果を比較し、札幌市の取組の効果について振り返ります。

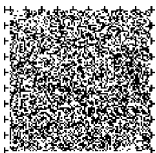
【調査対象】

- ・ 障がいのある人(6,000人)
- ・ 18歳以上の身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人
- ・ 障がいのある子ども(1,000人)
- ・ 18歳未満の身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人
- ・ 難病患者(500人)
- ・ 難病患者団体の会員の人
- ・ 施設入所者
- ・ 主に身体障がいのある人向けの施設または主に知的障がいのある人向けの施設に入所している人
- ・ 精神科病院入院患者
- ・ 1年以上、精神科病院に入院している人



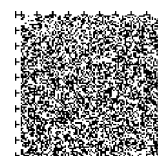
しょう ひと たい しみんりかい 障がいのある人に対する市民理解		
しょう ひと たい あんけーとちようさ ●障がいのある人に対するアンケート調査		
	ねん ちようさ 2013年度調査	ねん ちようさ 2016年度調査
ふか おも 深まっていると思う	8.8%	6.8%
ふか おも まあまあ深まってい ると思う	20.5%	19.8%
しょう こ ほごしゃ たい あんけーとちようさ ●障がいのある子ども(保護者)に対するアンケート調査		
	ねん ちようさ 2013年度調査	ねん ちようさ 2016年度調査
ふか おも 深まっていると思う	2.7%	2.1%
ふか おも まあまあ深まってい ると思う	16.3%	12.2%
なんびようかんじゃ たい あんけーとちようさ ●難病患者に対するアンケート調査		
	ねん ちようさ 2013年度調査	ねん ちようさ 2016年度調査
ふか おも 深まっていると思う	5.3%	3.7%
ふか おも まあまあ深まってい ると思う	21.2%	15.7%

しょう ひと たい しみんりかい ちようさ ねん
障がいのある人に対する市民理解では、どの調査でも2013年
どちようさ ひく しょう ひと たい りかいそくしん
度調査より低くなっており、障がいのある人に対する理解促進が
すす けっか
進んでいない結果となりました。



<small>しょう</small> <small>ひと</small> <small>きぼう</small> <small>せいかつ</small> 障がいのある人が希望する生活のためにあればいいこと		
<small>しょう</small> <small>ひと</small> <small>たい</small> <small>あんけーとちようさ</small> ●障がいのある人に対するアンケート調査		
	<small>ねん</small> <small>ど</small> <small>ちよう</small> <small>さ</small> 2013年度調査	<small>ねん</small> <small>ど</small> <small>ちよう</small> <small>さ</small> 2016年度調査
<small>こう</small> <small>れい</small> <small>あ</small> <small>ん</small> <small>しん</small> 高齢になっても安心 <small>せいかつ</small> して生活できること	45.7%	54.4%
<small>こ</small> <small>ま</small> <small>そ</small> <small>う</small> <small>だ</small> <small>ん</small> 困ったときに相談で <small>お</small> <small>し</small> <small>ば</small> きて教えてくれる場 <small>しよ</small> 所	36.9%	39.3%
<small>しょう</small> <small>こ</small> <small>ほ</small> <small>ご</small> <small>しゃ</small> <small>たい</small> <small>あん</small> <small>けー</small> <small>と</small> <small>ちよう</small> <small>さ</small> ●障がいのある子ども(保護者)に対するアンケート調査		
	<small>ねん</small> <small>ど</small> <small>ちよう</small> <small>さ</small> 2013年度調査	<small>ねん</small> <small>ど</small> <small>ちよう</small> <small>さ</small> 2016年度調査
<small>こう</small> <small>れい</small> <small>あ</small> <small>ん</small> <small>しん</small> 高齢になっても安心 <small>せいかつ</small> して生活できること	38.0%	31.3%
<small>こ</small> <small>ま</small> <small>そ</small> <small>う</small> <small>だ</small> <small>ん</small> 困ったときに相談で <small>お</small> <small>し</small> <small>ば</small> きて教えてくれる場 <small>しよ</small> 所	34.9%	31.3%
<small>なん</small> <small>び</small> <small>よう</small> <small>かん</small> <small>じゃ</small> <small>たい</small> <small>あん</small> <small>けー</small> <small>と</small> <small>ちよう</small> <small>さ</small> ●難病患者に対するアンケート調査		
	<small>ねん</small> <small>ど</small> <small>ちよう</small> <small>さ</small> 2013年度調査	<small>ねん</small> <small>ど</small> <small>ちよう</small> <small>さ</small> 2016年度調査
<small>こう</small> <small>れい</small> <small>あ</small> <small>ん</small> <small>しん</small> 高齢になっても安心 <small>せいかつ</small> して生活できること	52.7%	47.2%
<small>こ</small> <small>ま</small> <small>そ</small> <small>う</small> <small>だ</small> <small>ん</small> 困ったときに相談で <small>お</small> <small>し</small> <small>ば</small> きて教えてくれる場 <small>しよ</small> 所	39.8%	32.4%

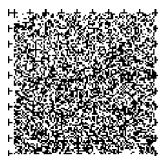
とく しょう ひと なん び よう かん じゃ こう れい
 特に、障がいのある人と難病患者が、高齢
とき せいかつ ふ あん か か
 になった時の生活に不安を抱えていること
なん び よう かん じゃ ふ く しょう ひと
 がわかり、難病患者を含む障がいのある人の



高齢化への対応が求められています。

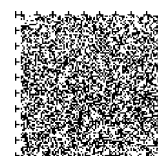
また、どの調査でも依然として30～40%の人が困ったときに相談できる場所を求めており、生活する上でのニーズが多様化・複雑化していることがうかがえます。

退所・退院に向けての問題点や必要な生活支援		
●主に身体障がいのある人が入所する施設に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
夜間や緊急時の支援に不安	34.3%	74.0%
服薬管理を含めた医療ケアに不安	33.6%	38.0%
●主に知的障がいのある人が入所する施設に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
夜間や緊急時の支援に不安	42.3%	51.1%
服薬管理を含めた医療ケアに不安	33.6%	24.3%
●精神科病院入院患者		
	2013年度調査	2016年度調査
退院に向けての生活支援として訪問看護サービスが必要	52.7%	47.2%



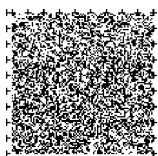
施設に入所している人は、夜間や緊急時の支援と服薬を含めた医療ケアに不安を感じており、精神科病院入院患者も訪問看護サービスを求めていることがわかり、施設に入所している人や精神科病院入院患者の地域に当たっては、地域生活を支えるための医療を含むサービス提供基盤の一層の充実が必要となります。

施設に入所している人の年齢と障害支援区分		
●主に身体障がいのある人が入所する施設に対するアンケート調査		
年齢	2013年度調査	2016年度調査
20歳未満	0%	8.0%
20代	4.9%	2.4%
30代	12.4%	16.0%
40代	14.1%	12.0%
50代	19.8%	18.4%
60～64歳	23.3%	13.2%
65歳以上	25.4%	30.0%
障害支援区分	2013年度調査	2016年度調査
区分1	0%	0%
区分2	0%	0%
区分3	6.7%	5.2%
区分4	20.1%	15.6%
区分5	29.7%	27.6%
区分6	43.5%	51.6%



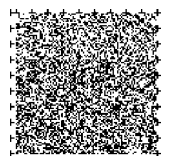
●主に知的障がいのある人が入所する施設に対するアンケート調査		
ねんれい 年齢	ねん どころさ 2013年度調査	ねん どころさ 2016年度調査
さい み まん 20歳未満	0%	0.2%
だい 20代	16.6%	14.6%
だい 30代	27.2%	24.1%
だい 40代	23.3%	23.7%
だい 50代	14.0%	14.8%
60～さい 64歳	5.4%	7.3%
さい い じょう 65歳以上	12.7%	15.4%
しょうがい し えん く ぶん 障害支援区分	ねん どころさ 2013年度調査	ねん どころさ 2016年度調査
く ぶん 区分1	0%	0%
く ぶん 区分2	1.8%	1.0%
く ぶん 区分3	7.4%	6.7%
く ぶん 区分4	18.8%	16.8%
く ぶん 区分5	25.2%	23.9%
く ぶん 区分6	46.8%	51.5%

主に身体障がいのある人が入所する施設、主に知的障がいのある人が入所する施設ともに、年齢が65歳以上の人の割合が増加しており、障害支援区分は区分6の人が増加していることから、施設に入所している障がいのある人は高齢化・重度化していることがわかります。



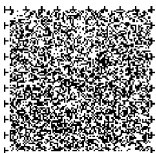
<small>こんご きょういく りょういく</small> 今後の教育や療育(⇒185ページ参照)について力を入れるべきこと		
<small>しょう</small> ●障がいのある子ども(保護者)に対するアンケート調査		
	<small>ねん ども ちよう さ</small> 2013年度調査	<small>ねん ども ちよう さ</small> 2016年度調査
<small>しょう おう</small> 障がいに応じた <small>きょういく ないよう じゅうじつ</small> 教育内容の充実	45.9%	42.3%
<small>ぎ む きょういく しゅうりょう ごと</small> 義務教育終了後の <small>しんろ しゅうしょく さき</small> 進路(就職先)の <small>かく ほ</small> 確保	49.0%	41.8%
<small>つうじょう がつきゅう ほいく しょ</small> 通常の学級、保育所、 <small>ようちえん うけい</small> 幼稚園への受入れ <small>じゅうじつ</small> の充実	33.1%	30.5%

こんご きょういく りょういく
 今後の教育や療育について力を入れるべきこととして、ぎ む きょう
いく しゅうりょう ごと
 義務教育終了後の進路(就職先)の確保は改善傾向にあるものの、依然
たか わりあい すい い
 として高い割合で推移しており、ほかの項目も横ばいであること
しょう
 から、障がいのある子どもへの療育や教育に係る支援強化につい
けいぞく か だい
 ては、継続した課題といえます。



差別を受けたり、いやな思いをしたことがあるか		
●障がいのある人に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
ある	49.5%	46.6%
●障がいのある子ども(保護者)に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
ある	69.0%	61.2%
●難病患者に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
ある	34.5%	35.2%

差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある人の割合はどの調査でも高くなっており、「いやなことを言われた」「じろじろ見られた」という人が多くなっています。2016年(平成28年)4月1日に施行された障害者差別解消法に基づく取組を一層推進する必要があります。

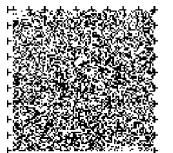


札幌市では、これまでも、さっぽろ障がい者プランに基づき、着実に施策を進め、法律が定める障害福祉サービス等も含めて、障がい福祉施策全般の充実を進めてきました。

しかしながら、札幌市が実施したアンケート調査結果にもあるとおり、障がいのある人、障がいのある子ども、その家族には、いまだに多くの生活のしづらさが残っています。

こうした課題に対応していくためには、国による法律や制度の改善だけでなく、札幌市の障がい福祉施策を組み合わせるなど、工夫して取り組むとともに、障がい福祉施策と、他部局の関連施策との連携も更に深めていく必要があります。

また、こうした施策の充実等においては、障がいのある本人の意見を最大限尊重して行っていくことが重要です。



第3章 さっぽろ障がい者プラン2018の体系

1 基本理念・計画目標・分野

このさっぽろ障がい者プラン2018を策定するために設置した「札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会」において、これまでのプランにおいても掲げてきた基本理念である「共生社会の実現」については、関連法との関係からも、継続して取り組んでいくべき重要な事柄であるとのことをご意見をいただきました。

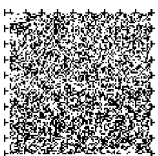
このことを踏まえて、今後の施策の方向性については、これまでとの継続性を重視した基本理念をベースとし、この間の国の法制度等の動向や、障がいのある人のニーズを踏まえ、計画目標を新たに加えるなどの見直しを行います。

(1) 基本理念

障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

(2) 計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤（⇒185ページ参照）の一層の充実
- 4 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消



ぶん や しょう しゃけいかく しょう ふく し けいかく しょう じ ふく し けいかく
(3)分野 (障がい者計画) と障がい福祉計画・障がい児福祉計画

おうだんてきぶん や
横断的分野

かくぶん や し さ く すいしん
 各分野の施策を推進していくための
 き ほん かんが かつ ふく ぶん や
 基本となる考え方を含む分野について
 あら おうだんてきぶん や い ち ぜんちよう
 新たに横断的分野と位置づけて、全庁
 てき すいしん はか
 的な推進を図ります。

しょう とう り かいそくしん
障がい等への理解促進

せいかつかんきよう せい び
生活環境の整備

じょうほう あ く せ し び り て い こうじよう
情報アクセシビリティ(※)の向上・
 い し そつう し えん じゅうじつ
意思疎通支援の充実

しょう りゆう さ べつ かいしょう けんりようご
障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

あ く せ し び り て い りよう い み
 ※アクセシビリティとは、「利用しやすさ」という意味です。

し さ く ぶん や
施策分野

く し えん
暮らしの支援

ほ けん いりよう すいしん
保健・医療の推進

りよういく きょういく じゅうじつ
療育・教育の充実

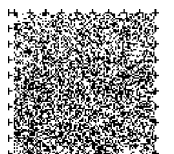
こ しょう しゅうろう そくしん
雇用・就労の促進

す ぽ ー つ ぶんかとう しんこう
スポーツ・文化等の振興

あんぜん あんしん じつげん
安全・安心の実現

しょう ふく し けいかく しょう じ ふく し けいかく
【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

しょう しゃけいかく かくぶん や とりくみ つう せい か もくひよう
・障がい者計画の各分野の取組を通じた成果目標や
 しょうがいふくし さ ー び すとう さ ー び す みこみりよう
障害福祉サービス等のサービス見込量など



2 分野ごとの基本施策

10の分野それぞれに基本施策を設定し取組を推進していきます。

■横断的 分野1 障がい等への理解促進

- 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進
- 3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

■横断的 分野2 生活環境の整備

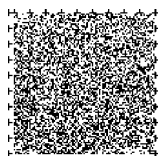
- 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 2 住まいの確保

■横断的 分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

- 1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
- 2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
- 3 障がいに配慮した市政情報の提供
- 4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

■横断的 分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

- 1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備
- 3 権利擁護等の推進
- 4 障がい児・者虐待防止の推進



■ 施策分野1 暮らしの支援

- 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 3 福祉用具などの普及促進・利用支援
- 4 地域福祉を担う人材育成・確保

■ 施策分野2 保健・医療の推進

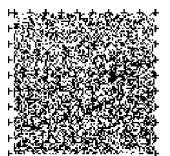
- 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、障がいの早期発見
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 精神保健・医療の充実
- 4 難病に関する保健・医療施策の推進

■ 施策分野3 療育・教育の充実

- 1 ライフステージに応じた支援体制の充実
- 2 療育の充実
- 3 学校教育の充実
- 4 成人期への移行支援

■ 施策分野4 雇用・就労の促進

- 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
- 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
- 3 障がいのある人の一般就労の推進
- 4 福祉的就労における工賃向上

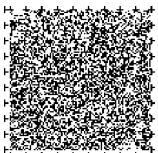


し さくぶん や す ぽ ー つ ぶん か とう しんこう
■ 施策分野5 スポーツ・文化等の振興

- 1 す ぽ ー つ ぶん か げいじゅつかつどう しやうがいがくしゅうかつどう たい し えん
1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

し さくぶん や あんぜん あんしん じつげん
■ 施策分野6 安全・安心の実現

- 1 さいがい ゆき つよ すいしん
1 災害や雪に強いまちづくりの推進
- 2 さいがいじ たいおうりよく こうじやう
2 災害時における対応力の向上
- 3 ち いき みまも かつどう すいしん
3 地域における見守り活動の推進
- 4 しやうひしゃひがい ぼうし
4 消費者被害の防止



第4章 障害者計画の施策展開（横断的分野）

横断的分野1 障害者等への理解促進

<現状と課題>

共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、
障害のある人に対する理解を一層深めていく必要があります。
特に、障害のない人たちへの障害者等に対する理解の促進や、
偏見の解消が重要です。

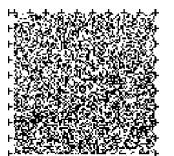
しかし、札幌市が実施した調査結果からは、障害のある人への理
解があまり進んでいないという結果がでています(⇒24ページ参照)。

これらを解決するためには、障害者基本法をはじめとした障
がいの福祉に関する制度等の普及を図るほか、障害当事者による普
及・啓発活動を一層推進するとともに、子どもの頃から、障
がいの理解が深まるような取組を進める必要があります。

<2016年度障害者実態等調査から>

障害者への理解が深まるために必要なこと

- 福祉教育の充実（障害者調査 44.9%、障害児調査
61.6%、難病患者調査 59.3%）
- ボランティアの育成（障害者調査 32.1%、障害児調
査 29.0%、難病患者調査 50.9%）
- 障害のある人とない人が一緒に教育できる（障害児
調査 70.4%）



基本方針

基本方針 1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図ります。

基本方針 2 市民や企業の自主的な福祉活動を支援し、理解促進を図ります。

基本施策

基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

基本施策 2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

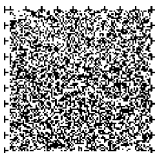
基本施策 3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

○市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。

○子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。

○障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある人とない人の交流を促進します。



！ 重点取組

◆ ヘルプマークやヘルプカード (⇒186ページ参照) の普及を通じた内部障がい等の理解促進 (新規)

難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある人にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮を提供しやすい環境づくりを推進していきます。

また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。

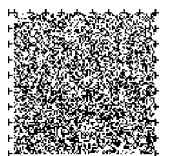
◆ 手話が言語であることについての普及啓発 (新規)

手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であることについて、より多くの市民に理解が広がるよう、ホームページやパンフレット、動画など、様々な媒体を活用し、分かりやすい普及啓発を行います。

◆ 出前講座 (⇒186ページ参照) や普及啓発用冊子等を活用した啓発・広報

地域や学校に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報共有を行い、心のバリアフリーや、障がい福祉について一緒に考えていきます。

また、普及啓発用冊子の内容を充実させ、様々な機会配布することにより、障がい者理解の促進を図ります。



◆ 福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本（⇒186ページ参照）など）

学校教育において障がいのある人に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、市内の小学校に配布し、授業に役立てます。

◆ 障害者週間記念事業の実施

障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。

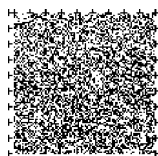
基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

○ 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施などの取組を進めます。

！ 重点取組

◆ 障がい当事者の講師派遣

障がい当事者を講師として養成・登録し、その人を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッション（⇒187ページ参照）等を行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する理解促進をはかります。



基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

○各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じて、障がい等への理解を促進します。

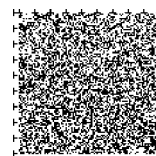
！ 重点取組

◆ ボランティア活動への支援

ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランティア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。

◆ まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・サポートとほっと基金（⇒187ページ参照））

障がいのある人などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。



げんじょう か だい
＜現状と課題＞

札幌市では、「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、障がいのある人や高齢の人を含む全ての人が安心して、快適に暮らせるまちづくりを目指し、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進してきました。

その後、2006年(平成18年)に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」をうけ、2009年(平成21年)に新・札幌市バリアフリー基本構想を策定し、市内53の重点整備地区を設定し、施設のバリアフリー化を推進しています。

こうした結果、市民の皆さんに、物理的なバリア(⇒187ページ参照)が少しずつ改善されていると認識されている一方で、制度、文化・情報や意識等のバリア(⇒187ページ参照)の改善があまり進んでいないという受け止められ方がされています。

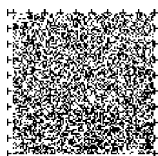
また、依然として、市営住宅やグループホームなど、地域生活を送るうえで必要な、住まいの場の確保が求められています。

更に、2016年(平成28年)4月に、障害者差別解消法が施行されたことにより、社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上に努めていく必要があります。

ねん ど しょう じ しゃじつたいとうちょう さ
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

かく ばり あ かいぜん かいとう ひと わりあい
各バリアを改善されていると回答した人の割合。

ぶつりてき ばり あ せいどてき ばり あ ぶん か じょうほう
物理的バリア(60.4%)、制度的バリア(28.2%)、文化・情報
めん ばり あ いしきじょう ばり あ
面でのバリア(39.3%)、意識上のバリア(27.5%)



基本方針

基本方針1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本施策

基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

基本施策2 住まいの確保

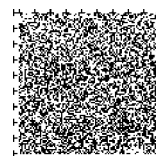
基本施策1 バリアフリー（⇒188ページ参照）に基づくまちづくりの推進

○全ての市民が1年を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、バリアフリー新法や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの方が安全・快適に利用できるユニバーサルデザイン（⇒188ページ参照）によるまちづくりを進めます。

重点取組

◆福祉のまちづくり推進会議

全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。



◆^{やさ おも ばり あふり - すいしん} 優しさと思いやりのバリアフリーの推進

^{さっぽろし あら し せつ せいび さい しょう ひと こうれい}
札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある人や、高齢
^{ひと ちから か ひと め かんかく かくにん こうきょうし せつ ば}
の人の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバ
^{り あふり - ち え っ く し す て む おお ひと り よう けんちくぶつ}
リアフリーチェックシステム」と、多くの人が利用する建築物で
^{し こ み ぜん ふせ しょう ひと こうれい ひと あんぜん}
の事故を未然に防ぎ、障がいのある人、高齢の人にとって安全で
^{つか し せつ き けん し せつ そう き はつ けん}
使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するため
^{き けん し せつ とう つう ほう し す て む ひ つづ かつ よう}
の「危険施設等通報システム」について引き続き活用していくと
^{こう かく て き し す て む あ かつ けん とう}
ともに、効果的なシステムの在り方についても検討していきます。

◆^{しん さっぽろし ばり あふり - きほんこうそう もと せいび すいしん} 新・札幌市バリアフリー基本構想に基づく整備推進

^{しん さっぽろし ばり あふり - きほんこうそう もと すべ ひとびと あんしん}
新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、全ての人々が安心
^{く わ へだ しゃかい かつ どう さん か}
して暮らし、分け隔てなく社会活動に参加できるまちづくりを目
^{ざ そうごう て き い っ た い て き ばり あふり - か そくしん}
指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

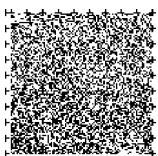
^{しん さっぽろし ばり あふり - きほんこうそう だんかいてき けい}
また、新・札幌市バリアフリー基本構想についても、段階的、継
^{ぞく て き はつ て ん はか}
続的な発展を図っていきます。

◆^{こうつう ばり あふり - すいしん じぎょう} 交通バリアフリー推進事業

^{しょう ひと こうれい ひと こうきょうこうつう き かん り よう い}
障がいのある人や高齢の人などが公共交通機関を利用して移
^{どう さい り べんせい およ あんぜんせい こうじょう そくしん はか こうきょうこうつう}
動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通
^{じぎょうしゃ おこな ばり あふり - か せいび ほ よ おこな かく}
事業者が行うバリアフリー化整備について補助を行うことで、各
^{かんりしゃ れんけい とりくみ すす}
管理者と連携しながら取組を進めます。

◆^{ゆ に ば - さる で、ざいんたくし - どうにゆうひ ほじょじぎょう しんき} ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業（新規）

^{くるまい す しょうしゃ かぎ あしこし よわ こうれい ひと にんさん ぶ べ び -}
車椅子使用者に限らず、足腰の弱い高齢の人、妊産婦、ベビー
^{か - しょう ひと だれ り よう こうぞう ゆ に ば -}
カーを使用している人など、誰もが利用しやすい構造のユニバー



さるでざいんたくしー ふきゅうそくしん はか たくしーじぎょうしゃ
サルデザインタクシーの普及促進を図るため、タクシー事業者
とう こうにゅうひよう たい ほじょきん こうふ
等の購入費用に対して、補助金を交付します。

◆ 歩道バリアフリー整備事業

だれ あんしん ほこう ほどう ていきょう じゅうてんてき せいび
誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に整備
するべき地区の生活関連経路の歩道のバリアフリー化を推進し
ます。

◆ 安全・安心な公園再整備事業

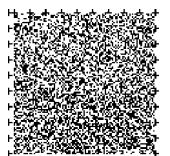
しょう ひと こうれい ひと だれ かいてき りよう こうえん
障がいのある人や高齢の人など、誰もが快適に利用できる公園
せいび すす ていりぐち えんろだんさかいしゅう かいだん て せっち べ
整備を進めます。出入口・園路段差解消や階段の手すり設置、ベ
ンチなどの休養施設・身障者対応型便所の改修等を行います。

◆ 市有施設の保全改修に併せたバリアフリー化による改善の推進
オストメイト対応トイレ (⇒188ページ参照) の設置や点字ブ
ロックの敷設など、既存の市有施設の保全改修に併せて、バリア
フリー化による改善を進めます。

◆ 地下鉄・市電における安全対策等

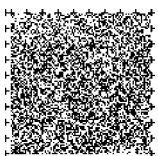
ちかてつ しでん あんぜんたいさくとう
地下鉄利用客に対する施設等の利用方法の周知や、マナー向
じょうとう よ しょう ひと こうれい ひと あんぜん
上を呼びかけるなど、障がいのある人や高齢の人などが安全で
あんしん ちかてつ りよう とりくみ すす
安心して地下鉄を利用できるよう取組を進めます。

また、路面電車停留場のバリアフリー化や新型低床車両導入
すす すべ ひと しせつせいび おこな
を進めるなど、全ての人にやさしい施設整備を行います。



◆ あんぜん じてんしゃ り ようかんま よう すいしん
安全な自転車利用環境の推進

ほ どうじょう ほ こうしゃ こうさく めいわく ちゅうりん ほ こうかんま よう
歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境の
あつ か か だい ふ しょう しょう ひと すべ
悪化などの課題を踏まえ、障がいのある人をはじめとする全ての
しみん あんしん あんぜん つうこう じてんしゃ り ようかんま よう じつげん
市民が、安心・安全に通行できる自転車利用環境を実現するため、
じてんしゃ つうこう くうかん めいかく か そうこう てき ちゅうりん たいさく すいしん る ー
「自転車通行空間の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルー
る ま な ー こう か てき しゅう ち けいはつ はか
ル・マナーの効果的な周知と啓発」を図ります。



基本施策2 住まいの確保

○障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの整備等により住まいの場の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

重点取組

◆グループホームの整備推進

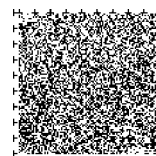
グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。

◆住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組

市営住宅抽選時の優遇や、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット（安全策）を構築し、高齢の人、障がいのある人など、住宅確保要配慮者の居住の場の安定確保を目指します。

◆車椅子利用者向け市営住宅の整備

恒常的に車椅子を使用している障がいのある人のための住戸を、市営住宅の一部に整備します。



げんじょう かだい
＜現状と課題＞

しょう ひと じょうほうしゅとく こみゆにけーしょん
障がいのある人の情報取得やコミュニケーションにおいては、
かぎ しょう とくせい おう しゅだん せんたく り
できる限り、それぞれの障がいの特性に応じた手段を選択し、利
よう じゅうよう
用できることが重要です。

さっぽろし しょう とくせい おう しゅだん じょうほう しゅとく
札幌市では、障がいの特性に応じた手段により、情報の取得や
こみゆにけーしょん かんきょう せいび む ねん へい
コミュニケーションしやすい環境の整備に向けて、2017年（平
せい ねん がつ さっぽろししょう とくせい おう こみゆにけーしょ
成29年）12月に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション
ん しゅだん りよう そくしん かん じょうれい しょう しゃこみゆにけーしょ
ン手段の利用の促進に関する条例（障がい者コミュニケーショ
ん じょうれい しこう じょうれい もと しょう とくせい おう
ン条例）」を施行しており、この条例に基づき、障がい特性に応じ
たこみゆにけーしょん しゅだん りよう そくしん じょうほうあくせ
たコミュニケーション手段の利用を促進することで、情報アクセ
しびりてい べーじさんしょう こうじょう すいしん
シビリティ（⇒189ページ参照）の向上を推進するとともに、意思
そつうしえん じゅうじつ ひつよう
疎通支援を充実していく必要があります。

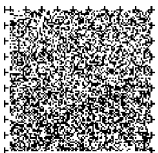
ねん どしょう じしやじったいとうちようさ
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

かぞくいがい ひと いし そつう じかん ひとり
家族以外の人との意思の疎通について、時間がかかったり、1人で
むずか かつ わりあい しょう しゃちようさ しょう じちようさ
は難しい方の割合（障がい者調査 43.9%、障がい児調査 55.6%）

きほんほうしん
基本方針

きほんほうしん しょう とくせい おう こみゆにけーしょん しゅだん りかい
基本方針1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解
りよう そくしん しょう ひと じょうほう しゅとく
と利用を促進し、障がいのある人が情報を取得したり、
こみゆにけーしょん かんきょう すず
コミュニケーションしやすい環境づくりを進めます。

きほんほうしん しょう ひと じょうほうつうしんぎじゅつ りようおよ かつよう
基本方針2 障がいのある人の情報通信技術の利用及び活用の
きかい かくだい はか じょうほうあくせしびりてい こうじょう
機会の拡大を図り、情報アクセシビリティの向上に
つなげます。



基本施策

- 基本施策1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
- 基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
- 基本施策3 障がい配慮した市政情報の提供
- 基本施策4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

基本施策1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

○手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション手段について、広く市民の理解を促進します。

重点取組

◆コミュニケーション手段に関する普及啓発（新規）

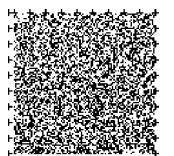
障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮などについて、ホームページやパンフレット、動画などにより分かりやすく周知していきます。

◆コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供

より多くの市民に障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学んでいただくため、講習会や出前講座などを開催します。

◆コミュニケーション手段を学ぶ取組への支援（新規）

市民が自主的に障がい特性に応じたコミュニケーション手段



を学ぶ取組を支援するため、札幌市のホームページにおけるサークル活動の紹介等の取組を行います。

【障がい特性に応じたコミュニケーション手段の例】

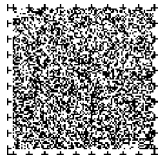
手話	手や指の動きなどの視覚情報により意思の疎通等が行われる言語です。
触手話	視覚と聴覚に障がいのある人(盲ろう者)が、手話で表現する相手の手に触れて情報を取得するものです。
要約筆記	パソコンやノートに筆記する等の方法で音声情報を要約し、文字等で情報を伝えるものです。
筆談	相互にノートなどに文字を書いて意思の疎通を行うものです。
点字	平面から盛り上がった6つの点により文字を表現するものです。
音訳	視覚に障がいのある人向けに、書籍などの視覚情報を音声で録音し、情報を伝えるものです。

基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

○障がいのある人が、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を円滑に利用できるよう、取組を進めます。

！ 重点取組

◆意思疎通支援事業の円滑な実施
 障害者総合支援法に基づく意思疎通支援について、引き続き



えんかつ じぎょう じっし つと ページさんしやう
円滑な事業の実施に努めます(⇒140ページ参照)。

◆意思疎通支援者の広域派遣(新規)

いし そつう しえんしや こういき はけん しんき
市民が札幌市外において手話通訳等の意思疎通を必要とする
ばあい たじちたい きょうりよく え げんち しえんしや はけん とりくみ
場合に、他自治体の協力を得て、現地の支援者を派遣する取組を
じっし
実施します。

◆区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置(新規)

くやくしやうとう こみゆにけーしょん しえんきき はいち しんき
区役所等に設置したタブレット端末(⇒189ページ参照)を使
よう えんかくしゅわつうやく おんせいにんしきあぶりけーしょん ページさんしやう し
用して、遠隔手話通訳や、音声認識アプリケーション(⇒189ペー
じさんしやう おんせいじょうほう もじか おこな
ジ参照)による音声情報の文字化を行います。

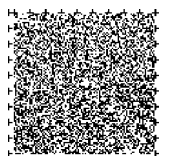
また、聴覚障がいがある人とのコミュニケーション促進のため、
ちやうかくしやう ひと こみゆにけーしょんそくしん
聴覚障がいのある人の聞き取りを補助するカウンタ型磁気誘導
しすてむ ページさんしやう ひ つづ どうにゆう
システム(⇒189ページ参照)も引き続き導入していきます。

◆合理的配慮に関する環境整備に対する支援(新規)

ごうりてきはいりよ かん かんきやうせいび たい しえん しんき
障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する合理的
しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん かん ごうりてき
配慮を提供しやすい環境を整備するため、事業者を支援します。

◆コミュニケーション支援者の確保及び養成

こみゆにけーしょん しえんしや かくほおよ ようせい
手話通訳者や要約筆記者(⇒190ページ参照)などの支援者を
しゅわつうやくしや ようやくひつぎしや ページさんしやう しえんしや
養成するための講座等を開催します。また、必要なコミュニケー
ようせい こうざとう かいさい ひつよう こみゆにけー
ション支援が行えるよう、支援者の確保に努めます。



◆ テレビ電話を活用した消費生活相談

聴覚障がいのある人が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ電話を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。

基本施策3 障がいに配慮した市政情報の提供

○ 障がいのある人が市政に関する情報を取得しやすいよう、障がいに配慮した市政情報の提供を進めます。

！ 重点取組

◆ 情報保障に関するハンドブックの作成・活用（新規）

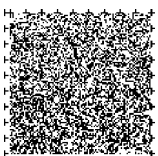
情報取得やコミュニケーションに関する障がいのある人が参加する会議等における配慮などをまとめたハンドブックを作成し、活用します。

◆ 札幌市公式ホームページの管理運営

障がいのある人がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。

◆ 福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

福祉ガイド等を作成・配布し、障がいのある人が利用できる各種サービス等について広く周知を図ります。



◆^{てんじ おんせい}点字・^{じょうほうていきょう}音声による情報提供

^{しかく}視覚に^{しょう}障がいの^{ひと}ある人のために、^{こうほう}広報さつぽろの^{てんじばん}点字版「^{てんじ}点字さつぽろ」、^{ろくおんばん}録音版「^{こえ}声のさつぽろ」を^{はっこう}発行するなど、^{しせいじょうほう}市政情報の^{てんじ}点字・^{おんせい}音声による^{じょうほうていきょう}情報提供の^{じゅうじつ}充実に^{つと}努めます。

◆^{さまざま}様々な^{しょう}障がいに^{はいりよ}配慮した^{じょうほうていきょう}情報提供

特に、^{とく}障がい^{しょう}福祉に関する^{ふくし}パンフレットや^{かん}ガイドブックなどは、^{ちてきしょう}知的障がいの^{ひと}ある人などにも^わ分かりやすい^{ひょうげん}表現に^{こころ}心がけ、^{かん}漢字への^{るび}ルビ、^{せんもんようごとう}専門用語等への^{ちゅうしやく}注釈、^{にじげんこーど}二次元コードを^つ付けるなど、^よ読みやすくする^{くふう}工夫に^{つと}努めます。

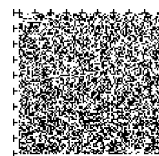
基本施策 4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

○^{しょう}障がいの^{ひと}ある人が^{じょうほうつうしんぎじゆつ}情報通信技術（^{いんたーねっと}インターネットなど）を^{りよう}利用することにより、^{ししょう}支障なく^{じょうほうでんたつ}情報伝達や^{じょうほうしゆとく}情報取得ができるよう、^{しえん}支援^{おこな}を行います。

重点取組

◆^{しょう}障がいの^{ひと}ある人の^{じょうほうつうしん}情報通信に関する^{しえん}支援（^{しょう}障がい者 I T（⇒190 ページ参照）^{さぽーとせんたー}サポートセンター）

^{しょう}障がいの^{ひと}ある人の^{じょうほうつうしんぎじゆつ}情報通信技術の^{りようきかい}利用機会や^{かつようのうりよく}活用能力の^{かくさ}格差^{ぜせい}是正を^{はか}図るための^{そうごうてき}総合的な^{さーび}サービス^{すていきょうきよてん}提供拠点として、「^{しょう}障がい者^{あいてい}サポートセンター」を^{せっち}設置し、^{じりつ}自立と^{しゃかいさんか}社会参加を^{そくしん}促進することを^{もくてき}目的に、^{あいてい} I T に関する^{かん}利用相談や^{りようそうだん}情報提供、^{じょうほうていきょう}パソコン講習の^{ばそこんこうしゆ}開催、^{かいさい}パソコンボランティアの^あ養成及び^{はけん}派遣^{おこな}を行います。



おうだんてきぶん や しょう りゆう さべつ かいしやう けんりようご
横断的分野 4 障がい理由とする差別の解消・権利擁護

げんじやう かだい
＜現状と課題＞

ねん へいせい ねん がつ しょうがいしや さべつかいしやうほう しこう ぎやうせい き
2016年(平成28年)4月、障害者差別解消法が施行され、行政機
かんとう みんかん じぎやうしや しょう りゆう さべつてきとりあつかい きんし
関等や民間事業者に障がいを理由とする差別的取扱いが禁止され
るとともに、しょうがいのあるひと ひつよう しゃかいてきしやうへき じよきよ じつ
施について必要かつ合理的な配慮が求められることとなりました。

いっぽう かこ さべつてきとりあつかい う かん
一方で過去に差別的取扱いを受けたことがあると感じたこと
のしょうがいのあるひと わりあい やく わり し ページ
ある障がいのある人の割合は約4～6割を占め(⇒30ページ
さんしやう しょうがいしや さべつかいしやうほう し しょう ひと
参照)、さらに、障害者差別解消法を知らなかった障がいのない人
のわりあい やく わり ほうりつじたい しゅうち すす
の割合が約7割となっており、法律自体の周知が進んでいないと
いうじやうきやう
状況にあります。

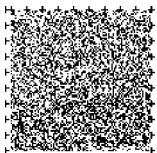
なか さつぽろし そつせん しょうがいしや さべつかいしやうほう もと けん
こうした中、札幌市は、率先して、障害者差別解消法に基づき、研
しゅう じつし とうりてきはいりよとう じれいしゅうしゅう とりくみ じつし
修の実施や合理的配慮等の事例収集などの取組を実施していく
ことで、しょうがい理由とする差別の解消を推進していきます。

しょうがいのあるひと たい ぎやくたい ほうし そうき はっけん
また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のため、
つうほう そうだんたいせい じゅうじつ ぎやくたい お とき かんけい
通報・相談体制を充実するとともに、虐待が起こった時には、関係
きかんとう れんけい てきせつ しえん おこな しょう
機関等との連携による適切な支援を行っていくなど、障がいのあ
るひと けんりようご とりくみ すいしん ひつよう
る人の権利擁護のための取組を推進していく必要があります。

きほんほうしん
基本方針

きほんほうしん しょうがいしや さべつかいしやうほう もと しょう りゆう さべつ
基本方針 1 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別
かいしやうおよ とうりてきはいりよ ていきやう すいしん とく
の解消及び合理的配慮の提供の推進に取り組みます。

きほんほうしん しょうがいしやぎやくたい ほうし しょうがいしや ようごしや たい しえんとう
基本方針 2 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に



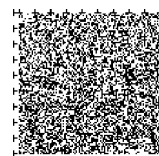
かん ほうりつ しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ほう もと しょう しゃ
 関する法律(障害者虐待防止法)に基づく障がい者
 ぎゃくたい ぼうしとう しょう ひと けんりようご す
 虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護を進めます。

基本施策

- 基本施策 1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 基本施策 2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備
- 基本施策 3 権利擁護等の推進
- 基本施策 4 障がい児・者虐待防止の推進

基本施策 1 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、市民や民間事業者等の理解を促進します。
- 札幌市職員に対し、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」に基づく職場研修を実施することで、法律の理解促進及び適切な対応能力の向上を図ります。
- 「札幌市共生社会推進協議会」の開催を通じて、障がいがある人の日常生活を支える関係機関による自主的な差別の解消の取組を推進し、障がいのある人が地域で安心して生活する環境づくりをめざします。





重点取組

◆市民向けフォーラムの実施（新規）

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しゅうち ふおーらむ じっし ひろ
 障害者差別解消法の周知にかかるフォーラムを実施し、広く
 しみん たい しょうがいしゃ さべつかいしょうほう ないよう しゅうち しょう
 市民に対して、障害者差別解消法の内容を周知するとともに、障
 がいとう にかいそくしん はか
 がい等への理解促進を図ります。

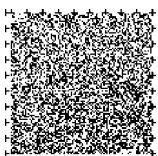
◆職員研修の実施

しよくば けんしゅうとう つう さっぽろ ししよくいん たい しょうがいしゃ さべつかいしょうほう
 職場研修等を通じ、札幌市職員に対する障害者差別解消法や、
 しょう しゃりかい そくしん はか かくしよくば しょう
 障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいのある
 ひと はいりよ てっぺい
 人への配慮を徹底していきます。

また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有するこ
 しやくしよ そしきぜんたい しょう ひと たいおうりよく こうじょう
 とで、市役所組織全体として、障がいのある人への対応力の向上
 はか
 を図ります。

◆札幌市共生社会推進協議会の開催（新規）

さっぽろ し きょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい かいさい しんき
 札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者など、障がいがあ
 ひと にちじょうせいかつ ささ かんけいきかん しょう どうじしゃ かぞく ぶん
 る人の日常生活を支える関係機関や障がい当事者（家族を含む。）
 ていきてき しょうがいしゃ さべつかいしょうほう かか そうだんじれい とりくみないよう
 によって、定期的に障害者差別解消法に係る相談事例や取組内容
 どう しょうほうきょうゆう きょうぎ おこな きかん じしゅ
 等について情報共有や協議を行うことで、それぞれの機関の自主
 てき とりくみ すいしん しょう ひと ちいき あんしん せいかつ
 的な取組を推進し、障がいがある人が地域で安心して生活できる
 かんきょう づくりをおこな
 環境づくりを行います。



さつぼろ し きょうせいしゃかいすいしんきょうぎ かい い め - じ
札幌市共生社会推進協議会 イメージ

しょう りゆう さべつ かん そうだん
障がい理由とする差別に関する相談

そうだん
相談

ふんそうかいけつ
紛争解決
 (※)

ふんそうかいけつ
 ※紛争解決にあたっては、
 かくそうだんまどぐち
 各相談窓口で
 たいおう
 対応することが
 きほん
 基本。

こうせい きかん そうだんまどぐち
構成機関の相談窓口

さつぼろ し
札幌市

- しょう ふくし か
○障がい福祉課
- そうだん し えん じぎょうしよ
○相談支援事業所
- きょういく いんかい
○教育委員会

じぎょうしゃ
事業者

- さつぼろしやこうかいぎしよ
○札幌商工会議所

しょう どう じしゃ
障がい当事者

- しょう しゃだんたい
○障がい者団体
- どう じ しゃだんたい
・当事者団体
- か ぞくかい
・家族会

くに どう きかん
国・道の機関

- ほっかいどう いしかりしんこうきよく
○北海道(石狩振興局)
- さつぼろほうむきよく
○札幌法務局
- ほっかいどうろうどうきよく
○北海道労働局

いりょう ふくし
医療・福祉

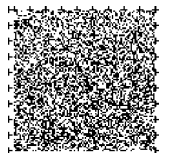
- さつぼろ し い し かい
○札幌市医師会
- さつぼろ し しゃかいふくしきょうぎ かい
○札幌市社会福祉協議会
- しょう じ しゃふくし しせつ
○障がい児・者福祉施設

ゆうしきしゃ
有識者

- がくしきけいけんしゃ
○学識経験者
- べんごし
○弁護士

かくこうせい
 各構成機関の
 相談事例や
 取組内容等に
 ついて情報共有・協議を行う。

きょうせいしゃかいすいしんきょうぎ かい
共生社会推進協議会



基本施策 2

行政サービス等における合理的配慮の提供 及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備

- 行政機関においては、窓口などにおける障がいのある人に対する配慮を徹底します。
- 障がいのある人が円滑にその権利を行使できるよう、市全体で必要な環境の整備やそれぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮の提供を行える環境の整備を図ります。

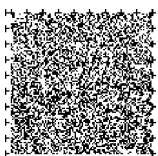
◆市民向けフォーラムの実施（新規）（再掲）
⇒56ページ参照

◆職員研修の実施（再掲）
⇒56ページ参照

◆ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進（新規）（再掲）
⇒39ページ参照

◆選挙における配慮
札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせと音読した音声版の選挙のお知らせを、関係世帯に配布します。

また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボード等の常備など、障がいのある人に配慮した投票環境を整備するとともに、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。



◆ 会議等における配慮

障がいのある人が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

基本施策3 権利擁護等の推進

- 障害者基本法、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」などの制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。
- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

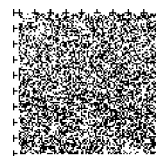
！ 重点取組

◆ 権利擁護等に係る相談支援の充実

障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業の一層の推進により、障がいのある人の権利擁護のための相談支援体制の強化を図ります。

◆ 北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある人の権利の擁護と障がいのある人が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。



さんこう
参考

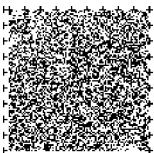
ほっかいどうしょう しゃじょうれい 北海道障がい者条例について

しょう しょう はんしん ちいき く しゃかい
障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づく
りを目指し、しょう しょう ひと けんりようご く ちいき
障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づく
りを目指し、しょう しょう ひと けんりようご く ちいき
りを目指し、しょう しょう ひと けんりようご く ちいき
りを推進するために北海道が制定した条例です。

おも し さく はしら つぎ
主な施策の柱は次の3つです。

- 1 しょう しょう ひと く ちいき すす
障がいのある人の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
- 2 ちいき い い く はたら しょう しゃ おうえん
地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
- 3 しょう しょう ひと ぎゃくたい さべつどう けんりようご すす
障がいのある人の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます

さっぽろし ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと しょう
札幌市においても、北海道障がい者条例に基づき、障がいのあ
る人もしょう しょう ひと とも く めざ
る人も障がいのない人も、共に暮らしやすいまちづくりを目指し
ていきます。



基本施策4 障がい児・者虐待防止の推進

○障がい者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい児・者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支援を進めます。

！ 重点取組

◆障がい者虐待防止対策等の推進

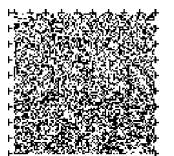
障がい者虐待防止法に基づき、障がい者虐待相談窓口において虐待通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日対応のための緊急窓口を設置することにより、24時間365日の通報受付を行います。

また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保護が必要な事案については、市内の入所施設等との連携により、速やかな保護を行います。

その他、セミナー等の開催、啓発リーフレットの配布等により、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待予防や早期発見に努めます。

◆虐待防止ネットワーク会議の開催（新規）

札幌市、国、北海道、医療、警察、福祉などの関係機関や障がい当事者（家族を含む。）によって、定期的に、障がい児・者の虐待防止のための情報共有や連携強化を図ることで、虐待の防止や、虐待を受けた人への迅速かつ適切な支援を可能とする体制整備を行います。



施策分野1 暮らしの支援

<現状と課題>

福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに応じた支援や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援が求められているほか、これからの地域福祉を担う人材の育成が求められています。医療的ケアを必要としている障害のある人や、重度の障害のある人、発達障害のある人、重複障害のある人など、様々な支援を必要とする人が地域で生活していくための体制や、障害のある人が高齢になっても地域で安心して暮らすことができるような体制を充実させる必要があります。

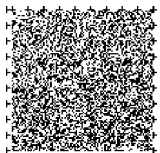
<2016年度障害児者実態等調査から>

希望する生活のためにあればいいこと

- 高齢になっても安心して生活できること(障害児者調査 54.4%、障害児調査 31.3%、難病患者調査 47.2%)
困ったときに相談できて教えてくれる場所(障害児者調査 36.3%、障害児調査 31.3%、難病患者調査 32.4%)

基本方針

基本方針1 障害のある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。



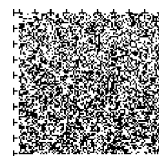
基本方針2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の社会資源の活用により、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

基本施策

- 基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援
- 基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。
- 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする障がいのある人に対する支援の充実について検討を進めます。
- 発達障がいのある人に対して、個々の特性に応じた支援が適切に行われるよう、支援体制の充実に努めます。
- 難病患者に対して、関係機関と連携しながら、一日の中での病状の變化や、病状自体が進行するなどの難病等の特性やニーズに応じた障害福祉サービス等の提供に努めます。



○障がいのある人だけではなく、その家族に対しても、関係者との連携を図りながら、支援の充実に努めます。

○障がいのある人が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の整備など、必要な支援体制の充実に努めます。

重点取組

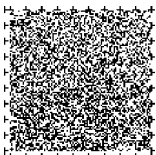
◆相談支援事業の充実

札幌市では、計画相談支援等を行う指定相談支援事業所の中から、「札幌市障がい者相談支援事業所」と「基幹相談支援センター」を運営する事業所を指定して委託実施しています。

「札幌市障がい者相談支援事業所」においては、専門研修を修了した相談員が、障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談に応じます。また、地域支援員（⇒190ページ参照）を配置して、区役所をはじめとする地域の関係機関や福祉関係者との連携を図るほか、地域で生活する障がいのある人をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援しています。

「基幹相談支援センター」においては、「札幌市障がい者相談支援事業所」に対する専門的な支援、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進、ピアサポーター（⇒190ページ参照）の活動支援を行っています。

各相談支援事業所の連携や、行政・関係機関等の様々な分野との協力、役割分担の在り方について検討しながら、障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業所の充実に努めます（⇒137～138ページ参照）。



◆ 自立支援協議会の運営及び実効性のある取組の強化

各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障がいのある人の個別のニーズから地域課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。

また、地域課題の解決に向けた各プロジェクトチーム（⇒191ページ参照）や各部会などの組織体制により、施策への意見反映を行うなど、実行性のある取組を進めていきます。

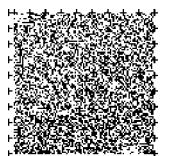
◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた自立生活援助や就労定着支援等のサービスについても、同様に円滑な提供に努めます。

また、障がいのある人に対する交通費助成、機能回復・機能訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます（⇒117～150ページ参照）。

◆ 重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする障がいのある人に対する地域生活支援の充実

重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする障がいのある人が安心して日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることができるよう、支援を担う人材の育成も含め、サービス提供基盤の整備について検討します。



また、在宅で生活する重度の障がいのある人が地域住民等から
介助を受けた場合に必要となる費用を支給するパーソナルアシ
スタンス事業の実施など、重度の障がいのある人が地域で安心し
て暮らしていくことができるよう、個々の状況やニーズに対応し
たきめ細かな支援の提供に努めます。

◆障がいのある人の高齢化に対する支援の検討

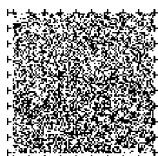
高齢化により心身の機能が低下した人が地域で安心して生活
できるよう、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者総
合支援法や介護保険法のサービスを中心に、ボランティア等の
地域資源も活用するなど、支援体制の在り方について引き続き検
討し、支援の充実を図ります。

また、新たに設けられた共生型サービスの導入をはじめ、高齢
の障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用について検
討します。

さんこう
参考

共生型サービス

2018年(平成30年)度から、障害福祉サービス事業所等であれ
ば、介護保険サービス事業所の指定も受けやすくなる特例が設け
られます。



◆ はったつしょうがいしゃ し えんたいせいせいび じぎょう
発達障害者支援体制整備事業

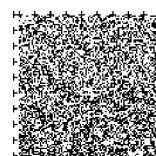
こべつ し えん ふ あ い る さ ぼ ー と ふ あ い る ペー
個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ(⇒191ペー
じ さんし ょ う かつ よ う そ く し ん し えん し ゃ じんざい い く せい ペ あ れ ん と め ん た ー
ジ参照)」の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター
(⇒191 ペー じ さんし ょ う と う かつ よ う か ぞ く し えん ふ き ゃ う け い は つ さ っ し さ く
成・配布などの取組により、発達障がいのある人が社会で十分活
躍できるよう、支援体制を整備します。

はったつしょうがいしゃ ち い き し えん ま ね ー じ ゃ ー は い ち こ こ はったつ
また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の発達
障がいのある人の特性に応じた支援が適切に行われるよう、福祉
サービス事業所等に対し、二次障がい(⇒191 ペー じ さんし ょ う こ う ど う
障がい(⇒192 ペー じ さんし ょ う け ー す し えん こ ん な ん じ れ い
への専門的な助言、関係機関の連携調整などの支援を行います。

◆ せんもん き かん じゅうみんしゅたい そしき ほうかつてき むす つ し く けんとう しん き
専門機関や住民主体の組織を包括的に結び付ける仕組みの検討(新規)

ふくごうてき かだい せいど はざま かだい かいけつ はか かだい
複合的な課題や制度の狭間の課題の解決を図るためには、課題
をかか せたい し えん えんかつ う い はたら
を抱える世帯が支援を円滑に受け入れられるような働きかけや、
かだい う と ぶんせき おこな かんれん せんもん き かん じゅうみんしゅたい
課題の受け止めや分析を行い、関連する専門機関や住民主体の
そしき きょうりよく え ちやうせい ちやうしんてき にな きかん き の う もと
組織の協力を得るための調整を中心的に担う機関(機能)が求め
られます。

げんざい ほんし さまざま そうだん し えんたいせい せいび こんご
現在、本市では様々な相談支援体制が整備されています。今後
はそれらの充実を図るとともに、複合的な課題や制度の狭間の課
だい かか せたい ちいき う はっけん きそん
題を抱える世帯が地域で埋もれることなく発見され、また、既存
せんもん き かん じゅうみんしゅたい そしき ほうかつてき むす し く
の専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組
みけんとう
みを検討していきます。

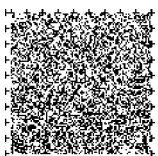


- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。
- 精神障がいのある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合いなどが包括的に確保された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

重点取組

◆**地域移行支援・地域定着支援**
 入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します(⇒127ページ参照)。

◆**自立生活援助(新規)**
 入所施設やグループホームなどを利用して一人暮らしを希望する障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問のほか、相談や助言等を行う新たな障害福祉サービス等についても、他のサービスと同様に円滑な提供に努めます(⇒125ページ参照)。



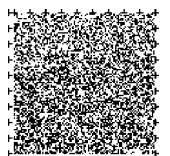
◆グループホーム等の整備推進（再掲）
⇒47ページ参照

◆入所施設等との情報共有・連携

施設入所者の意向等を尊重した地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めめます。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係機関による協議の場の設置（新規）

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、自立支援協議会精神障がい者地域移行推進プロジェクトチームにおける議論経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による協議の場を設置し、検討を進めます（⇒110ページ参照）。



基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援

○補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。

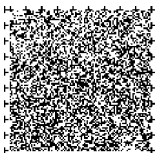
！ 重点取組

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある人の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します(⇒140ページ参照)。

◆福祉用具の普及(展示など)

身体に障がいのある人が用いる補装具、日常生活用具、福祉用具の常設展示コーナーを身体障害者更生相談所等に設け、福祉用具に関する各種相談に応じるなど、普及に努めます。

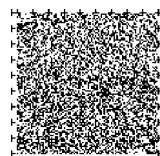


基本施策 4 地域福祉を担う人材育成・確保

- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

重点取組

- ◆障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施
福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保するため、施設管理者等への研修を実施するなど、障害福祉サービス事業所等に対し支援を実施します。
- ◆福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施
福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。
- ◆未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業
区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのある人をはじめ、市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に対する支援を行います。



施策分野2 保健・医療の推進

<現状と課題>

障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を、医療機関に対して一層求める必要があります。

特に、子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見が図られる体制や、きめ細かな相談を受けられる体制の整備が必要です。

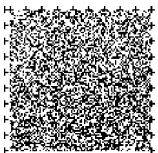
また、精神障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があります。なお、精神障がいのある人に対する医療費については、その負担軽減を求める声が寄せられています。

あわせて、難病患者についても、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、地域で安心して療養しながら暮らし続けることができるよう、医療との連携を基本に、福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

基本方針

基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの早期発見に努め、適切な支援につなげます。

基本方針2 難病患者を含む障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を図り、地域生活を支援します。



基本施策

- 基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策や、障がいの早期発見の推進
- 基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 基本施策3 精神保健・医療の充実
- 基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策や、障がいの早期発見の推進

○保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの早期発見など、適切な支援を提供します。

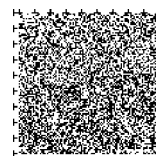
重点取組

◆妊婦支援相談事業

妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することで、ハイリスク妊婦（⇒192ページ参照）を早期に把握し、安心・安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

◆母子関連マススクリーニング検査

新生児や乳児を対象にした、障がいの原因となる疾病を早期に発見し発症を未然に防止するためのマススクリーニング検査（集団検査）や、妊婦を対象にした甲状腺機能検査を行い、早期治療に結びつけます。また、医療機関、関連大学医学部、保健



所・保健センター及び衛生研究所において、母子保健情報を共有した上で、緊密な連携を図り、迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつけていきます。

◆ 乳幼児健康診査

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅れ等を早期に発見し、早期治療・早期療育に結び付け、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

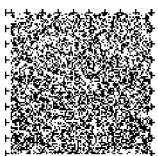
基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実を図ります。
- 精神障がいのある人や、医療的ケアを必要とする重度の障がいのある人及び医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に対する保健・医療・福祉の連携体制の充実を図ります。

! 重点取組

◆ 自立支援医療費の支給

障がいのある人に対し、その心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費の支給を行います。



また、自立支援医療に係る適正な費用負担の在り方について、
障がいのある人の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対する
働きかけを行います。

◆ 重度心身障がい者医療費助成

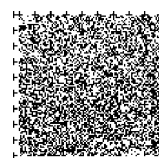
重度心身障がいのある人に対して医療費の一部を助成するこ
とで、重度心身障がいのある人の保健の向上に寄与するとともに、
福祉の増進を図ります。

◆ 重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある人に
対する地域生活支援の充実の検討（再掲）

⇒65～66ページ参照

◆ さっぽろ医療計画2018の推進

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向
けた医療・保健システムの確立を基本理念とする「さっぽろ医療
計画2018」に基づき、在宅医療体制の強化や医療に関する適切な
情報提供を行うなど、基本理念の実現に向けた施策の推進に取り
組みます。



基本施策3 精神保健・医療の充実

- 通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に障がいのある人に対する医療の安定的提供に努めます。
- 精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- 精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。
- 児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用し、心の悩みを抱える子どもや、発達障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。

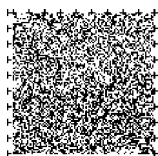
！ 重点取組

◆精神科救急情報センター運営

精神障がいのある人やその家族から、電話により精神科受診に係る相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図ります。

◆ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を減らすため、面談や電話による相談支援、市民一人ひとりが「ゲートキーパー（⇒192ページ参照）」になることを目指した人材養成等の各事業を行います。



◆^{せいしん か きゅうきゅう いりょうたいせい あんていてきていきょう}精神科救急医療体制の安定的提供

^{きんきゅうてき せいしん か いりょう ひつよう しみん じんそく てきせつ いりょう}
緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医療
^{う や かん きゅうじつ にち とう}
を受けることができるよう、夜間や休日における1日あたりの当
^{ばんびょういん こうしょうすう かく ほ せいしん か きゅうきゅう いりょうたいせい あんていてき}
番病院の空床数を確保するなど、精神科救急医療体制の安定的な
^{い じ ていきょう つと}
維持と提供に努めます。

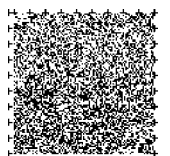
◆^{こ こころ しんりょうねっ とわーく じぎょう すいしん}さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進

^{がっこう いっばん しょうに か かんけいきかん しみん いらい う}
学校、一般の小児科などの関係機関や市民からの依頼を受け、
^{てきせつ いりょうき かんどう あんない こんしえるじゅ}
より適切な医療機関等を案内（コンシェルジュ）します（さっぽろ
^{こ こころ こんしえるじゅ じぎょう}
子どものこころのコンシェルジュ事業）。

^{ほっかいどうだいがく きょうどう かんけいきかん れんけいたいせい ぜんたい}
また、北海道大学と共同で、関係機関の連携体制について全体
^{かんり おこな けんしゅうかい じっし こ こころ しんりょう}
管理を行うとともに、研修会を実施するなど、子どもの心の診療
^{い がくてき しえん じんざいいくせい おこな}
にかかる医学的支援・人材育成を行います（さっぽろ子どものこ
^{れんけいちーむ じぎょう}
ころの連携チーム事業）。

◆^{こ こころ せんもんい いくせい}子どもの心の専門医の育成

^{こ こころ せんもんい いくせい ほっかいどうだいがく きふ おこな}
子どもの心の専門医を育成するために、北海道大学に寄附を行
^{せんもんてき ちしき けいけん ゆう いし たんとうきょういん けん}
います。専門的な知識・経験を有する医師が担当教員となり、研
^{じゅうい たい こうぎ けんきゅう おこな}
修医などに対し、講義や研究を行います。

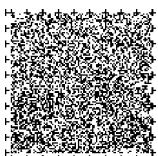


基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活をしていけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた相談支援体制の充実を図ります。
- 難病に係る知識等について、患者本人や家族だけでなく、広く市民へ周知を図ります。
- 難病患者が、必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、関係機関と連携しながら、制度周知を図ります。

重点取組

- ◆特定医療費（指定難病）医療費助成
難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上を図るため、指定難病に関する医療費の一部を助成します。
- ◆難病相談支援センター事業
難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、地域交流活動の推進、当事者主体の活動の支援等を行う難病相談支援センターを設置します。
- ◆在宅人工呼吸器使用患者支援事業
在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が必要とする看護について、診療報酬で定められた回数とは別に訪問看護を実施することにより、在宅療養を支援するとともに、適切な医療の確保を図ります。



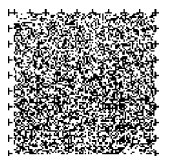
◆札幌市難病患者等地域支援対策推進事業（一部新規）

難病患者やその家族等の療養上の不安解消を図り、適切な在宅療養支援を行えるよう、保健センター職員による面接・訪問相談や、難病に関する専門の医師、理学療法士等による相談事業を実施します。

また、2018年（平成30年）度中に、難病患者の支援体制の整備等について、関係機関による協議を行う難病対策地域協議会を設置します。

◆難病患者等地域啓発事業

研修会の開催や普及啓発等を行うことにより、難病患者やその家族等の難病に関する知識や技術の習得を支援し、地域における難病患者の療養生活環境を整備します。



げんじょう かだい
<現状と課題>

しえん ひつよう こ こそだ ふあん かか おや しんじょう
 支援を必要とする子どもや、子育てに不安を抱える 親の心情
 よ そ たようか に ーす ふ かんけい きかん れんけい
 に寄り添いながら、多様化するニーズを踏まえ、関係機関の連携
 もと ここ こ じょうたい らい ふ すてーじ おう きめ
 の下、個々の子どもの状態やライフステージに応じた切れ目の
 しえん と く ひつよう
 ない支援に取り組む必要があります。

さら じゅうど ちょうふくしやう こ いりょうてきけ あ ひつよう
 更に重度・重複障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とす
 こ ふく しやう こ ようちえん ほいくしよ じどうかいかん
 る子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育所、児童会館
 ひつよう しえん う しやう こ
 などにおいても必要な支援を受けながら、障がいのない子どもと
 す たいせい つと ひつよう
 ともに過ごせるような体制づくりに努める必要があります。

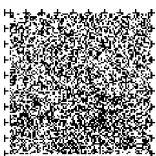
また、しやう こ す な ちいき がっこう ひとり
 障がいのある子どもが、住み慣れた地域や学校で、一人ひ
 に ーす おう てきせつ しえん う こりつ
 とりのニーズに応じた適切な支援が受けられ、孤立することなく、
 しゃかい いちいん つつ ささ あ かんきやう すず ひつよう
 社会の一員として、包み支え合う環境づくりを進める必要があり
 ます。

しやう こ ほんにん たい しえん おや たい
 なお、障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対す
 せいしんてき ふ ぁる ー おこな りやういくめん そうだん しえんたいせい じゅうじつ
 る精神的なフォローを行うなど、療育面での相談支援体制を充実
 ひつよう いけん よ
 させることが必要との意見が寄せられております。

ねん ど しやう じ しゃじつたいとうちやう さ
<2016年度障がい児者実態等調査から>

こん こ きやういく りやういく ちから
 今後の教育や療育について力をいれるべきこと

- しやう おう きやういくないやう じゅうじつ しやう じちやう さ
 ・ 障がいに応じた教育内容の充実 (障がい児調査 42.3%)
- ぎ む きやういくしゅうりやうご しんろ しゅうしよくさき かくほ しやう じちやう さ
 ・ 義務教育終了後の進路 (就職先)の確保 (障がい児調査 41.8%)
- つうじやう がつきやう ほいくしよ ようちえん うけいれ じゅうじつ しやう じちやう さ
 ・ 通常の学級、保育所、幼稚園での受入の充実 (障がい児調査 30.5%)



基本方針

基本方針 1 母子保健、療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関の連携の下、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の充実を図ります。

基本方針 2 障がいのある子どもが、その障がいの状況に応じた適切な支援を受けながら、社会から孤立することなく、社会の一員として包み支え合い、障がいのない子どもとともに、住み慣れた地域で安心して成長していける環境づくりを推進します。

基本施策

基本施策 1 ライフステージに応じた支援体制の充実

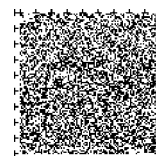
基本施策 2 療育の充実

基本施策 3 学校教育の充実

基本施策 4 成人期への移行支援

基本施策 1 ライフステージに応じた支援体制の充実

○療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応するため、関係機関が相互に連携しながら、ライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。



- 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援を含め、多様化する障がいのある子どもや保護者のニーズへの対応方法など、札幌市における障がいのある子どもへの支援体制の在り方について検討します。

！ 重点取組

◆ 幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける相談のほか、各区の市立幼稚園・市立認定こども園を会場とした「地域教育相談」を実施します。

◆ 児童福祉相談・支援体制の強化

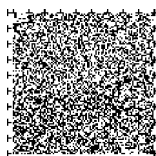
2018年（平成29年）4月に策定した「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、専門性の強化や、相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築などを行うことで、児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

◆ 子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに関わる様々な悩みについて相談を受けるとともに、救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間の調整等を行います。

◆ 障がい児地域支援マネジメント事業（新規）

児童発達支援センターに障がい児地域支援マネージャーを配



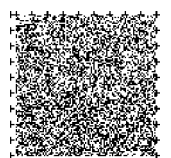
ち りょういく かん じょうほうはっしん しょう じつうしょ し えん じ ぎょうしょ し
置し、療育に関する情報発信や、障がい児通所支援事業所への支
えん じょげん かんけい き かん し えんちようせい おこな じ どうはったつ し えん せん
援・助言、関係機関の支援調整を行うことで、児童発達支援セン
た ー き のうきょう か じゅうじつ はか
ターの機能強化、充実を図ります。

- ◆ いりょうてきけ あ ひつよう しょう こ どう し えんたいせい けんどう しんき
医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等への支援体制の検討（新規）
いりょうてきけ あ ひつよう しょう こ どう し えん おこな
医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等の支援を行う
し えんいん ほ ごしゃ そうだん う そうだんいん ふ けんしゅう
支援員や、保護者からの相談を受ける相談員を増やすための研修
じっし けんどう
の実施を検討します。

そのほか、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支
えん あ かた いりょう ほけん ほいく きょういく ふくし かんけいしゃ きょう
援の在り方について、医療、保健、保育、教育、福祉関係者による協
ぎ ば ぎろん ふ ひ つづ けんどう
議の場における議論も踏まえながら、引き続き、検討していきます。

基本施策 2 療育の充実

- こ こそだ し えんほう もと し さく ほ し ほけん し さく た こ
子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策など、他の子
かんれん し さく れんけい しょう じ し えんたいせい せいび はか
ども関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図りま
す。
- じ どうふくし ほう もと しょうがい じ つうしょ し えん さ ー び す えんかつ ていぎょう じつ
児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質
かく ほ つと
の確保に努めます。
- じ どうはったつ し えん せん た ー ちいき ちゅうかくてき し えん し せつ い ち づ
児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付
け、児童発達支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター（ち
じ どうはったつ し えん じ ぎょうしょ さっぽろ し こ はったつ し えんそうごう せん た ー
くたく）、札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）、札
さっぽろ し じ どうそうだんじょうと れんけい はったつしょう し えん せん た ー さつ
幌市児童相談所等との連携による 重層的な支援を推進します。
- しょうがい じ にゅうしょ し せつ ぎゃくたい う しょう じ たいおう ふく
障害児入所施設において、虐待を受けた障がい児への対応を含め、
さまざま に ー ず たいおう はか
様々なニーズへの対応を図ります。





重点取組

◆療育支援の充実（療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業）

乳幼児健康診査等を通じて、発達に心配のある子どもを対象に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に、保護者の複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気づきができるように働きかけ、個々の子どもに合った進路を共に考え、必要な情報を提供します。

また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児全般に必要な情報の提供を行います。

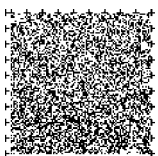
◆障害児通所支援サービスの円滑な提供及び質の確保

児童福祉法に基づき、身近な地域における通所を支援する「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりを促進する「放課後等デイサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための「保育所等訪問支援」を円滑に提供します。

また、国が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」や「児童発達支援ガイドライン」の活用を促進するなど、各事業所の質の確保及び向上に努めます。

◆札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）の機能の充実

医療・福祉の両面から、子どもや家族に対する総合的かつ適切な支援を提供することを目的に、子ども発達支援総合センターを開設しました。



このセンターは、児童精神科や肢体不自由児などを対象にした小児科・整形外科などを持つ医療部門に加え、児童心理治療センターや自閉症児支援センターの入所部門、就学前の子どものための通所部門（医療型及び福祉型児童発達支援センター）があり、それぞれの部門が連携・協働しながら支援をしています。

また、子どもに対する総合的な支援とともに、札幌市全体の子どもの支援体制の向上に向け、関係機関との連携や人材育成など、地域に対する支援を強化していきます。

◆児童発達支援センターの機能充実

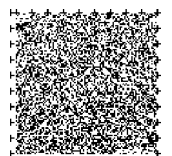
児童福祉法に基づき、主に未就学の障がいのある子どもに対する身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、地域の障がいのある子どもや保護者に対して支援を行います。

また、地域における中核的支援施設として、児童発達支援事業所等との連携による療育機能の質の向上を図ります。

また、公立の児童発達支援センターについては、更なる機能の充実を目指し、その将来的な在り方に関して、利用者や、外部有識者の意見を踏まえ、検討します。

◆私立幼稚園等における特別支援教育の推進

私立幼稚園等で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受け入れを促進するため、幼児教育支援員が私立幼稚園等を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教員相談、特別支援担当者向け研修会を実施するなどして、特別支援教育の充実を図ります。



◆ 障がい児保育の実施と障がい児保育巡回指導

保育が必要な心身に障がいのある子どもを、障がいのない子どもとともに集団保育することにより、成長発達を促進するとともに、児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障がい児保育の充実を図るため、臨床発達心理士など専門員による巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

◆ 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ

障がいのある子どもの健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある子どもを受け入れている館に指導員を加配できるようにするなど、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない子どもと同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。

また、民間児童育成会についても、保護者が就労している障がいのある子ども等を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受入れの促進を図ります。

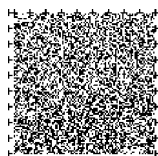
基本施策3 学校教育の充実

○ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べる

よう、教育環境の整備を推進します。

○ 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体

制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。



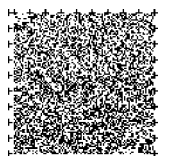
○障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組づくりを進めていきます。

！ 重点取組

◆一人ひとりが学び育つための教育的支援の充実
発達に障がいがあるなどの特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、「サポートファイルさっぽろ」や、「学びのサポーター」の活用により、一人ひとりの障がいの状態や教育ニーズに応じた教育的支援の充実を図ります。

◆地域で学び育つための教育環境の整備（一部新規）
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する身近な地域において適切な支援を受けられることができるよう、特別支援学級（⇒192ページ参照）や通級指導教室（⇒193ページ参照）の整備を推進します。

また、市立高校における通級指導の導入について検討します。

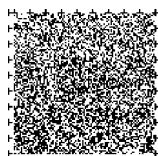


基本施策 4 成人期への移行支援

- ハローワークなどの関係機関との連携の下、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 卒業後も社会生活によりよく対応できるよう、学びの機会や学びの場の充実について検討します。

重点取組

- ◆市立高等支援学校における教育の充実
市立高等支援学校において、就労促進を図るための教育内容の見直し等について検討を進めます。
また、2017年(平成29年)に新たに開設した市立札幌みなみの杜高等支援学校と、市立札幌豊明高等支援学校が相互に連携し、共同学習等による就労支援体制の充実を図るよう努めます。



施策分野4 雇用・就労の促進

<現状と課題>

障がい者雇用の促進に向けては、国の障がい者雇用施策を中心に、関係機関が連携して取り組む必要があります。

障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用の場の確保に向けた取組が求められています。

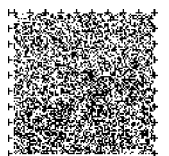
また、就労後に発生する生活面の課題等にも対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援が必要となっています。

引き続き、就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃水準の向上が求められています。

<2016年度障がい児者実態等調査から>

仕事を続ける(あるいは始める)うえで必要なこと

- ・自分に合った仕事や働く場を見つけてくれるところがある
(障がい者調査 39.9%、難病患者調査 38.9%)
- ・勤務時間が調整できる
(障がい者調査 29.7%、難病患者調査 45.4%)
- ・職場で仕事がしやすいよう支援してくれる
(障がい者調査 28.6%、難病患者調査 29.6%)



基本方針

基本方針 1 障がいのある人それぞれに合った就労支援に、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の充実・強化を図ります。

基本方針 2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実させ、工賃水準の向上を図ります。

基本施策

基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

基本施策 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

基本施策 3 障がいのある人の一般就労の推進

基本施策 4 福祉的就労における工賃向上

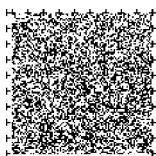
基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

○障がい者雇用を推進する国などの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

重点取組

◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）

障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や



日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、「ジョブサポーター」や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

◆ 障がい者就業支援事業

国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある人の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

基本施策 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

○ 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある人の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。

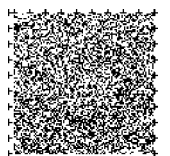
○ 札幌市においても率先して障がいのある人の雇用に努め、障がいのある人の一般就労へのステップアップを支援します。

！ 重点取組

◆ 障がい者協働事業

障がいのある人を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある人の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」を行う事業所等に対して、その運営経費の補助を行います。

なお、札幌市役所、白石区複合庁舎、札幌市社会福祉総合センター及び中央図書館のロビーに設置している「元気カフェ（⇒193ページ参照）」は、この事業を活用して運営しています。



◆ **地域活動支援センター** (⇒194ページ参照)(就労者支援型)の運営
一般就労した障がいのある人に対し、仕事上の悩みや私生活に
関する悩みの相談を受けるほか、利用者同士の交流の場を提供す
ることにより、一般就労後の生活について総合的に支援を行います。

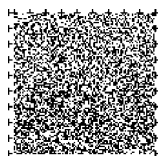
◆ **就労支援サービスの円滑な提供** (一部新規)
障害者総合支援法に基づき、一般企業等への就労を希望する方
や一般企業等での就労が困難な人に、知識及び能力の向上のため
の必要な訓練を行う就労支援サービスを円滑に提供します。
また、新たに設けられた就労定着支援サービスについても同様
に円滑な提供に努めていきます(⇒123ページ参照)。

◆ **チャレンジ雇用制度の実施** (新規)
札幌市役所内で、新たに知的障がいのある人や精神障がいのある
人を非常勤職員として雇用する枠を設け、市役所での勤務経験
等をもとに、一般就労へのステップアップを後押しします。

基本施策3 障がいのある人の一般就労の推進

○ 障害者総合支援法に基づく就労移行支援サービスのほか、札幌市
独自の取組により、障がいのある人の一般就労への移行を推進しま
す。

○ 障がいのある人の職場実習等の機会の充実を図ります。





重点取組

◆障がい者の就労・雇用に対する理解促進

障がいのある人の一般就労の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある人、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等に対して、障がい者元気スキルアップ事業や自立支援協議会（就労支援推進部会）の活動を通して、より充実した企業向けセミナーを行うなど、障がい者雇用に対する理解促進を図ります。

◆就労に向けた訓練・資格取得

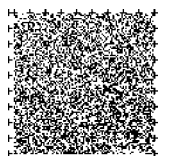
札幌市が、市内の特別支援学校の生徒等を受け入れて、介護職員養成のための訓練・実習の機会を設け、就労に向けた支援を行います。

◆障がい者就業体験事業

就労移行支援事業所等で就労訓練を受けている障がいのある人が、一般企業においても就業体験をすることにより、実際に働く経験を就職活動に役立てるとともに、企業側に対しても、障がいのある人の受入れにより、障がい者雇用について考えるきっかけを提供することで、障がいのある人の一般就労を推進します。

基本施策 4 福祉的就労における工賃向上

○障害者総合支援法が定める就労支援サービスのほか、元気ショップの運営等の札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。



！ 重点取組

◆ 製品の販路拡大支援

ちいきかつどうしえんせんたー ちいききょうどうさきょうじょ ペーじさんしやう
地域活動支援センター、地域共同作業所（⇒194ページ参照）な
うんえいきやうか はか せいひん れべるあっぷ うんえいめん たい
どの運営強化を図るために、製品のレベルアップや運営面に対す
しどうとう おこな
る指導等を行います。

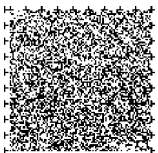
また、障がいのある人が施設等で作った製品を販売する常設店
舗として「元気ショップ」を運営し、製品の購入を通じた市民の障が
いに対する理解促進や、障がいのある人の工賃の増額を目指しま
す。

◆ 発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトソーシングセ
ンター運営事業）

しょう しゃ しせつとう おこな せいそう いんさつ えきむていきやうさー
障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サー
ビスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、各
施設への受注調整等を行うセンターを運営し、障がいのある人
の工賃向上を目指します。

◆ 障がい者施設等からの優先調達の推進

しょうがいしゃ ゆうせんちやうたつ すいしん
障害者優先調達推進法に基づいて、札幌市における障がい者施
設等からの調達方針を毎年度策定し、庁内の各部局において調達
を推進します。



施策分野5 スポーツ・文化等の振興

<現状と課題>

障がいのある人が、自らの意思と選択によって、ライフステージや、それぞれの興味・関心、生活領域に応じ、様々な活動や学習を続けていくことが重要です。

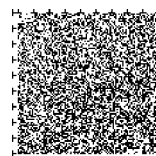
障がいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必要となる配慮や支援等が提供される環境の整備が求められます。また、活動を通じて、障がいのある人と障がいのない人が交流し、障がいのある人に対する理解を深めることが重要です。

特に、障がい者スポーツについては、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、冬季オリンピック・パラリンピックの招致を表明した札幌市においても、この機を捉え、障がい者スポーツの普及促進に取り組んでいく必要があります。

基本方針

基本方針1 スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会を提供し、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本方針2 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実に努めることで、心豊かな地域生活を支援します。



基本施策

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

○障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるように、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

！ 重点取組

◆ 既存体育施設のバリアフリー化の推進

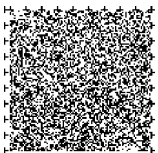
障がいのある人が広く気軽にスポーツ施設を利用できるようにするため、オストメイト対応トイレの設置や点字ブロックの敷設など、既存の体育施設の保全改修に併せて、バリアフリー化による改善を進めます。

◆ 障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツの体験会や、スポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及・振興を促進します。

◆ 障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある人がスポーツを通じて体力の向上や自立への意欲を高め、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいのある人に対する市民の理解の促進を図ります。



◆^{がくしゅう きかい ていきょう しみん か れ っ じ}学習機会の提供（さっぽろ市民カレッジ）

^{しみん じ こけいはつ い し えん がくしゅう}市民の自己啓発や生きがいづくりを支援するとともに、学習した
^{せい か ちいきしゃかい はってん め ぎ しやうがいがく}成果を地域社会の発展などにつなげることを目指して、生涯学
^{しゅうせんたー きよてん しみん たよう がくしゅう に ー す たいおう がく}習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学
^{しゅうきかい ていきょう とうがい じぎょう なか しゃかい ぎのう こうじやうとう し}習機会を提供します。当該事業の中で、社会技能の向上等に資す
^{こう ぎ かいこう しやう ひと ふく だれ きがる さん か}る講座を開講し、障がいのある人も含め、誰もが気軽に参加でき
^{がくしゅう かつどう きかい じゅうじつ はか}る学習・活動機会の充実を図ります。

◆^{しやう ひと どうかしよ し えん すいしん}障がいのある人への読書支援の推進

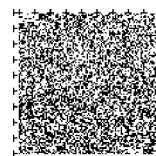
^{しんたいしやう はったつしやう さまざま しやう ひと どうかしよ}身体障がいや発達障がいなど、様々な障がいのある人への読書
^{し えん りやう としよかん すす}支援や、利用しやすい図書館づくりを進めます。

◆^{ち てきしやう しゃ せいじんがつきゅう じぎょう}知的障がい者のための成人学級事業

^{とくべつ し えんがっこう しゅうりやう ち てきしやう ひと しゃかいせいかつ}特別支援学校等を修了した知的障がいのある人が社会生活に
^{たいおう しゅうだんせいかつ たいけん ば とお た がつきゅう}よりよく対応できるよう、集団生活や体験の場を通して、他の学級
^{せいとう こうりゅう こうきやうまな ー す ぽー つ ちやうり じっせいかつ}生等と交流しながら、公共マナーやスポーツ、調理などの実生活
^{そく がくしゅう おこな}に即した学習を行います。

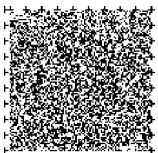
◆^{とくべつ し えんがっこう ちいきれんけい じぎょう}特別支援学校・地域連携事業

^{がっこう きゅうぎやう び とくべつ し えんがっこう し せつ かつよう かくしゅぎやう じ}学校の休業日に、特別支援学校の施設を活用した各種行事を
^{かいさい かくとくべつ し えんがっこう とくしよく い かつどう ち いきとう}開催するなど、各特別支援学校の特色を生かした活動や地域等と
^{こうりゅう おこな こ ちゅうしん がっこう ちいきとう れんけい はか}の交流を行い、子どもを中心とした学校と地域等との連携を図り
ます。



◆札幌市健康づくりセンターの利用促進

障がいのある人が健康づくりに取り組む機会を提供するため、
札幌市健康づくりセンターの利用を促すと同時に、運動指導員や
理学療法士による健康づくりの支援を行います。



げんじょう か だい
<現状と課題>

ひがし に ほんだいしんさい くまもと し しん きょうくん ひ ごろ ぼうさいたいさく さい
 東日本大震災や熊本地震を教訓に、日頃からの防災対策や、災
 がい じ あんぜんたいさく かんしん たか しょう ひと
 害時の安全対策についての関心が高まっており、障がいのある人
 をはじめとした要配慮者（⇒194ページ参照）の避難支援の取組
 じゅうじつ ひつよう
 を充実させる必要があります。

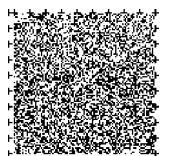
しょう ひと とう き かん あんしん せいかつ じよ
 また、障がいのある人が冬期間も安心して生活できるよう、除
 はいせつ とりくみ じゅうよう
 排雪などの取組も重要となります。

ち い き み ま も さ さ あ つう しょう
 さらに、地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある
 ひと こりつ ふせ かんきょう ひつよう
 人の孤立を防ぐ環境をつくる必要があります。

ねん ど しょう じ しゃじつたいとうちよう さ
<2016年度障がい児者実態等調査から>

ぼうさい かん ふ あん かん
 防災に関して不安に感じること

- ひ なん ば しょ せいかつ ふ あん
 ・ 避難場所でうまく生活できるか不安
 (障がい者調査 54.4%、障がい児調査 76.0%、難病患者調査 62.0%)
- い ち じ ひ なん ば しょ ふ く し ひ なん ば しょ どう て い ど せ つ び よ う い
 ・ 一次避難場所にも福祉避難場所と同程度の設備を用意してほしい
 (障がい者調査 45.9%、障がい児調査 58.6%、難病患者調査 57.4%)
- さいが い じ て だ す ひ と
 ・ 災害時に手助けしてくれる人がいない
 (障がい者調査 21.6%、障がい児調査 31.5%、難病患者調査 19.4%)



基本方針

基本方針 1 障がいのある人が地域で安全・安心な生活ができるよう、防災対策や災害時における要配慮者対策を推進します。

基本方針 2 障がいのある人が地域で孤立しないよう、地域の共助による重層的な見守り体制を構築します。

基本施策

基本施策 1 災害や雪に強いまちづくりの推進

基本施策 2 災害時における対応力の向上

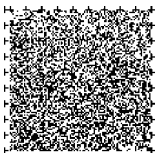
基本施策 3 地域における見守り活動の推進

基本施策 4 消費者被害の防止

基本施策 1 災害や雪に強いまちづくりの推進

○障がいのある人を含め、市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。

○冬期間も安心して生活を送れるよう、除排雪や福祉除雪など、雪対策の取組を促進します。



重点取組

◆社会福祉施設等の安全対策の推進

社会福祉施設における安全・安心を確保するため、消防局・保健福祉局・都市局の関係部局の連携のために策定した「社会福祉施設の情報連絡及び情報提供に係る連携要領」に基づき、施設情報の連絡や情報共有をすることで、社会福祉施設に対する安全対策の徹底を図ります。

◆住宅防火対策の推進

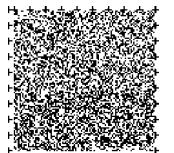
地域住民による火災訓練や、福祉事業者等の自衛消防訓練の機会に、住宅からの出火防止対策や、火災警報器の設置、維持管理等について情報提供するほか、地域の火災特性を踏まえた広報を実施するなど、市民や関連事業者等と情報共有を図ります。

◆冬のみちづくりプランの推進

市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として、障がいのある人も安心して生活を送れるよう、雪対策を推進します。身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。

◆福祉除雪の実施

自力で除雪が困難な一戸建て住宅の高齢者や障がいのある人の世帯を対象に、地域の協力を得ながら間口部分等の除雪を支援します。



基本施策2 災害時における対応力の向上

- 災害時における、障がいのある人などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。
- 避難場所の、バリアフリー化や、静かに過ごすことのできる空間の確保など、障がいのある人に配慮した環境の整備を進めます。
- 災害発生時や避難場所において、様々な障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある人への理解促進を図ります。

重点取組

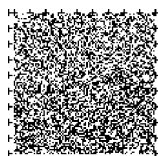
◆災害時における避難支援の仕組みづくり

「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあいハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がいのある人や高齢の人たちの手助けを地域が主体となって実施する仕組みづくりを推進します。

また、災害時の避難に特に手助けが必要な人たち(避難行動要支援者)の名簿を作成し、災害の発生に備えて、普段から避難支援に取り組む地域の団体に対し、名簿の提供を行います。

◆避難場所の環境整備の推進

「札幌市避難場所基本計画」に基づき、市立小中学校の大規模改修・改築に併せて、車いす対応トイレの設置を行うなど、避難場所の環境整備を推進します。



◆ 障がいのある人の避難訓練等への参加促進

災害時において、障がいのある人が自らできることや、周りの人が手助けできることなどを確認するため、障がいのある人に対し、地域で行われている避難訓練等への参加を促進します。

◆ 福祉避難場所の運営体制強化

障がいのある人や高齢の人など、一般の避難所での生活が困難な人たちのために、社会福祉施設等の福祉避難場所の拡充や人的体制の強化、制度周知などを行います。

◆ 誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネーター事業の推進（新規）

災害時に障がいのある人たちの避難支援を行う町内会、自治会、地区社会福祉協議会（福祉のまち推進センター）等に対して、コーディネーターを派遣することで、実際に支援をする際の留意点や、避難行動要支援者とのマッチング、各避難行動要支援者の個別避難計画の作成等への助言等を行います。

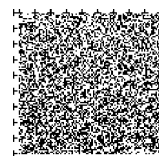
基本施策3 地域における見守り活動の推進

○ 障がいのある人の地域における孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動の充実を図ります。

！ 重点取組

◆ 知的障がいのある人の見守り事業

障害福祉サービス等を受けていない知的障がいのある人の現状を把握し、福祉ガイドを活用したサービス等の利用案内や、民



せい い いん きょうりよく み まも かつどう じっし ち いき ふくし
生委員などと協力して見守り活動を実施することで、地域や福祉
さーびす とのつながりを拡大・強化するとともに、研修等を通じて、
しみん ちてきしょう たい りかい ぶか
市民の知的障がいに対する理解を深めます。

◆ **企業などの連携推進**

た よう しゃかい しげん ち いき み まも かつよう たくはい じぎょうしゃ
多様な社会資源を地域の見守りに活用するため、宅配事業者な
どの見守り協定の締結を推進し、事業活動の中で要支援者の異
へん はっけん さい かくにん つうほうたいせい じゅうじつ はか
変を発見した際の確認・通報体制の充実を図ります。

基本施策 4 消費者被害の防止

○ 障がいのある人の消費者被害の防止のため、関係機関との連携に
よる早期発見や、相談体制の充実に努めます。

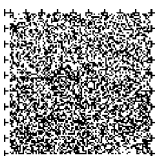
! **重点取組**

◆ **消費者被害防止ネットワーク事業**

しょうひせいかつすいしんいん (⇒195ページ参照) を地域に配置し、関係機関
や消費生活サポーター (⇒195ページ参照) とのネットワーク体
制により、高齢の人や障がいのある人の消費者被害の早期発見と
きゅうさい みぜんぼうし はか
救済、未然防止を図ります。

◆ **テレビ電話を活用した消費生活相談 (再掲)**

⇒52ページ参照



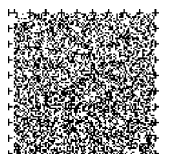
第6章 (障がい福祉計画・障がい児福祉計画) さっぽろ障がい者プラン2018の成果目標とサービス量の見込み

1 2020年度の成果目標

(1) 障害福祉サービス等に関する成果目標

それぞれの目標値の設定に当たっては、国が基本方針にて掲げる目標を踏まえ、札幌市の実情に応じ設定しています。

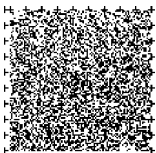
項目	目標	備考
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	125人	2017年4月～2020年3月の
入所施設の入所者数の減少数	83人	累計
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置(新規)	協議の場の設置	2020年度末までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置
地域生活支援拠点等の整備	1か所	2020年度末までに、少なくとも1か所整備
福祉施設から一般就労への移行者数	666人	2020年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人の数



こும்く 項目	もくひよう 目標	びこும் 備考
しゅうろういこうしえんじぎょう 就労移行支援事業の りようしゃすう 利用者数	にん 846人	ねんど げつあ 2020年度の1か月当たりの りようしゃすう 利用者数
しゅうろういこうしえんじぎょうしょ 就労移行支援事業所の しゅうろういこうりつ しんき 就労移行率(新規)	わり 5割	ねんどまつ じてん しゅうろういこう 2020年度末の時点で、就労移行 りつ わりいじょう しゅうろういこうしえんじ 率が3割以上の就労移行支援事 ぎょうしょ ぜんたい し わりあい 業所の全体に占める割合
しゅうろうていちゃくしえんじぎょう 就労定着支援事業によ りしよくばていちゃくりつ しんき る職場定着率(新規)	わり 8割	しゅうろうていちゃくしえんじぎょう 就労定着支援事業による支 えん かいし じてん ねん 援を開始した時点から1年 ご しょくばていちゃくりつ 後の職場定着率
いりょうてきけあ ひつよう 医療的ケアを必要とす るしょうがいのある子ども への支援(新規)	きょうぎ ば 協議の場 せっち の設置	ねんどまつ いりょうてきけ 2018年度末までに医療的ケ あ ひつよう しょう アを必要とする障がいのあ る子どもを支援するための きょうぎ ば せっち 協議の場を設置

(2) しょうがいのあるひと たいりかいそくしん かんもくひよう
に対する理解促進に関する目標
(札幌市独自に設定する目標)

こும்く 項目	もくひよう 目標
しょうがいのあるひと ちいきく 障がいのある人にとって地域で暮らしやすい まちであると思う障がいのある人の割合	60%
しょうがいのある子ども ちいきく 障がいのある子どもにとって地域で暮らしや すいまちであると思う保護者の割合(新規)	60%



せいかもくひょう 1 せいこうしよしせつ にゅうしよしせつ にゅうしよしや ちいきせいかつ いこう
成果目標 1 入所施設の入所者の地域生活への移行

◆ **入所施設から地域生活への移行者数**

だい 5 きけいかく くに きほんししん
< 第5期計画の国の基本指針 >

2017年3月31日の施設入所者のうち、2020年度末において
 9%以上の人が地域生活へ移行することをめざす。

さっぽろし だい 4 きけいかく もくひょう しんちよくじょうきょう
< 札幌市の第4期計画の目標と進捗状況 >

2014年（平成26年）3月31日の施設入所者2,159人のうち、
 2017年（平成29年）度末において260人（12%）の人が地域生活
 に移行することをめざしました（国の第4期計画の指針と同じ）。

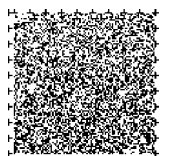
ねん どまつ 2017年度末 までの目標	ねん がつ にち 2014年4月1日から ねん がつ にち 2016年3月31日 までの実績（累計）	ねん がつ にち 2016年3月31日 までの進捗率
260人	44人	16.9%

ほっかいどうしら
 ※北海道調べ

■ さっぽろし だい 5 きけいかく もくひょう ■
札幌市の第5期計画の目標

2017年3月31日の施設入所者2,093人のうち、2020年度末
 （2021年3月末）において125人（6%）の人が地域生活に移行す
 ることをめざします。

なお、この目標では、札幌市の入所施設に入所している障がい
 がある人の障がいの重度化・高齢化が進んでおり、第4期計画期
 間の目標達成も厳しいことから、札幌市の実情に応じ、国の基本
 指針よりも目標値を下げて設定しています。



◆ **施設入所者数の減少**

＜ **第5期計画の国の基本指針** ＞

2020年度末の施設入所者数が、2017年3月31日の施設入所者数から2%以上減少する。

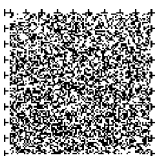
＜ **札幌市の第4期計画の目標と進捗状況** ＞

2017年(平成29年)度末の施設入所者数が、2014年(平成26年)3月31日の施設入所者数2,159人から86人(約4%)減少することを目指しました(国の第4期計画の指針と同じ)。

2017年度末 までの目標	2014年4月1日から 2017年3月31日 までの実績(累計)	2017年3月31日 までの進捗率
86人	66人	76.7%

■ **札幌市の第5期計画の目標** ■

2020年度末の施設入所者数が、2017年3月31日の施設入所者数2,093人から83人(約4%)減少することを目指します。



もくひょうたっせい ほうさく ＜目標達成のための方策＞

かいご みまも たいせいとう じゅうじつ ○介護・見守り体制等の充実

ちいきせいかつ おこな ひつよう かいご みまも たいせい こうちく
地域生活を行うにあたり必要な介護・見守り体制を構築します。

じゅうど しょう ひと たいおう ほうもんけい にっちゅうかつどうけい
・重度の障がいのある人にも対応した訪問系・日中活動系

さーびす りよう ちいきていぢやくしえん りよう そくしん
サービスの利用、地域定着支援などの利用を促進します。

しせつたいしよご せいかつかいご ペーじさんしやう りようしや おお
・施設退所後は生活介護（⇒119ページ参照）の利用者が多い

ことが見込まれるため、生活介護事業所における重度の障が

いのある人の受入促進を図ります。

す かくほ ○住まいの確保

ぐるーぷほーむ せいびすいしんとう す かくほ はか
・グループホームの整備推進等により、住まいの確保を図りま

す。

みんかん じゅうたく せいかつ かのう ひと さっぽろ ししやう しゃそうだんし
・民間の住宅にて生活が可能な人は、「札幌市障がい者相談支

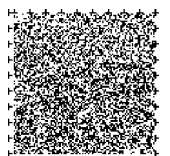
援事業所」が行う住宅入居等支援業務などにより、民間住宅

等への入居を促進します。

そうだんしえん じゅうじつ ○相談支援の充実

ちいきいこうしえんおよ ちいきていぢやくしえんとう りようそくしん しせつにゅう
・地域移行支援及び地域定着支援等の利用促進により、施設入

所者への地域移行を促します。



● 成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置(新規)

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

< 第5期計画の国の基本指針 >

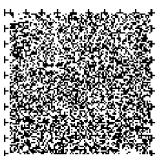
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、2020年度末までに、全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

札幌市の第5期計画の目標

2020年度末までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた関係者による協議の場を設置します。

※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加(就労など)・地域の助け合い・教育などの各分野の取り組みが機能的に提供されるシステムのこと。



◆ **地域生活支援拠点等の整備**

＜ **第5期計画の国の基本指針** ＞

ち いきせいかつ し えんきよてんとう ち いきせいかつ し えんきよてん めんてき たいせい
 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制）に
 ついて、2020年度までに各市町村または各圏域に少なくとも一
 つを整備する。

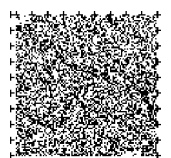
■ さっぽろし だい きけいかく もくひょう ■
札幌市の第5期計画の目標

ち いきせいかつ し えんきよてんとう ねんどもつ すく しょ
 地域生活支援拠点等を、2020年度末までに少なくとも1か所
 整備する。

※ **地域生活支援拠点等について**

しょう ひと こうれいか じゅうどか おやな あと みす
 障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、
 しょう じ しゃ ち いきせいかつ し えん すいしん かんてん ぐるー
 障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、グルー
 ぷ ほーむ きのょき のう そうだん こーでいねーと しょーとす
 プホームなどの居住機能と、相談・コーディネートやショートス
 テイなどの地域支援機能を、「拠点」として一体的に整備するもの
 です。

きよてん せい び ほうほう きよてん もう ちいき
 「拠点」を整備する方法のほか、拠点を設けずに地域において
 きのう ぶんたん めんてきたいせい せい び ほうほう
 機能を分担する「面的体制」により整備する方法もあります。



せいかもくひょう 成果目標4 ふくし し せつ 福祉施設から いっぱんしゅうろう 一般就労への 移行 いこう

◆ 福祉施設から一般就労への移行者数

＜ 第5期計画の国の基本指針 ＞

2020年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2016年度の移行実績の1.5倍以上とする。

＜ 札幌市の第4期計画の目標と進捗状況 ＞

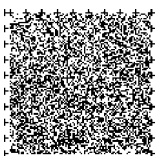
2017年（平成29年）度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2012年（平成24年）度の移行実績297人の約2倍（600人）とすることを目指しました（国の第4期計画の指針と同じ）。

2017年度末 の目標	2017年3月31日 現在の実績	2017年3月31日 までの進捗率
600人	444人	74.0%

※北海道調べ

■ 札幌市の第5期計画の目標

2020年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2016年度の移行実績444人の1.5倍（666人）とすることを目指します。



◆ 就労移行支援事業の利用者数

<国の基本指針>

2020年度末における就労移行支援事業の利用者数が、2016年度末の2割以上増加する。

<札幌市の第4期計画の目標と進捗状況>

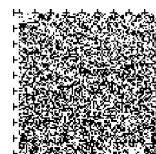
2017年(平成29年)度末における就労移行支援事業の利用者数が、2013年(平成25年)度末の630人から、1,180人(87%増加)とすることを目指しました。

2017年度末 の目標	2017年3月31日 現在の実績	2017年3月31日 までの進捗率
1,180人	769人	65.1%

札幌市の第5期計画の目標

2020年度末における就労移行支援事業の利用者数が、2016年度末の769人から、846人(1割増加)とすることを目指します。

なお、この目標では、就労手法の多様化などにより、自らの力で一般就労をしている障がいのある人もいるため、札幌市の実情に合わせて、国の基本指針よりも目標値を下げて設定しています。



◆就労移行支援事業所の就労移行率（新規）

<国の基本指針>

2020年度末の時点で就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることをめざす。

札幌市の第5期計画の目標

国の基本指針のとおり、2020年度末の時点で就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることをめざします。

◆就労定着支援事業による職場定着率（新規）

<第5期計画の国の基本指針>

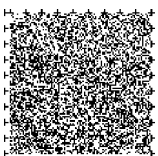
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

札幌市の第5期計画の目標

国の基本指針のとおり、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率について、8割以上とすることをめざします。

<目標達成のための方策>

障がい者計画の施策分野4（⇒89ページ参照）に関する取組を進めることにより、障がいのある人の一般就労を促進します。



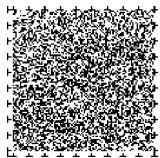
● 成果目標5 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援するための関係機関の協議の場の設置(新規)

◆ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援するための関係機関の協議の場の設置< 第5期計画の国の基本指針>

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが適切な支援を受けられるように、2018年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

札幌市の第5期計画の目標

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、2018年度末までに、関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。



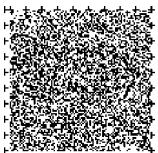
せいかもくひょう しょう ひと たい りかいそくしん
成果目標6 障がいのある人に対する理解促進

しょう ひと ちいき く おも
 障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思
 しょう ひと わりあい ねんどまつ
 う障がいのある人の割合が、2020年度末において60%となるこ
 とをめざします。

しょう ひと ちいき く
 また、障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちで
 おも ほごしゃ わりあい ねんどまつ
 あると思う保護者の割合が、2020年度末において60%となるこ
 とをめざします。

	ねんど 2016年度	ねんど 2020年度
しょう ひと ちいき く 障がいのある人にとって地域で暮 らしやすいまちであると思 しょう う障がいの ひと わりあい ある人の割合	52.4%	60%
しょう ひと ちいき く 障がいのある子どもにとって地域で 暮らしやすいまちであると思 おも ほご う保護 しゃ わりあい しんき 者の割合(新規)	35.3%	60%

さっぽろし じっし あんけーとちようさ
 ※札幌市が実施するアンケート調査



2 訪問系サービス量の見込み

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種別にかかわらず充実させていきます。

※訪問系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○時間／月：月間のサービス提供時間数

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）【介護給付】

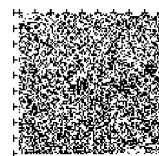
ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などをを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	4,090	4,260	4,440
時間／月	83,890	87,560	91,380

(2) 重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいにより常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	400	420	440
時間／月	111,350	120,750	131,280



(3) 同行援護【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	510	530	550
時間／月	11,590	12,240	13,000

(4) 行動援護【介護給付】

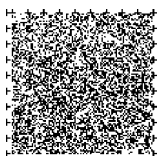
知的又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	770	810	850
時間／月	13,830	14,750	15,730

(5) 重度障害者等包括支援【介護給付】

常時介護を必要とする人であって、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	1	1	1
時間／月	640	640	640



3

にっちゅうかつどうけい さ - び すりょう み こ 日中活動系サービス量の見込み

しょう しゅべつ ちいき せいかつ
障がいの種別にかかわらず、地域でいきいきと生活すること
ができるよう、にっちゅうかつどうけい さ - び すりょう じゅうじつ
日中活動系サービスを充実させていきます。

にっちゅうかつどうけい さ - び す み こ みりょう かくねん ど げつ
※日中活動系サービスの見込量は、各年度における1か月あた
りの総量を見込んだものであり、たんい かんが かつ つぎ
単位の考え方は次のとおりです。

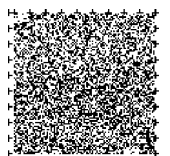
り ようにんすう げっかん り ようにんすう じつにんすう
○利用人数：月間の利用人数（実人数）

にんにち つき げっかん さ - び す ていきょうにっすう
○人日／月：月間のサービス提供日数

せいかつかいご かいごきゅうふ (1)生活介護【介護給付】

じょうじ かいご ひつよう ひと たい おも ひるま しょうがいしゃし
常時介護を必要とする人に対し、主に昼間において、障害者支
えんし せつ にゅうよく はい しょくじ かいご とう おこな そうさくてき
援施設などで入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的
かつどうまた せいさんかつどう きかい ていきょう
活動又は生産活動の機会を提供します。

たんい 単位	ねん ど 2018年度	ねん ど 2019年度	ねん ど 2020年度
り ようにんすう 利用人数	5,000	5,090	5,180
にんにち つき 人日／月	102,530	104,890	107,240



(2) 自立訓練（機能訓練）【訓練等給付】

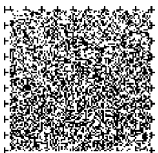
身体障がいのある人を対象に、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練を実施します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	6	6	6
人日／月	90	90	90

(3) 自立訓練（生活訓練）【訓練等給付】

知的又は精神障がいのある人を対象に、生活能力の維持・向上などのため、一定期間、食事や家事などの日常生活能力の向上のための支援を実施します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	180	190	200
人日／月	2,860	3,000	3,140



しゅくはくがた じ りつくんれん くんれんとうきゅう ふ
(4) 宿泊型自立訓練【訓練等給付】

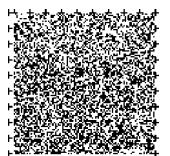
せいかつのうりよく い じ こうじょう いてい き かん きよしつ た
 生活能力の維持・向上などのため、一定期間、居室その他の
 せつび ていきょう か じ にちじょうせいかつのうりよく こうじょう しえん じつ
 設備を提供し、家事などの日常生活能力の向上のための支援を実
 し
 施します。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
り ようにんずう 利用人数	60	60	60
にんにち つき 人日／月	1,720	1,720	1,720

しゅうろう い こう し えん くんれんとうきゅう ふ
(5) 就労移行支援【訓練等給付】

いっばん きぎょう しゅうろう きぼう さいみまん ひと しゅうろう ひつ
 一般企業などでの就労を希望する65歳未満の人に、就労に必
 よう ち しきおよ のうりよく こうじょう いてい き かん じぎょうしよない きぎょう
 要な知識及び能力の向上のため、一定期間、事業所内や企業にお
 せいさんかつどう き かい ていきょう おこな てきせい あ しよく
 ける生産活動などの機会の提供を行うとともに、適性に合った職
 ば さが しゅうろう ご しょくば ていちゃく しえん おこな
 場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
り ようにんずう 利用人数	790	800	810
にんにち つき 人日／月	14,260	14,440	14,620



(6) 就労継続支援 (A型)【訓練等給付】

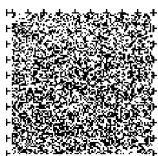
一般就労が困難な65歳未満の人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	2,130	2,250	2,370
人日/月	42,910	45,300	47,690

(7) 就労継続支援 (B型)【訓練等給付】

一般就労が困難な人に対し、雇用契約を結ばずに生産活動等の機会の提供を行うとともに、就労に関わる支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	6,300	6,810	7,320
人日/月	112,520	121,870	131,220



(8) 就労定着支援【訓練等給付】(新規)

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した人に対して、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での様々な問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。

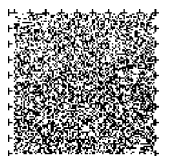
単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	360	460	540

(9) 療養介護【介護給付】

医療と常時の介護を必要とする人のうち、次のいずれかに該当する人に、身体能力・日常生活能力の維持・向上のため、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

- ◆ 筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者等、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人
- ◆ 筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者であって、障害支援区分5以上の人

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	300	300	300



(10) 短期入所（ショートステイ）福祉型【介護給付】

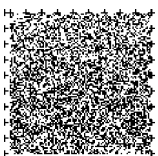
介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設等において短期間、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	1,020	1,180	1,360
人日／月	7,190	8,060	9,050

(11) 短期入所（ショートステイ）医療型【介護給付】

介護する人が病気の場合などに、病院・診療所・介護老人保健施設等において短期間、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	180	210	240
人日／月	1,170	1,320	1,480



4 居住系サービス量の見込み

地域における居住の場としてのグループホームについて、その運営を行う社会福祉法人などに必要な支援を行い充実を図るとともに、地域移行支援・地域定着支援などの推進と併せ、入所施設や病院から地域生活への移行を進めます。

※居住系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

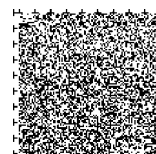
○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○人日／月：月間のサービス提供日数

(1) 自立生活援助【訓練等給付】(新規)

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅の訪問や、利用者からの相談に応じるなど、本人の意思を尊重した地域生活を支援します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	250	290	330



きょうどうせいかつえんじよ くんれんとうきゅうふ
(2) 共同生活援助【訓練等給付】

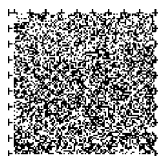
おも やかん ぐるーぷほーむない にゅうよく はい およ しょく
 主に夜間において、グループホーム内での入浴、排せつ及び食
 じとう かいご ちょうり せんたくおよ そうじとう かじ せいかつとう かん そうだん
 事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談
 およ じよげん しゅうろうさき たかんけい きかん れんらく た ひつよう にちじょう
 及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常
 せいかつじょう しえん おこな
 生活上の支援を行います。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
りようにんずう 利用人数	3,030	3,220	3,420
ていいんずう 定員数	3,217	3,426	3,642

しせつにゅうしょしえん かいごきゅうふ
(3) 施設入所支援【介護給付】

おも やかん しょうがいしゃしえんしせつ にゅうよく はい しょくじ かいご
 主に夜間において、障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護
 おこな
 などを行います。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
りようにんずう 利用人数	2,050	2,030	2,010



5 相談支援サービス量の見込み

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを充実させていきます。

※相談支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

(1) 計画相談支援

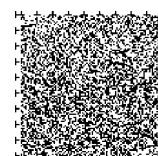
サービスの支給決定におけるサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	りようにんずう 利用人数	6,477	7,501	8,698

(2) 地域相談支援

住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する支援を行います。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
ちいきいこうしえん 地域移行支援	りようにんずう 利用人数	12	14	16
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	りようにんずう 利用人数	35	35	35



6

障害児支援サービス量の見込み

障がいのある子どもの発達を支援するため、児童福祉法に基づき、
 障害児支援を充実させていきます。

※障害児支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの
 総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○人日／月：月間のサービス提供日数

(1) 児童発達支援

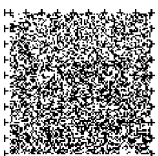
日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練
 などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	3,800	4,140	4,480
人日／月	46,710	51,210	55,710

(2) 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練
 などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	60	60	60
人日／月	470	470	470



(3) 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進のための支援などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	5,570	6,220	6,870
人日／月	63,340	71,340	79,340

(4) 保育所等訪問支援

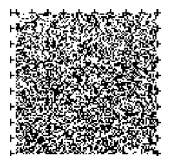
専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	60	70	80
人日／月	80	90	100

(5) 居宅訪問型児童発達支援（新規）

専門職員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	50	55	60
人日／月	550	605	660



ふくし がたしょうがい じ にゅうしょ し えん
(6) 福祉型障害児入所支援

し せつ にゅうしょ にちじょうせいかつのうりよく ち しき ぎ のう こうじょう
 施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための
 くんれん おこな
 訓練などを行います。

たん い 単位	ねん ど 2018年度	ねん ど 2019年度	ねん ど 2020年度
り ようにんずう 利用人数	652	652	652

い りょうがたしょうがい じ にゅうしょ し えん
(7) 医療型障害児入所支援

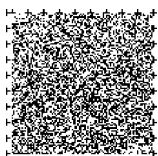
し せつ にゅうしょ にちじょうせいかつのうりよく ち しき ぎ のう こうじょう
 施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための
 くんれん ちりょう おこな
 訓練のほか、治療などを行います。

たん い 単位	ねん ど 2018年度	ねん ど 2019年度	ねん ど 2020年度
り ようにんずう 利用人数	820	820	820

しょうがい じ そうだん し えん
(8) 障害児相談支援

しょうがい じ つうしょ し えん し きゅうけつてい しょうがい じ し えん り ようけいかくあん
 障害児通所支援の支給決定における障害児支援利用計画案を
 さくせい しょうがい じ つうしょ し えん じ ぎょうしゃとう れんらくちょうせい おこな さー
 作成し、障害児通所支援事業者等と連絡調整を行うとともに、サー
 び すどう り ようじょうきょう けんしょう おこな けいかく みなお し えん おこな
 ビス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行
 います。

	たん い 単位	ねん ど 2018年度	ねん ど 2019年度	ねん ど 2020年度
しょうがい じ そうだん し えん 障害児相談支援	り ようにんずう 利用人数	2,787	3,379	3,971



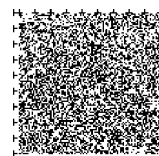
7 発達障がい者支援

発達障がい者支援法に基づき、発達障がいに対する正しい理解の促進、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援の実施に向け、支援体制の充実を図ります。

(1) 発達障がい者支援センターによる相談

発達障がいに関する専門的な相談、支援が必要な人に対し、発達障がい者支援センターにおいて、発達、就労等に関する相談を実施します。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
そうだんけんすう 相談件数	740	740	740

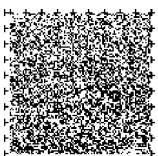


(2) 発達障害者支援センターによる機関支援、研修等

発達障害者支援センターにおいて、福祉、教育、司法などの関係機関に対し、発達障害に関する専門的な助言などの機関支援を行います。特に、発達障害者地域支援マネージャーは、二次障害や行動障害があるなど、支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関支援を行います。

見た目では分かりづらい発達障害の特性に関する理解が深まるよう、外部機関や地域住民への研修、普及啓発を実施します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
関係機関への 助言件数	1,200	1,200	1,200
外部機関や 地域住民へ の研修、啓発 件数	290	290	290



(1) 概要

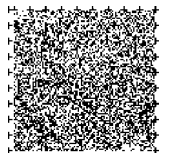
ちいきせいかつしえんじぎょう しょう ひと も のうりよく
地域生活支援事業は、障がいのある人がその持っている能力や
てきせい おう じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな
適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、
じゅうみん もっと みぢか しちょうそん ちゅうしん ちいき せいかつ しょう
住民に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障が
いのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた事業形態で市
ちょうそん とどうふけん じっし
町村や都道府県が実施するものです。

(2) 実施主体

ちいきせいかつしえんじぎょう しちょうそん おこな しちょうそん ちいきせいかつしえんじぎょう
地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、
とどうふけん おこな とどうふけん ちいきせいかつしえんじぎょう わ
都道府県が行う都道府県地域生活支援事業に分かれます。
さっぽろし しちょうそん ちいきせいかつしえんじぎょう じっし じぎょう
札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によっ
ては、そのぜんぶ いちぶ だんたい いたく じっし
ては、その全部または一部を団体などに委託して実施します。

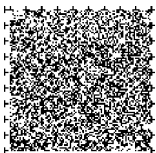
(3) 札幌市における地域生活支援事業のメニュー

ちいきせいかつしえんじぎょう すべ しちょうそん じっし ひつすじぎょう
地域生活支援事業では、全ての市町村が実施する「必須事業」と、
しちょうそんおのおの はんだん おこな にんいじぎょう
市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。
さっぽろし じぎょうじっしじょうきょう さーび すていきょうたいせい かん
札幌市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を勘
あん いか じぎょう てんかい
案し、以下の事業を展開していきます。

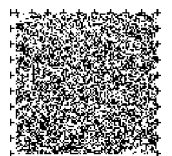


ちいきせいかつし えんじぎょういちらん ひつすじぎょう
地域生活支援事業一覧(必須事業)

りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業	
じはつてきかつどうし えんじぎょう 自発的活動支援事業	
そうだんし えんじぎょう 相談支援事業	しょう しゃそうだんし えんじぎょう 障がい者相談支援事業
	きかんそうだんし えんせんたー 基幹相談支援センター
	しちょうそんそうだんし えんきのうきょうかじぎょう 市町村相談支援機能強化事業
	じゅうたくにゅうきょとうし えんじぎょう 住宅入居等支援事業
せいねんこうけんせいどりょうし えんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	
せいねんこうけんせいどほうじんこうけんし えんじぎょう 成年後見制度法人後見支援事業	
いしそつし えんじぎょう 意思疎通支援事業	しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業
	ようやくひつきしゃはけんじぎょう 要約筆記者派遣事業
	しゅわつうやくしゃせつちじぎょう 手話通訳者設置事業
にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業	
しゅわほうし いんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	
いどうし えんじぎょう 移動支援事業	
ちいきかつどうし えんせんたーきのうきょうかじぎょう 地域活動支援センター機能強化事業	
はつたつしょうがいしゃし えんせんたーうんえいじぎょう 発達障害者支援センター運営事業	
しょう じとうりょういくし えんじぎょう 障がい児等療育支援事業	
せんもんせい たか いし 専門性の高い意思 そつし えん おこなもの 疎通支援を行う者 ようせいけんしゅうじぎょう の養成研修事業	しゅわつうやくしゃようせいけんしゅうじぎょう 手話通訳者養成研修事業
	ようやくひつきしゃようせいけんしゅうじぎょう 要約筆記者養成研修事業
	もう しゃつうやく かいじょいんようせいけんしゅうじぎょう 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業



<small>せんもんせい たか いし</small> 専門性の高い意思	<small>しゅわ つうやくしゃ は けん じぎょう</small> 手話通訳者派遣事業
<small>そつう しえん おこな もの</small> 疎通支援を行う者	<small>ようやく ひつ き しゃ は けん じぎょう</small> 要約筆記者派遣事業
<small>は けん じぎょう</small> の派遣事業	<small>もう しゃ む つうやく かいじょいん は けん じぎょう</small> 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
<small>こういきてき しえん じぎょう</small> 広域的な支援事業	<small>せいしんしょう しゃ ち いきせいかつ しえんこういきちようせいとう じぎょう</small> 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業
	<small>ち いき いこう ち いきせいかつ しえん じぎょう</small> 地域移行・地域生活支援事業
	<small>さいがい は けんせいしん いりょうち - む たいせいせいび じぎょう</small> 災害派遣精神医療チーム体制整備事業
	<small>はったつしょうがいしゃ しえん ち いききょうぎ かい たいせいせい</small> 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

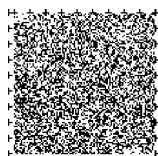


ちいきせいかつしえんじぎょういちらん にんいじぎょう
地域生活支援事業一覧 (任意事業)

ふくしほーむ うんえい 福祉ホームの運営		
ほうもんにゆうよくさーびすじぎょう 訪問入浴サービス事業		
せいかつしえんじぎょう 生活支援事業	せいかつくんれんとう 生活訓練等 事業	ちゅうとしつめいしゃしゃかいてきおうくんれんじぎょう 中途失明者社会適応訓練事業 ちょうかくしょう しゃしゃかいせいかつきょうしつ 聴覚障がい者社会生活教室
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業		
しゃかいさんか しえん 社会参加支援	てんじこえ 点字・声の 広報等発行 事業	てんじこえ はっこう 点字さっぽろ・声のさっぽろ発行 てんじそくじねっとわーくじぎょう 点字即時ネットワーク事業 (⇒195ページ参照)
	ほうしんようせい 奉仕員養成 研修事業	てんやくほうしんようせいじぎょう 点訳奉仕員養成事業 ろうどくほうしんようせいじぎょう 朗読奉仕員養成事業
	じどうしゃうんてんめんきょしゆとく かいぞうほじょじぎょう 自動車運転免許取得・改造補助事業	
	たしゃかい その他社会 参加支援	しょうしゃ そうだんうんえいじぎょう 障がい者あんしん相談運営事業 しょうしゃあいていさぽーとせんたーうんえいじぎょう 障がい者ITサポートセンター運営事業

※ちいきせいかつしえんじぎょうのサービス見込量に係る単位の考え方は
 つぎ
 次のとおりです。

- りょうにんすう げっかん りょうにんすう じつにんすう
 ○利用人数：月間の利用人数 (実人数)
- の りょうにんすう ねんかん そうりょうけんすう
 ○延べ利用人数：年間の総利用件数
- の りょうじかん ねんかん そうりょうじかん
 ○延べ利用時間：年間の総利用時間



ア 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
実施の有無	あり	あり	あり

イ 自発的活動支援事業

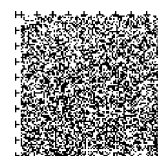
障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して、必要な支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
実施の有無	あり	あり	あり

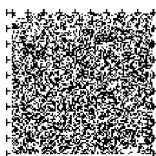
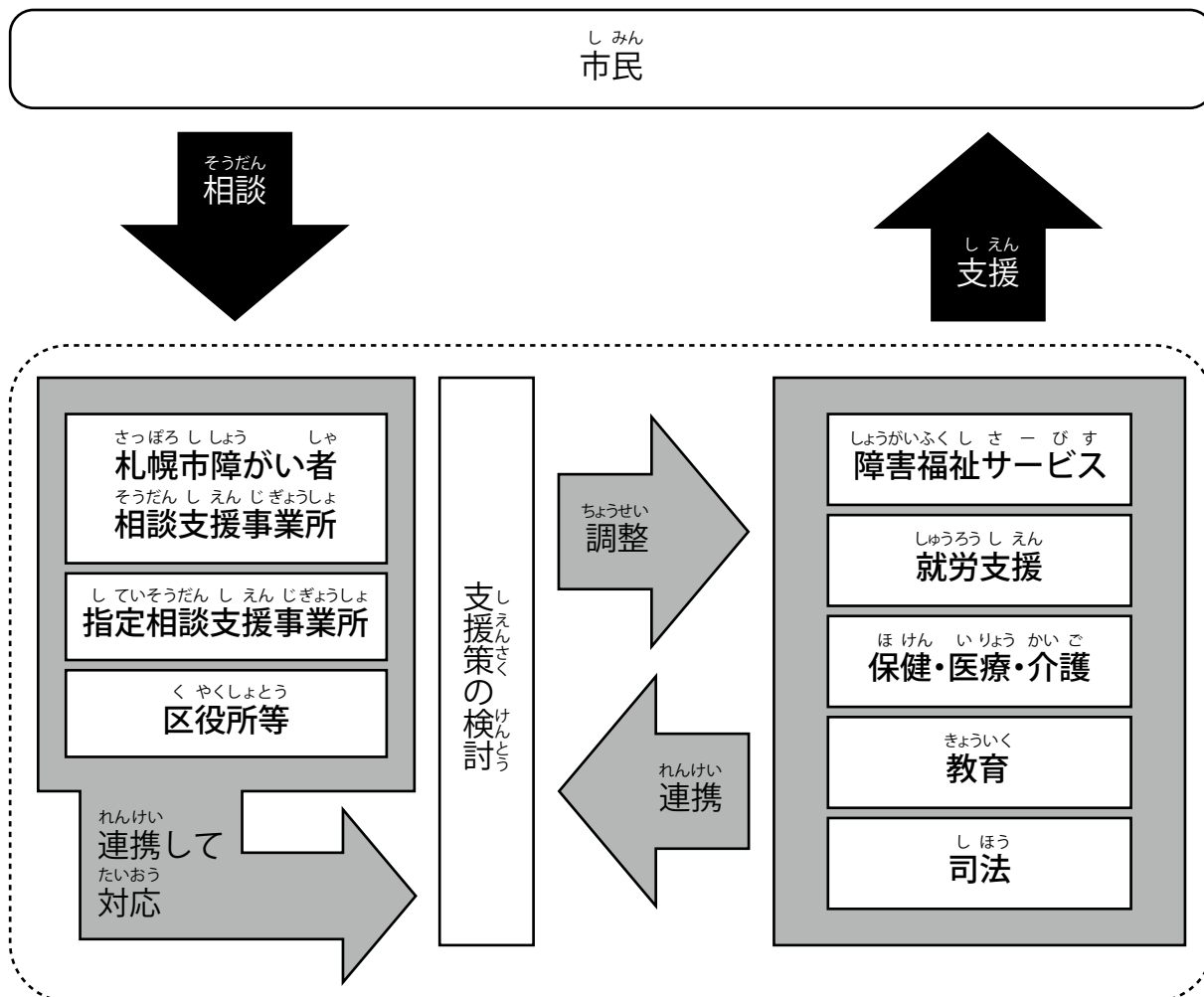
ウ 相談支援事業

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
障がい者相談支援事業	箇所数	20	20	20
基幹相談支援センター	設置の有無	あり	あり	あり
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業	実施の有無	あり	あり	あり



そうだん し えん い め - じ
相談と支援のイメージ



工 成年後見制度利用支援事業

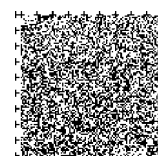
成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立てが期待できない知的障がいのある人、精神障がいのある人について、市長が申立てを行い、費用を負担して成年後見制度の利用を支援します。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
じつりようにんずう 実利用人数	5	5	5

オ 成年後見制度法人後見支援事業

身寄りのない人が判断能力を欠く状態になり、市長が法定後見の申立てを実施したケースのうち、十分な資産がないなど一部のケースについて、法人として成年後見人を受任し、本人に代わって法律行為を行います。

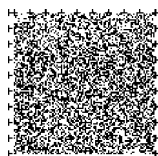
たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
じっしうむ 実施の有無	あり	あり	あり



カ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳や要約筆記を行う人を派遣し、意思疎通を支援します。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者 はけんじぎょう 派遣事業	りようにんずう 利用人数	629	638	647
ようやくひっきしゃ 要約筆記者 はけんじぎょう 派遣事業	りようにんずう 利用人数	52	53	54
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者 せっちじぎょう 設置事業	つうやくしゃすう 通訳者数 せんじゅう どうろくしゃすう (専従+登録者数)	60	60	60



キ 日常生活用具給付事業

しょうがいのあるひとに、自立生活支援用具等の給付を行います。

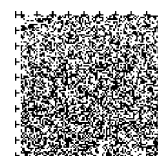
	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
かいご くんれん し えんようぐ 介護・訓練支援用具	けんすう 件数 (※)	220	236	252
じりつせいかつ し えんようぐ 自立生活支援用具		622	590	561
ざいたくりようようとう し えんようぐ 在宅療養等支援用具		407	395	383
じょうほう い し そつう し えんようぐ 情報・意思疎通支援用具		403	391	379
はいせつかんり し えんようぐ 排泄管理支援用具		39,126	41,082	43,136
きょたくせいかつどうさ ほじょうぐ じゅうたくかいしゅうひ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		125	130	135

※件数：年間の総給付件数

ク 手話奉仕員養成研修事業

ちょうかくしょうがいのあるひとなどの意思疎通支援に必要な手話奉仕員を養成します。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
しゅうりょうみこ しゃすう 修了見込み者数	301	303	303



ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人などに、外出のための支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	3,200	3,260	3,320
延べ利用時間数	351,190	359,850	368,720

コ 地域活動支援センター機能強化事業

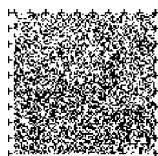
創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある人の地域生活の支援を促進します。

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
基礎的事業	箇所数	51	50	49
	利用人数	592	580	568

サ 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターを拠点として、自閉症など発達障がいのある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
箇所数	1	1	1
利用人数	840	840	840



シ 障がい児等療育支援事業

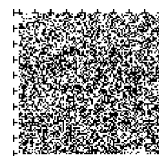
障がいのある人やその家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、保育所等への療育指導や療育支援を行います。

たんい 単位	ねん 2018年度	ねん 2019年度	ねん 2020年度
さーびすていきょう サービス提供 じぎょうしよすう 事業所数	5	5	5

ス 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者・要約筆記者を養成します。

	たんい 単位	2018 ねん 年度	2019 ねん 年度	2020 ねん 年度
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者 ようせいけんしゅうじぎょう 養成研修事業	しゅうりょうみこ しゃすう 修了見込み者数 とうろくみこ しゃすう (登録見込み者数)	15 (4)	15 (4)	15 (4)
ようやくひつきしゃ 要約筆記者 ようせいけんしゅうじぎょう 養成研修事業	しゅうりょうみこ しゃすう 修了見込み者数 とうろくみこ しゃすう (登録見込み者数)	10 (5)	10 (5)	10 (5)
もうしゃむ 盲ろう者向け つうやくかいじょいん 通訳・介助員 ようせいけんしゅうじぎょう 養成研修事業	しゅうりょうみこ しゃすう 修了見込み者数 とうろくみこ しゃすう (登録見込み者数)	10 (0)	10 (3)	10 (0)



セ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

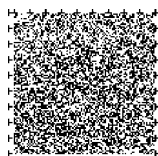
たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
りょうにんずう 利用人数	716	719	722

ソ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

① 地域移行・地域生活支援事業

精神障がいのある人の視点を重視した支援を充実させる観点や入院中の精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起する観点から、ピアサポートを活用します。

	たんい 単位	2018 ねんど 年度	2019 ねんど 年度	2020 ねんど 年度
ちいきいこう ちいきせいかつ 地域移行・地域生活 しえんじぎょう 支援事業	ぴあサポート じゅうじしやすう 従事者数	2	2	2



さいがい は けんせいしん いりょうち - む たいせいせいび じぎょう
 ②災害派遣精神医療チーム体制整備事業

し ぜんさいがいとう きんきゅうじ ひ さいち いき せいしん ほけん いりょうに - ず
 自然災害等の緊急時において、被災地域の精神保健医療二一ズ
 はあく た ほけん いりょうたいせい れんけい かくしゅかんけい き かんとう まね - じ
 の把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等のマネー
 めんと せんもんせい たか せいしん か いりょう ていきょう せいしん ほけんかっとう し えん
 メント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援
 おこな うんえい いんかい かいさいとう さいがい は けんせいしん いりょうち - む
 を行うため、運営委員会の開催等により災害派遣精神医療チーム
 でいばつと たいせい せいび
 (DPAT)の体制を整備します。

たいせいせいび ほっかいどう れんけい こういきてき じっし はか
 なお、体制整備にあたり、北海道と連携して、広域的な実施を図り
 ます。

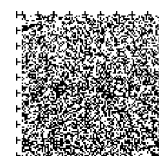
	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
さいがい は けんせいしん いりょう 災害派遣精神医療 ち - む たいせいせいび じぎょう チーム体制整備事業	うんえい いん 運営委員 かい かいさい 会の開催 すう 数	1	1	1

はったつしょうがいしゃ し えん ち いききょうぎ かい たいせいせいび じぎょう
 タ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

いりょう ほけん ふくし きょういく ろうどうとう かんけい きかん こうせい きょうぎ かい
 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関で構成する協議会を
 せっち かんけい きかん れんけい きんみつ か し えんたいせい せいび かん きょうぎ
 設置し、関係機関の連携の緊密化、支援体制の整備に関する協議
 おこな し えんたいせい じゅうじつ はか
 を行い、支援体制の充実を図ります。

さっぽろし へいせい ねんど さっぽろし はったつしょう しゃ し えんかんけい き
 ※札幌市では平成17年度から「札幌市発達障がい者支援関係機
 かんれんらくかい ぎ じっし
 関連絡会議」として実施しています。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
きょうぎ かい かいさいすう 協議会の開催数	8	8	8



チ 福祉ホームの運営

現に住居を求めている障がいのある人に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を行います。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
ていじん 定員	37	37	37

ツ 訪問入浴サービス事業

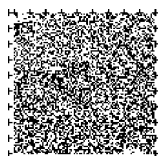
入浴業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
りようにんずう 利用人数	118	125	133
のりようにんずう 延べ利用人数	6,962	7,375	7,860

テ 生活訓練等事業

障がいのある人などに対して日常生活上必要な訓練などを行います。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
ちゅうとしつめいしゃしゃかい 中途失明者社会 てきおうくんれんじぎょう 適応訓練事業	のりようにんずう 延べ利用人数	828	828	828
ちようかくしやう 聴覚障がい者社会 せいかつきょうしつかいさいじぎょう 生活教室開催事業	のりようにんずう 延べ利用人数	632	632	632



ト 日中一時支援事業

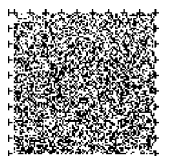
障がいのある人などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るために、障がいのある人などを一時的に預かり介護します。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
りょうにんずう 利用人数	865	857	850
のりょうにんずう 延べ利用人数	36,681	38,813	41,068
かしょうすう 箇所数	65	65	65

ナ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音訳その他障がいのある人に分かりやすい方法により、広報さっぽろの情報など、障がいのある人が地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
てんじ 点字さっぽろ・ こえ 声のさっぽろ発行	りょうしゃすう 利用者数	684	684	684
てんじそくじねっと 点字即時ネット わーくじぎょう ワーク事業	のりょう 延べ利用 にんずう 人数	5,340	5,340	5,340



二 奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人などの意思疎通支援に必要な点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
てんやくほうしん 点訳奉仕員 ようせいじぎょう 養成事業	しゅうりょうみごと 修了見込み者数	90	100	100
ろうどくほうしん 朗読奉仕員 ようせいじぎょう 養成事業	しゅうりょうみごと 修了見込み者数	150	150	150

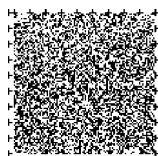
※人数：養成事業の受講人数（実人数）

の延べ人数：養成事業の年間総受講件数

又 自動車運転訓練費・改造補助事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
うんてんくんれん 運転訓練	りようにんずう 利用人数	18	17	17
かいぞうほじょ 改造補助	りようにんずう 利用人数	32	31	29



ネ 障がい者あんしん相談運営事業

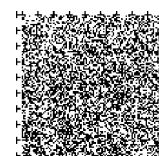
障がいのある人の権利擁護に係る相談等に応じるため、常設相談窓口を設置し、専門的な相談に応じるほか、専門機関への情報提供を行います。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
かしょう 箇所数	1	1	1

ノ 障がい者ITサポートセンター運営事業

障がいのある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上を図るため、障がい者ITサポートセンターを拠点として、ITを活用した障がいのある人の社会参加促進を図ります。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
じっし 実施の有無	あり	あり	あり



しょうがいふくし サービスとう くに きほんししんとう ないよう ふ
 障害福祉サービス等については、国の基本指針等の内容も踏まえ
 うえ い か してん た ひつよう サービスとう ていきよう
 た上で、以下の視点に立って、必要なサービス等を提供できるよう
 サービスきばん せいび しつ こうじよう つと
 サービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

◆ しょうがい しゅべつ しょう とくせい おう しつ たか サービス
 障がい種別にかかわらず、障がい特性に応じた質の高いサービス
 ていきよう じぎょうしゃ さんにゅう そくしん ひ つづ サービスきばん
 を提供するため、事業者の参入を促進し、引き続きサービス基盤
 せいび つと
 の整備に努めます。

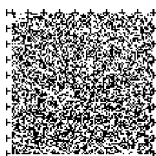
◆ に - す おう こま し えん ていきよう せんく
 それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援を提供するため、先駆
 てき とりくみ ちようさ けんきゅう じぎょうしゃ しゅうち はたら おこな
 的な取組の調査・研究をし、事業者への周知・働きかけを行います。

◆ えんかつ サービス ていきよう かくほ じぎょうしゃ ひつよう じょうほうていきよう
 円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供
 じぎょうしゃかん れんけい きょうか はか
 や事業者間の連携の強化を図ります。

◆ サービス ていきよう かか ぎじゅつてき し えん しつ こうじよう はか もくてき
 サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的
 けんしゅう じっし
 とした研修を実施します。

◆ ちいき きょじゅう ば ぐるーぷほーむ じぎょうしゃ きょうどう
 地域での居住の場となるグループホームについて、事業者と協働
 せっち すいしん
 し、設置を推進します。

◆ ちいき じりつ せいかつ ささ そうだん し えん じぎょう い し そつうし
 地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、意思疎通支
 えん じぎょう にちじょうせいかつようぐきゅうふ じぎょう ちいきせいかつ し えん じぎょう たさい
 援事業、日常生活用具給付事業など、地域生活支援事業の多彩な
 めに ゆー ひ つづ じっし
 メニューを引き続き実施します。



第7章 さっぽろ障がい者プラン2018の評価・見直し

1 PDCAサイクルについて

PDCAサイクルとは、業務の改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」の順に実施していくものです。

さっぽろ障がい者プラン2018についても、このPDCAサイクルにより、評価・見直しを行います。

2 PDCAサイクルの実施

(1) 計画 (Plan)

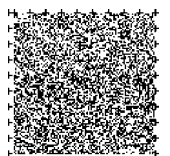
国の計画や基本指針等に基づき、障がいのある人や、関係者、市民のご意見をお聴きしながら、さっぽろ障がい者プラン2018を策定します。

(2) 実行 (Do)

作成したさっぽろ障がい者プラン2018を、障がいのある人も含め、広く市民に周知するとともに、関係部局とも連携しながら、目標等の達成に向けて施策を推進します。

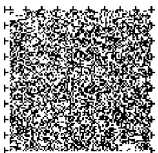
(3) 評価 (Check)

さっぽろ障がい者プラン2018に基づく施策の実績や達成状況等について、札幌市障がい者施策推進審議会、札幌市自立支援協議会、札幌市精神保健福祉審議会等の関係機関に報告し、中間評価を行います。

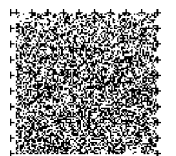
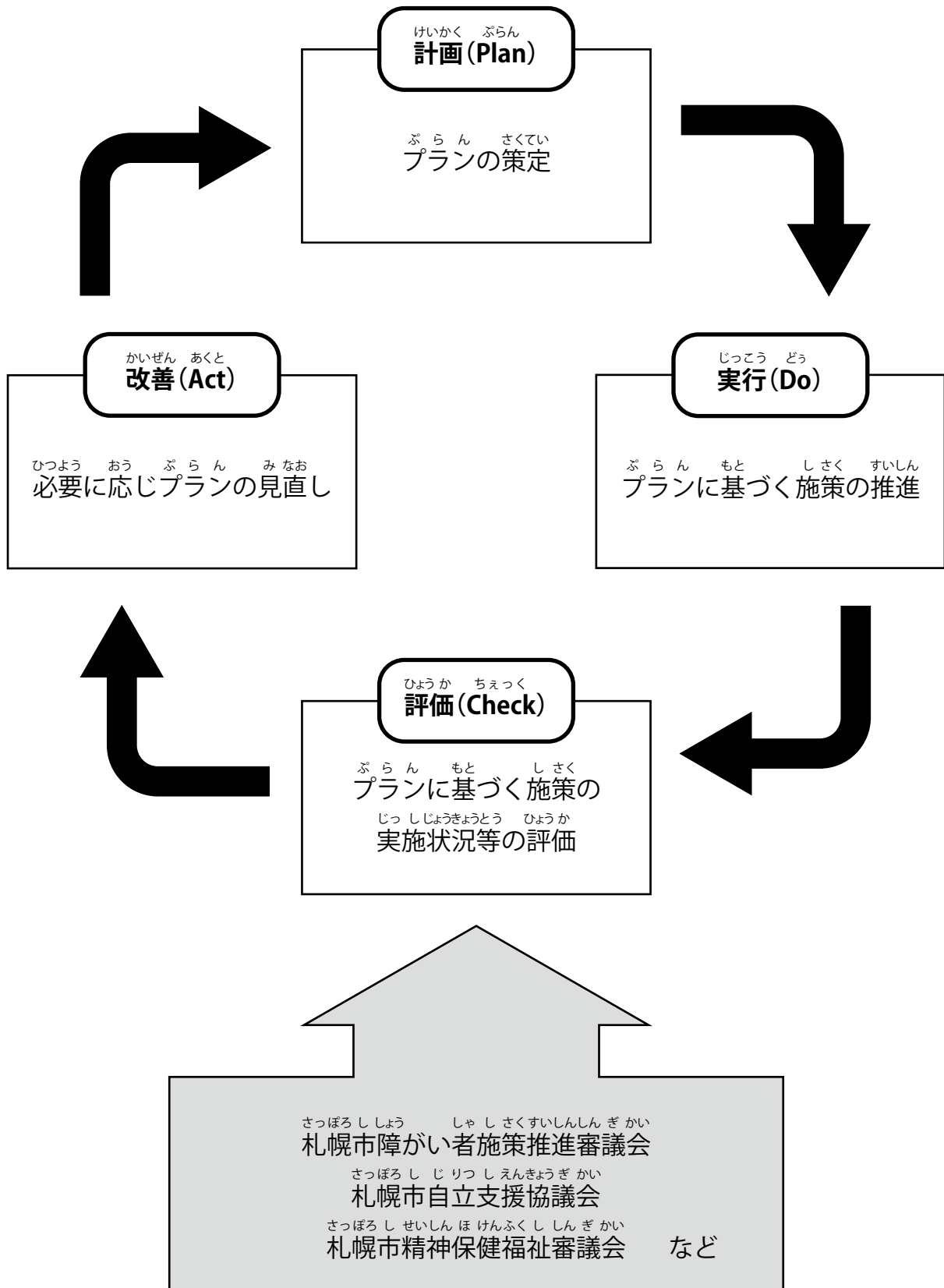


(4) 改善 (Act)

中間評価の結果等を受け、関係機関の意見等も踏まえながら、
必要に応じ、施策の見直しや新規施策の追加など、計画の見直し
を行います。



ぴーでいーしーえーさ い くる い めー じ
P D C A サイクルのイメージ





1 検討体制

市役所内部での検討のほか、障がい当事者や家族の人、障がい者団体の人、福祉関係者、有識者等で構成する札幌市障がい者施策推進審議会「さっぽろ障がい者プラン見直しに係る計画検討部会」を設置し、様々な意見を伺ってきました。

また、札幌市自立支援協議会等の附属機関からも意見を伺ってきました。

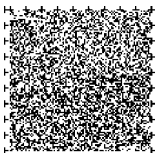
※「さっぽろ障がい者プラン見直しに係る計画検討部会」の委員名簿は⇒158ページに掲載しています。

2 障がい児者実態等調査

計画の策定や障がい福祉施策の検討のための基礎資料等とすることを目的に、障がい児・者の生活や活動状況、障害福祉サービス等の利用状況などについて、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果については、別途、報告書としてまとめました。

実施期間：2016年（平成28年）11月16日から12月7日まで



3

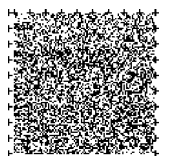
意見交換会等の開催

(1) 市内主要障がい者団体との意見交換

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい及び難病の
 主な団体と、合計3回（2017年8月29日、9月12・13日）の意見
 交換会を行いました。

(2) 市民懇談会の開催

さっぽろ障がい者プラン2018の全体構成案等を中心に、広く、
 市民を対象として2017年9月17日に懇談会を開催しました。



さんごう かいぎとう けんとう けいか
(参考1)会議等における検討の経過

ねん がつ
 2016年 10月

さっぽろ ししょう しゃし さくすいしんしん ぎ かい
 札幌市障がい者施策推進審議会
 じったいちょう さ じっし がいようとう しんぎ
 (実態調査実施概要等について審議)

ねん がつ
 11月

さっぽろ し じりつ し えんきょう ぎ かい
 札幌市自立支援協議会
 じったいちょう さ じっし がいようとう しんぎ
 (実態調査実施概要等について審議)

さっぽろ し せいしん ほけんふく し しんぎ かい
 札幌市精神保健福祉審議会
 じったいちょう さ じっし がいようとう しんぎ
 (実態調査実施概要等について審議)

しょう じ しゃじつたいとうちょう さ あんけー とちょう さ
 障がい児者実態等調査 (アンケート調査)

ねん がつ
 2017年 3月

さっぽろ ししょう しゃし さくすいしんしん ぎ かい
 札幌市障がい者施策推進審議会
 じったいちょう さ けっ か ほうこく けいかく こうせい さくてい す け
 (実態調査結果報告、計画の構成、策定スケ
 ジュール、計画検討部会の設置等について審議)

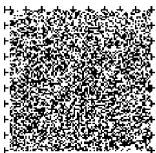
さっぽろ し せいしん ほけんふく し しんぎ かい
 札幌市精神保健福祉審議会
 じったいちょう さ けっ か ほうこく さくていたいせい けいかく こうせい さくてい
 (実態調査結果報告、策定体制、計画の構成、策定
 スケジュール等について審議)

ねん がつ
 4月

さっぽろ し じりつ し えんきょう ぎ かい
 札幌市自立支援協議会
 じったいちょう さ けっ か ほうこく さくていたいせい けいかく こうせい さくてい
 (実態調査結果報告、策定体制、計画の構成、策定
 スケジュール等について審議)

ねん がつ
 6月

さっぽろ しょう しゃぶらん みなお かか けいかくけん
 さっぽろ障がい者プランの見直しに係る計画検
 討部会 (計画の構成、検討スケジュール等につ
 いて審議)



2017年 7月

さっぽろ障がい者プランの見直しに係る計画検討
討部会 (計画の構成、検討スケジュール、市民意見
の聴取方法等について審議)

札幌市精神保健福祉審議会
(計画の構成等について審議)

8月

さっぽろ障がい者プランの見直しに係る計画検討
討部会 (計画の本文案等について審議)

9月

さっぽろ障がい者プランの見直しに係る計画検討
討部会 (計画の本文案、成果目標、障害福祉サー
ビス等の見込量について審議)

10月

札幌市障がい者施策推進審議会
(計画案について審議)

札幌市自立支援協議会
(計画案について審議)

保健福祉施策総合推進本部障がい者保健福祉部
会【庁内会議】(計画案の検討)

11月

保健福祉施策総合推進本部・企画調整会議
【庁内会議】(計画案の検討)

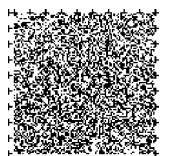
市長副市長会議【庁内会議】(計画案の検討)

12月

パブリックコメント

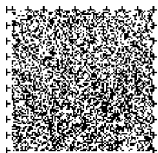
2018年 3月

計画公表



さんこう (参考2) さっぽろ障がい者プランに係る計画検討部会 委員名簿

	しめい 氏名 (敬称略)	しよぞくだんたいとう 所属団体等
1	あさか ひろふみ 浅香 博文	こうえきしゃだんほうじんさっぽろ し しんたいしょうがいしゃふく し きょうかい 公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 かいちょう 会長
2	いとう こうじ 伊藤 光治	とくていひ えいり かつどうほうじんさっぽろ し せいしんしょうがいしゃ かぞく 特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族 れんごうかい せんむりじ 連合会 専務理事
3	いしばし たつお 石橋 達勇	ほっかいがくえんだいがくこうがくぶ きょうじゆ 北海学園大学工学部 教授
4	うえだ まりこ 上田 マリ子	にほんはつたつしょうがいねっとわーくほっかいどう かいちょう 日本発達障害ネットワーク北海道 会長
5	きたがわ さとこ 北川 聡子	しゃかいふくしほうじんむぎこかい そうごうしせつちよう 社会福祉法人麦の子会 総合施設長
6	しげいづみ としまさ 重泉 敏聖	しゅうぎよう せいかつおうえんぷらざとねっと せんたーちよう 就業・生活応援プラザとねっと センター長
7	すぎた まこと 杉田 誠	そうだんしつ かんりしゃ 相談室こころ ていね 管理者
8	ながい じゆんこ 永井 順子	ほくせいがくえんだいがくしゃかいふくしがくぶ じゆんきょうじゆ 北星学園大学社会福祉学部 准教授
9	はらだ ちよこ 原田 千代子	さっぽろ かい 札幌みんなの会
10	ふじい みゆき 藤井 美雪	いっばんしゃだんほうじんさっぽろ し て いくせいかい かいちょう 一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会 会長 (2017年7月まで)
11	まきの じゆんこ 牧野 准子	しょう とうじしゃこうし かい だいひよう 障がい当事者講師の会すぷりんぐ 代表
12	ますだ やすこ 増田 靖子	いっばんざいだんほうじんほっかいどうなんびょうれん せんむりじ 一般財団法人北海道難病連 専務理事
13	ながえ ちかこ 長江 睦子	いっばんしゃだんほうじんさっぽろ し て いくせいかい 一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会 ふくかいちょう ねん がつ 副会長(2017年8月から)



計画案について、2017年（平成29年）12月20日から2018年（平成30年）1月18日までの間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からたくさんのご意見をいただきました。

(1) 意見提出者・件数

11人（団体を含む）、58件

(2) 寄せられた主な意見の概要と市の考え方

■ 横断的分野 1：障がい等への理解促進

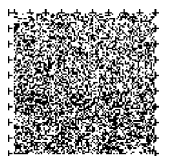
【意見】 ヘルプマークの啓発のため、多くの人が集まる場所や民間団体（バス事業者・郵便局など）にもポスター掲示を依頼してほしい。

【考え方】 多くの人にヘルプマークを知っていただくため、引き続き、民間事業者にもポスター掲示を依頼するなど、周知に努めてまいります。

■ 横断的分野 2：生活環境の整備

【意見】 地下鉄、市電のバリアフリー化の安全対策は入っているが、それ以外の公共交通機関についても市民が安心して利用できるような内容になってほしい。

【考え方】 JRやバス等の公共交通機関においては、各事業者において安全対策を講じることとなっておりますが、いただいた御意見は、機会を捉えて、各事業者にお伝えいたします。



■横断的分野3：情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

【意見】 コミュニケーション支援のタブレット利用について、聴覚障がい者だけではなく、知的障がい者や発達障がい者向けのアプリも考えて、使用範囲を広げてほしい。

【考え方】 各区役所等に配置しているコミュニケーション支援システム（タブレット）では、音声認識・手書き対応アプリケーションと、遠隔手話通訳用のテレビ電話アプリケーションを使用することができます。タブレットで使用するアプリケーションの拡大については、御意見も参考に、検討してまいります。

■横断的分野4：障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

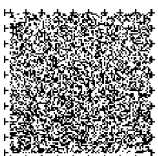
【意見】 障がい者差別解消の市民理解に向けたフォーラムについては、たくさんの方の目につくような周知・広報をしてほしい。

【考え方】 フォーラム開催時には、広報さっぽろをはじめ、様々な媒体を活用し、周知・広報に努めます。

■施策分野1：暮らしの支援

【意見】 相談支援事業所の数が足りていない。札幌市の委託相談支援事業所も市内20か所から増やす計画はないようだが、すぐに相談に乗ってもらえないことや、もっとゆっくり話を聞いてもらいたいため、せめて相談員の数を大幅に増やしてほしい。

【考え方】 相談支援事業所（委託）については、段階的に増設を



行ってきたところであり、現在、各区に1～3事業所ずつ、計20事業所を設定しております。また、増加する相談に対応するため、これまで12の相談支援事業所に1名ずつ、相談員の増員をしてまいりました。

限られた財源の中、直ちに相談支援事業所を増設したり、相談員を大幅に増やしたりすることは困難と考えておりますが、今後も、相談を必要とする人に適切に対応することができる支援体制の在り方について検討してまいります。

■施策分野2：保健・医療の推進

【意見】 さっぽろ子どものこころの連携チーム事業により、受診待ちの子どもが減ることを願う。

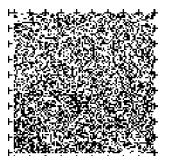
【考え方】 さっぽろ子どものこころの連携チーム事業の趣旨等に御理解いただき、ありがとうございます。

いただいた御意見も踏まえまして、引き続き、こころの悩みを抱える子どもたちのために、事業を進めてまいります。

■施策分野3：療育・教育の充実

【意見】 不登校の児童生徒の教育的支援については、どのような対策を行っているのか。

不登校の原因には、軽度の発達障がいや保護者の認識不足のため、集団生活が困難になっている状況があるのではないかと。保護者との共通理解がなければ、適切な



支援はできないものと考え、専門的な関係機関と連携を図りながら、個々のニーズにあった教育ができればと思う。

多くの人々が様々な障がいを理解することにより、充実した支援や合理的配慮を行うことができると思う。

【考え方】 不登校は、発達に課題があるケースも含め、早期における的確な要因の把握のために、学校の教育相談体制の充実や関係機関との連携等を通して、適切な支援の手立てを講じるよう推進しています。

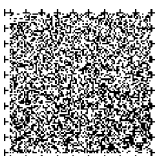
不登校の改善には、保護者や地域の理解も大切なことから、講演会や地域の要請による出前講座等によって、広く理解や協力を進めています。

また、登校しても教室に入れない生徒に対して、別室での支援を行うボランティアを中学校に配置しています。さらに、市内6か所の「教育支援センター・相談指導教室」では、仲間と共に活動する支援プログラムを実施し、学校復帰及び社会的自立に向けて取り組んでいます。

■ 施策分野 4：雇用・就労の促進

【意見】 札幌市のチャレンジ雇用制度は良い試みだと思う。ただ、雇用期間後の就労についてもサポートをお願いしたい。

【考え方】 チャレンジ雇用は、市役所の非常勤職員として一定期間雇用し、その勤務経験を活かして、一般就労へステップ



プアッ^{ぶ あ っ ぶ}プして^{と り く み}いただく^{い っ ぱ ん し ゅ う ろ う}取組^{す て っ}です。一般就^{ぶ あ っ ぶ}労^{さい}への^{し ゅ う き ょ う}ステッ^{せい かつ そ う だ ん し え ん じ ゃ う し ょ う とう}プ^{か ん}に際^{け い き かん}しても、就^{れ ん け い}業^{し え ん}・生^{し え ん}活^{か ん が}相^{か ん が}談^{か ん が}支^{か ん が}援^{か ん が}事^{か ん が}業^{か ん が}所^{か ん が}等^{か ん が}の^{か ん が}関^{か ん が}係^{か ん が}機^{か ん が}関^{か ん が}と^{か ん が}連^{か ん が}携^{か ん が}し^{か ん が}な^{か ん が}が^{か ん が}ら、^{か ん が}支^{か ん が}援^{か ん が}し^{か ん が}て^{か ん が}ま^{か ん が}い^{か ん が}り^{か ん が}た^{か ん が}い^{か ん が}と^{か ん が}考^{か ん が}え^{か ん が}て^{か ん が}お^{か ん が}り^{か ん が}ま^{か ん が}す。

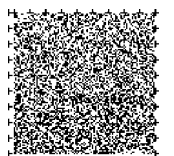
■ 施策分野5：スポーツ・文化等の振興

【意見】 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援では、その分野に関わらず、余暇の過ごし方が充実するようなサークル活動や、障がいの有無に関わらず交流できる場が増えてほしい。障がいのある方が気軽に立ち寄って仲間との交流や相談ができるような地域のセンターがあれば良い。

【考え方】 札幌市では、障がいのある人の地域活動の場である地域活動支援センターに対し、運営費の一部を補助し、より一層の地域活動への参加の促進を図っております。地域活動支援センターは一般型、相談支援併設型、就労支援型の3種類があり、製作活動、交流活動、情報交換等の様々な活動を行っているセンターがあります。今後も一人ひとりの御希望に合った地域活動の場の充実に向けて、取り組んでまいります。

■ 施策分野6：安全・安心の実現

【意見】 災害時の障がい者への支援については、施策などがたくさん盛り込まれて良かったが、地域が積極的に実行してくれるかどうか、市民への周知徹底が大事だ



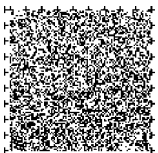
おも
と思う。

【考え方】 さっぽろ障がい者プラン2018では、「誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業」を推進し、災害時に障がいのある人たちの支援を主に担っていただく町内会、自治会、地区社会福祉協議会等に対して、実際に支援する際の注意点や、避難行動要支援者とのマッチング等への助言を実施してまいります。

■障がい福祉計画

【意見】 地域生活（グループホームの暮らし）移行の目標には、入所施設からの移行者数だけが対象となっているが、在宅から自立する人の数も設定してほしい。

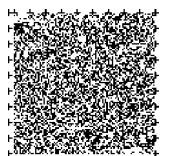
【考え方】 地域生活への移行に関する目標につきましては、厚生労働省が策定した「基本指針」に基づき設定しております。在宅からの自立に関する目標の設定につきましては、自立の定義がなく、例えば、一人暮らしをしても、親が頻繁に訪れている場合は自立と言えるか、また、個々人の実態を把握することが難しいなど、目標設定にあたっての課題があると考えており、さっぽろ障がい者プラン2018において直ちに設定することは難しいと考えます。



5

その他、^た計画案^{けいかくあん}からの^{しゅうせいてん}修正点

^{けいかくあん}計画案からの^{しゅうせいてん}修正点はありません。



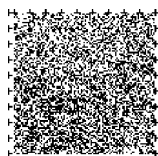
6

しょうじしゃすう
障がい児・者数しんたいしょうちてきしょう
(1) 身体障がい・知的障がい

(人、%)

	じんこう 人口	しんたいしょう 身体障がい児・者		ちてきしょう 知的障がい児・者	
		てちょうしよじしゃすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比	てちょうしよじしゃすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比
ちゅうおう 中央	232,224	8,646	3.7	1,368	0.6
きた 北	284,272	12,136	4.3	2,568	0.9
ひがし 東	261,204	11,822	4.5	2,677	1.0
しろいし 白石	211,489	9,111	4.3	2,175	1.0
あつべつ 厚別	127,928	5,733	4.5	1,199	0.9
とよひら 豊平	220,018	8,766	4.0	1,754	0.8
きよた 清田	115,096	4,587	4.0	934	0.8
みなみ 南	139,196	7,125	5.1	1,308	0.9
にし 西	213,411	9,272	4.3	2,037	1.0
ていね 手稲	141,569	6,366	4.5	1,355	1.0
そうすう 総数	1,946,407	83,564	4.3	17,375	0.9

※人口：2017年4月1日現在 ※その他：2016年度末現在

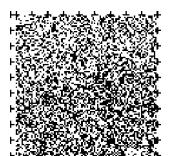


せいしんしょう
(2)精神障がい

にん
(人、%)

	じんこう 人口	てちょうしよじしやすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比	じりつしえんいりょう 自立支援医療 じゆきゆうしやすう 受給者数	たいじんこうひ 対人口比
ちゆうおう 中央	232,224	2,937	1.3	4,530	2.0
きた 北	284,272	3,510	1.2	6,064	2.1
ひがし 東	261,204	3,551	1.4	6,129	2.3
しろいし 白石	211,489	3,183	1.5	5,322	2.5
あつべつ 厚別	127,928	1,561	1.2	2,720	2.1
とよひら 豊平	220,018	2,897	1.3	4,813	2.2
きよた 清田	115,096	1,028	0.9	1,937	1.7
みなみ 南	139,196	1,835	1.3	2,752	2.0
にし 西	213,411	2,772	1.3	5,137	2.4
ていね 手稲	141,569	1,514	1.1	2,784	2.0
そうすう 総数	1,946,407	24,788	1.3	42,188	2.2

※人口：2017年4月1日現在 ※その他：2016年度末現在

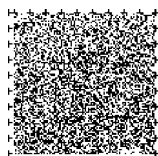


しんたいしやう しやう とうきやうべつ
 (3) 身体障がい・障がい等級別

にん
 (人、%)

	2014年 ^{ねん}		2015年 ^{ねん}		2016年 ^{ねん}	
	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比
1級 ^{きゆう}	29,250	34.7	29,388	35.0	29,573	35.4
2級 ^{きゆう}	13,784	16.4	13,582	16.1	13,341	16.0
3級 ^{きゆう}	12,370	14.7	12,178	14.5	11,961	14.3
4級 ^{きゆう}	20,467	24.3	20,347	24.2	20,123	24.1
5級 ^{きゆう}	4,598	5.5	4,762	5.7	4,768	5.7
6級 ^{きゆう}	3,752	4.4	3,792	4.5	3,798	4.5
ごうけい 合計	84,221	100.0	84,049	100.0	83,564	100.0

かくねん ど まつげんざいすう
 ※各年度末現在数

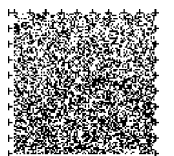


(4) 身体障がい・障がい区分別

(人)

	2014年	2015年	2016年
視覚障がい	4,534	4,480	4,424
聴覚・平衡機能障がい	5,302	5,288	5,278
聴覚	5,230	5,215	5,209
平衡機能	72	73	69
音声・言語・そしゃく機能障がい	811	815	833
肢体不自由	49,415	48,788	48,018
上肢	16,066	15,884	15,645
下肢	27,757	27,456	27,047
体幹	5,255	5,111	4,991
乳幼児期以前の非進行性の脳病 変による運動機能障がい	337	337	335
上肢機能	188	187	187
移動機能	149	150	148
内部障がい	24,159	24,678	25,011
心臓機能	13,757	14,074	14,304
じん臓機能	5,640	5,794	5,844
呼吸器機能	1,445	1,365	1,317
ぼうこう・直腸機能	2,861	2,966	3,029
小腸機能	151	147	142
免疫機能	203	226	239
肝臓機能	102	106	136
合計	84,221	84,049	83,564

※各年度末現在数



りょういく て ちようしょ じ しゃすう
(5)療育手帳所持者数

にん
 (人、%)

	2014年 ^{ねん}		2015年 ^{ねん}		2016年 ^{ねん}	
	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比
えー じゅう ど A (重度)	5,557	34.9	5,622	33.7	5,788	33.3
びー ちゅう ど B (中度)	3,641	22.9	3,784	22.7	3,836	22.1
びーばー けい ど B- (軽度)	6,712	42.2	7,260	43.6	7,751	44.6
ごうけい 合計	15,910	100.0	16,666	100.0	17,375	100.0

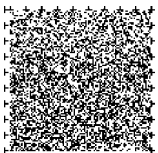
かくねん ど まつげんざいすう
 ※各年度末現在数

せいしんしょう しゃ て ちようしょ じ しゃすう
(6)精神障がい者手帳所持者数

にん
 (人、%)

	2014年 ^{ねん}		2015年 ^{ねん}		2016年 ^{ねん}	
	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比
きゅう 1 級	1,390	6.1	1,399	5.9	1,365	5.5
きゅう 2 級	12,228	53.4	12,652	53.4	13,079	52.8
きゅう 3 級	9,266	40.5	9,664	40.8	10,344	41.7
ごうけい 合計	22,884	100.0	23,715	100.0	24,788	100.0

かくねん ど まつげんざいすう
 ※各年度末現在数



じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう じゆきゆうしやすう
(7) 自立支援医療(精神通院医療)受給者数

にん
(人)

	2014年 ^{ねん}	2015年 ^{ねん}	2016年 ^{ねん}
じゆきゆうしやすう 受給者数	39,774	40,895	42,188

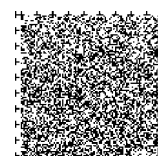
かくねん どまつげんざいすう
 ※各年度末現在数

7 じぎょうしよすう
事業所数

ほうもんけいさーびす
(1) 訪問系サービス

	2015年 ^{ねん}	2016年 ^{ねん}	2017年 ^{ねん}
きよたくかいご 居宅介護	503	523	536
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	492	514	527
じゅうどしょうがいしやとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	2	2	2
こうどうえんご 行動援護	112	110	116
どうこうえんご 同行援護	262	269	279
さんこう いどうしえん (参考) 移動支援	437	445	451

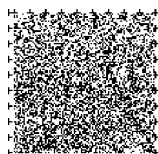
かくねん がつ にちげんざいすう
 ※各年4月1日現在数



につちゅうかつどうけい さ - び、す
 (2)日中活動系サービス

		ねん 2015年	ねん 2016年	ねん 2017年
りょうようかい ご 療養介護	じぎょうしよすう 事業所数	3	2	2
	ていいん 定員	376	344	344
せいかつかい ご 生活介護	じぎょうしよすう 事業所数	118	125	130
	ていいん 定員	3,449	3,630	3,730
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0
	ていいん 定員	0	0	0
じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	じぎょうしよすう 事業所数	21	23	24
	ていいん 定員	210	226	248
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	じぎょうしよすう 事業所数	63	72	73
	ていいん 定員	837	897	865
しゅうろうけいぞくしえん えーがた 就労継続支援(A型)	じぎょうしよすう 事業所数	93	104	112
	ていいん 定員	1,900	2,053	2,085
しゅうろうけいぞくしえん びーがた 就労継続支援(B型)	じぎょうしよすう 事業所数	221	253	278
	ていいん 定員	4,202	4,914	5,479
たんきにゅうしよ 短期入所	じぎょうしよすう 事業所数	66	68	70
	ていいん 定員	240+	250+	270+
さんこう につちゅういちじしえん (参考)日中一時支援	じぎょうしよすう 事業所数	66	67	63
	ていいん 定員	597	595	617
さんこう (参考) ちいきかつどうしえんせんたー 地域活動支援センター	じぎょうしよすう 事業所数	55	53	52
	ていいん 定員	930	897	883

※各年4月1日現在数。短期入所の定員の「+」は、空床対応の事業所を指す(定員の定めなし)。



きょじゅうけい さーびす
(3) 居住系サービス

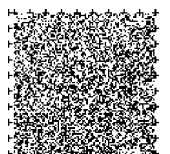
		2015年 ^{ねん}	2016年 ^{ねん}	2017年 ^{ねん}
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	じぎょうしよすう 事業所数	145	153	162
	ていいん 定員	2,479	2,680	2,837
しせつにゅうしよしえん 施設入所支援	じぎょうしよすう 事業所数	29	30	30
	ていいん 定員	1,431	1,431	1,431

かくねん がつ にちげんざいすう
 ※各年4月1日現在数

しょうがいじつうしよしえん
(4) 障害児通所支援

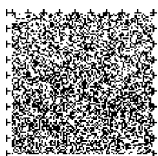
		2015年 ^{ねん}	2016年 ^{ねん}	2017年 ^{ねん}
じどうはったつしえん 児童発達支援	じぎょうしよすう 事業所数	210	240	293
	ていいん 定員	2,195	2,662	3,217
ふくしがたじどうはったつしえん 福祉型児童発達支援 せんたー センター	じぎょうしよすう 事業所数	6	7	7
	ていいん 定員	201	231	233
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	じぎょうしよすう 事業所数	3	3	3
	ていいん 定員	100	100	100
ほうかごとうでいさーびす 放課後等デイサービス	じぎょうしよすう 事業所数	245	281	341
	ていいん 定員	2,590	3,107	3,749
ほいくしよとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	じぎょうしよすう 事業所数	19	23	23

かくねん がつ にちげんざいすう
 ※各年4月1日現在数



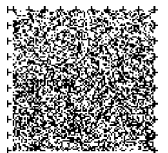
(1) 訪問系・居住系・相談サービス

サービス種別		単位	2015年	2016年
訪問系	居宅介護	利用人数	3,622	3,767
		時間/月	73,814	77,003
	重度訪問介護	利用人数	344	362
		時間/月	86,005	94,694
	重度障害者等包括支援	利用人数	0	0
		時間/月	0	0
	行動援護	人数	667	697
		時間/月	11,428	12,161
	同行援護	人数	461	479
		時間/月	9,517	10,390
居住系	共同生活介護	人/月	2,514	2,688
	共同生活援助	人/月	2,125	2,093
相談	計画相談支援	人	3,406	3,909
	地域移行支援	人/月	8	10
	地域定着支援	人/月	30	30



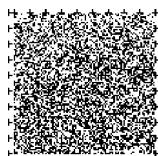
につちゅうかつどうけい さーびす
(2)日中活動系サービス

さーびすしゅべつ サービス種別		たんい 単位	ねん 2015年	ねん 2016年
日中活動系 につちゅうかつどうけい	りょうようかいご 療養介護	りょうにんずう 利用人数	303	301
	せいかつかいご 生活介護	にんずう 人数	4,747	4,828
		にんにちつき 人日/月	96,093	97,976
	じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)	りょうにんずう 利用人数	4	6
		にんにちつき 人日/月	60	89
	じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	りょうにんずう 利用人数	132	156
		にんにちつき 人日/月	2,293	2,577
	じりつくんれん しゅくはくがた 自立訓練(宿泊型)	りょうにんずう 利用人数	41	47
		にんにちつき 人日/月	1,027	1,270
	しゅうろういこうしえん 就労移行支援	りょうにんずう 利用人数	799	769
		にんにちつき 人日/月	14,343	13,879
	しゅうろうけいぞくしえん えーがた 就労継続支援(A型)	りょうにんずう 利用人数	1,801	1,891
		にんにちつき 人日/月	36,605	38,131
	しゅうろうけいぞくしえん びーがた 就労継続支援(B型)	りょうにんずう 利用人数	4,783	5,276
		にんにちつき 人日/月	84,684	93,820
	たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所(福祉型)	りょうにんずう 利用人数	647	755
にんにちつき 人日/月		5,009	5,645	
たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所(医療型)	りょうにんずう 利用人数	107	145	
	にんにちつき 人日/月	752	996	



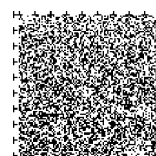
しょうがいじ し えん さ - び す
(3)障害児支援サービス

さ - び す し ゅ べ つ サービス種別	た ん い 単位	ねん 2015年	ねん 2016年
じ どう は た た つ し え ん 児童発達支援	にん ず う 人数	2,740	3,117
	にん に ち つ き 人日/月	32,078	37,703
い り ょ う が た じ どう は た た つ し え ん 医療型児童発達支援	り ょ う にん ず う 利用人数	50	55
	にん に ち つ き 人日/月	378	431
ほ う か ご と う で い さ - び す 放課後等デイサービス	り ょ う にん ず う 利用人数	3,594	4,280
	にん に ち つ き 人日/月	38,864	47,343
ほ い く し ょ と う ほ う も ん し え ん 保育所等訪問支援	り ょ う にん ず う 利用人数	28	51
	にん に ち つ き 人日/月	32	67
し ょ う が い じ そ う だ ん し え ん 障害児相談支援	り ょ う にん ず う 利用人数	809	1,603
ふ く し が た し ょ う が い じ に ゅ う し ょ し え ん 福祉型障害児入所支援	り ょ う にん ず う 利用人数	711	646
い り ょ う が た し ょ う が い じ に ゅ う し ょ し え ん 医療型障害児入所支援	り ょ う にん ず う 利用人数	794	834

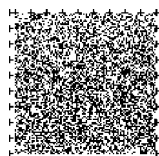


ちいきせいかつしえんじぎょう ひつすじぎょう
(4)地域生活支援事業(必須事業)

	たんい 単位	ねん 2015年	ねん 2016年
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業			
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業			
しょう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業	かしょすう 箇所数	20	20
きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター	せっち うむ 設置の有無	あり	あり
じゅうたくにゅうきょうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業	じっし うむ 実施の有無	あり	あり
せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	じっし うむ 実施の有無	1	1
	じつりようにんずう 実利用人数	1	7
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業			
しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業	りようにんずう 利用人数	394	412
ようやくひつきしゃはけんじぎょう 要約筆記者派遣事業	りようにんずう 利用人数	86	87
しゅわつうやくしゃせっちじぎょう 手話通訳者設置事業	つうやくしゃすう 通訳者数	62	60
にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業			
かいごくんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	170	187
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	776	696
ざいたくりょうごとうしえんようぐ 在宅療護等支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	393	433
じょうほういしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	306	378
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	34,160	35,488
きよたくせいかつどうさほじょようぐ 居宅生活動作補助用具	きゅうふけんすう 給付件数	100	99
しゅわほうしんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	りようにんずう 利用人数	266	298

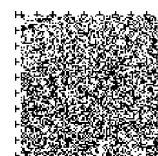


	たんい 単位	2015 ^{ねん} 年	2016 ^{ねん} 年
いどうしえん 移動支援			
こべつしえんがた 個別支援型	かしょうすう 箇所数	437	445
	にんずう 人数	2,985	3,083
	のじかんすう 延べ時間数	316,251	334,537
ちいきかつどうしえんせんたー 地域活動支援センター			
きそてきじぎょう 基礎的事業	かしょうすう 箇所数	53	52
	りょうにんずう 利用人数	590	590
はったつしょうがいしゃしえんせんたー 発達障害者支援センター うんえいじぎょう 運営事業	かしょうすう 箇所数	1	1
	りょうにんずう 利用人数	810	830
しょうじとうりょういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業	かしょうすう 箇所数	5	5
せんもんせい たか いし そつうしえん おこな もの ようせいけんしゅうじぎょう 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業			
しゅわつうやくしゃようせいけんしゅうじぎょう 手話通訳者養成研修事業	にんずう 人数	0	14
ようやくひつきしゃようせいけんしゅうじぎょう 要約筆記者養成研修事業	にんずう 人数	19	5

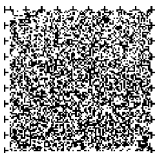


ち い き せ い か つ し え ん じ ぎ ょ う に ん い じ ぎ ょ う
(4)地域生活支援事業 (任意事業)

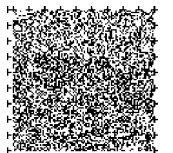
	た ん い 単 位	ね ん 2015年	ね ん 2016年
ふ く し ほ - む 福祉ホーム	て い い ん 定 員	37	37
し ん た い し ょ う が い し ゃ に ゆ う よ く さ - び す じ ぎ ょ う 身体障害者入浴サービス事業	り よ う に ん ず う 利 用 人 数	106	119
	の に ん ず う 延 べ 人 数	5,994	7,037
き ゅ う し ん た い し ょ う が い し ゃ じ り つ し え ん じ ぎ ょ う 旧身体障害者自立支援事業 り よ う し ゃ し え ん じ ぎ ょ う 利用者支援事業	り よ う に ん ず う 利 用 人 数	6	6
せ い か つ し え ん じ ぎ ょ う 生活支援事業			
せ い か つ く ん れ ん と う じ ぎ ょ う 生活訓練等事業			
ち ょ う か く し ょ う し ゃ し ゃ か い せ い か つ き ょ う し つ か い さ い じ ぎ ょ う 聴覚障がい者社会生活教室開催事業	の に ん ず う 延 べ 人 数	631	589
お す と め い と し ゃ か い て き お う く ん れ ん じ ぎ ょ う オストメイト社会適応訓練事業	の に ん ず う 延 べ 人 数	231	213
お ん せ い き の う く ん れ ん じ ぎ ょ う 音声機能訓練事業	の に ん ず う 延 べ 人 数	744	780
て ん じ そ く じ じ ょ う ほう ね つ と わ - く じ ぎ ょ う 点字即時情報ネットワーク事業	の に ん ず う 延 べ 人 数	5,355	5,253
ち ゅ う と し つ め い し ゃ し ゃ か い て き お う く ん れ ん じ ぎ ょ う 中途失明者社会適応訓練事業	の に ん ず う 延 べ 人 数	650	793
に つ ち ゅ う い ち じ し え ん じ ぎ ょ う 日中一時支援事業	り よ う に ん ず う 利 用 人 数	839	840
	の に ん ず う 延 べ 人 数	30,934	33,384
	か し ょ う す う 箇 所 数	66	67



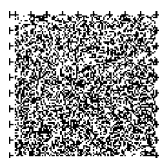
	たんい 単位	ねん 2015年	ねん 2016年
しゃかいさんかそくしんじぎょう 社会参加促進事業			
すぽーつれくりえーしょんきょうしつかいさいとうじぎょう スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	の にんずう 延べ人数	702	766
てんじこえこうほうとうはっこうじぎょう 点字・声の広報等発行事業	りようにんずう 利用人数	692	690
ほうしいんようせいけんしゅうじぎょう 奉仕員養成研修事業			
しゅわほうしいんようせいじぎょう 手話奉仕員養成事業	にんずう 人数	0	0
ようやくひつきほうしいんようせいじぎょう 要約筆記奉仕員養成事業	にんずう 人数	19	5
てんやくおんやくほうしいんようせいじぎょう 点訳・音訳奉仕員養成事業	の にんずう 延べ人数	1,620	1,579
じどうしゃうんてんめんきょしゅとくかいぞうほじょじぎょう 自動車運転免許取得・改造補助事業	りようにんずう 利用人数	59	54
たしゃかいさんかそくしんじぎょう その他社会参加促進事業			
しょうしゃそうだんうんえいじぎょう 障がい者あんしん相談運営事業	かしょうすう 箇所数	1	1
しょうしゃあいていさぽーとせんたーうんえいじぎょう 障がい者ITサポートセンター運営事業	かしょうすう 箇所数	1	1
かみさーびすじぎょう 紙おむつサービス事業	りようにんずう 利用人数	1,605	1,694
	の にんずう 延べ人数	18,878	20,159
しんたいしょうがいしゃふくしでんわせつちじぎょう 身体障害者福祉電話設置事業	りようにんずう 利用人数	31	29



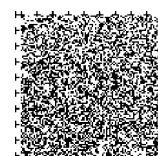
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
6	しゃかい も でのる 社会モデル	<p>しょう ひと にちじょうせいかつ 障がいのある人が日常生活に おいて受ける制限は、障がい (身 たいしょう ち てきしょう せいしんしょう 体障がい、知的障がい、精神障が い (発達障がいを含む。)、難病を げんいん しょう 原因とする障がいなど) のみに げんいん しゃかい 原因があるのではなく、社会に さまざま しょうへき ばり あ ちよく おける様々な障壁 (バリア) と直 めん はっせい 面することによって発生すると かんが かた いう考え方。</p> <p>しょう ふ べん 「障がいがあるから不便」なの ではなく「障がいとともに生き ることが想定されていないから しょうてい 不便」なのである、と発想を転換 ふ べん はっそう てんかん したものの。</p>
6	ごうり てきはいりよ 合理的配慮	<p>しょう ひと もと 障がいのある人からの求めに おう ふ たん す はんい 応じ、負担になり過ぎない範囲で、 しゃかいてきしょうへき と のぞ ひつ 社会的障壁を取り除くために必 よう てきせつ はいりよ おこな 要で適切な配慮を行うこと。</p>



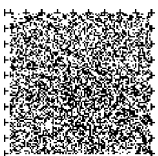
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
7	いりょうてき け あ ひつよう 医療的ケアを必要と する子ども	えぬあいしーゆー しんせい じ しゅうちゅう ち りょうしつ NICU(新生児集中治療室) などに長期入院したあと、引き つづ じんこう こきゅうき い どう し 続き人工呼吸器や胃ろう等を使 よう きゅういん けいかんえいよう 用し、たんの吸引や経管栄養な どの医療的ケアが必要な子ども のこと。
7	しょうがいふく し さ ー び す 障害福祉サービス	しょうがいしゃ そうごう し えんほう もと 障害者総合支援法に基づいて しょう ひと なんびょうかんじゃ たい 障がいのある人や難病患者を対 しょう おこな し えん そうしやう 象に行われる支援の総称のこと。 し えん しゅるい にちじょうせいかつ かい ご し 支援の種類は、日常生活の介護支 えん おこな かい ご きゅう ふ じりつせいかつ 援を行う「介護給付」と自立生活 しゅうろう め ざ ひと し えん くん や、就労を目指す人を支援する「訓 れんとうきゅう ふ おお わ 練等給付」の2つに大きく分けら れます。支援の種類や内容の詳 さい し えん しゅるい ないよう しょう 細については116～125ページ さんしやう を参照。
7	ら い ふ す て ー じ ライフステージ	ひと いっしょう しゅっしやう にゅうがく 人の一生における、出生、入学、 そつぎやう しゅうしやく けっこん しゅっさん こそだ 卒業、就職、結婚、出産、子育て、 たいしやく ふしめ で き ご と 退職などの節目となる出来事の だんかい 段階のこと。



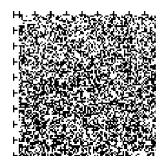
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
15	しょうがいしゃしゅうかん 障害者週間	<p>まいとし がつ か がつ か 毎年12月3日から12月9日まで しょうがいしゃしゅうかん しょう を「障害者週間」として、障がい ひと ひと こうりゅう ふく のある人とない人の交流を含め けいはつ じ ぎょう じっ し しょう た啓発事業を実施し、障がいの ひと しゃかいさん か そくしん ある人の社会参加を促進すると し みる り かい きょうちよう せい ともに、市民の理解と協調の精 しん そだ つと 神を育てるよう努めている。</p>
18	いくせい いりよう 育成医療	<p>さいみ まん しんたい しょう 18歳未満の身体に障がいのあ こ たいしょう しゅじゆつ る子どもを対象に、手術などに せいかつのうりよく かいふく より生活能力を回復するための いりよう 医療のこと。</p>
18	こうせい いりよう 更生医療	<p>しんたい しょう ひと たいしょう 身体に障がいのある人を対象 しょう かる と に、その障がいを軽くしたり取 のぞ しょくぎょうのうりよく たか り除いたりして職業能力を高め、 にちじょうせいかつ おく 日常生活を送りやすくするため いりよう の医療のこと。</p>
18	せいしんつういん いりよう 精神通院医療	<p>せいしんしょう てきせつ いりよう ひる 精神障がいの適切な医療を広 せいしん しょう めるために、精神に障がいのあ ひと たいしょう びょういんとう にゅういん る人を対象に、病院等に入院し おこな せいしんしょう い ないで行われる精神障がいの医 りよう 療のこと。</p>



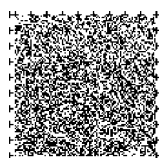
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
19	じゅうてんせいびちく 重点整備地区	<p>しん さっぽろし ばりあふりー きほん 新・札幌市バリアフリー基本 こうそう こうりつてき ばりあ 構想において、効率的なバリア ふりーせいび すす ち フリー整備を進めるために、「地 いき きよてん ちく いちにち 域の拠点となる地区」や「一日の へいきんじょうこうきゃくすう にん いじょう 平均乗降客数が5,000人以上の じえいあーる ち かてつえき ちゅうしん と JR・地下鉄駅を中心とした徒 ほけん おおむ はんけい ぬとろ 歩圏（概ね半径500mもしくは1 ちゅうしん しほう はんい こうきょう km四方の範囲）について、公共 しせつ いりょうしせつ せいかつ かん 施設や医療施設などの生活に関 れん しせつ りつち じょうきょう ふ 連する施設の立地状況などを踏 せってい ちく まえて設定した地区のこと。</p>
19	まな さぽーたー 学びのサポーター	<p>とくべつ きょういくてき し えん ひつよう 特別な教育的支援を必要とす じどうせい と たい きょういん ほ る児童生徒に対して、教員の補 じよ がっこうせいかつおよ がくしゅう 助として、学校生活及び学習を おこな ひつよう し えん おこな 行ううえで必要となる支援を行 ゆうしゅう ぼらんてい あ う有償ボランティアのこと。</p>
20	じょぶさぽーたー ジョブサポーター	<p>しょう ひと しゅうろう し えん 障がいのある人の就労支援や しよく ばていちゃく はか しよく ば 職場定着を図るために、職場に で お しょう ひと こよう 出向いて障がいのある人や雇用 ぬし じよげん おこな し えんいん 主に助言などを行う支援員のこ さっぽろし へいせい ねん ど と。札幌市では平成29年度から めいぞういん けい めい たいおう 1名増員し、計8名で対応。</p>



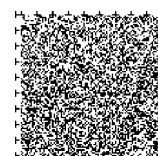
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
20	げんきしよっぶ 元気ショップ	<p>しょう ひと りよう し 障がいのある人が利用する施 せつ つく せいひん はんばい 設などで作られる製品の販売を そくしん しょう 促進することにより、障がいの ひと しゃかいてきじりつ かつどう ある人の社会的自立や活動など りかい すす せっち の理解を進めるために設置して じょうせつ はんばいじよ いる常設の販売所のこと。 さっぽろ しない てんぼ じえいあるさつ 札幌市内に2店舗あり、JR札 ぼろえきにしこんこーす しょく かんこう 幌駅西コンコース「食と観光の じょうほうかん ない げんきしよっぶ 情報館」内に「元気ショップいこ ち かねつなんぼくせんおおどりえきこ 〜る」を、地下鉄南北線大通駅コ んこーす ない げんきしよっぶ ンコース内に「元気ショップ」 せっち を設置している。</p>
29	りょういく 療育	<p>しょう こ しゃかい 障がいのある子どもが、社会 てき じりつ とく 的に自立できるように取り組む ちりょう きょういく 治療と教育のこと。</p>
32	さーびす ていまよう きばん サービス提供基盤	<p>ぶらん しょうがい このプランにおいては、障害 ふくし さーびす とう ていまよう じぎょう 福祉サービス等を提供する事業 しょ ひと しょう ひと 所や人など、障がいのある人の せいかつ しえん どだい 生活を支援する土台となるもの のことをいう。</p>



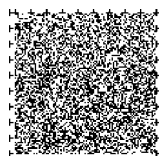
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
39	へる ぶ ま ー く ヘルプマーク 	まわ ひとびと えんじょ はいりよ ひつ 周りの人々に援助や配慮が必 よう 要なことを知らせることができ るマークのこと。
39	へる ぶ か ー ど ヘルプカード 	きんきゅうれんらくさき ひつよう し えんないよう 緊急連絡先や必要な支援内容 か などを書くことができ、日常場 めん こま きんきゅうじ さいがいじ 面で困ったとき、緊急時、災害時 まわ えんじょ はいりよ などに、周りの援助や配慮をお ねが 願いしやすくするカードのこと。
39	で ま え こ う ざ 出前講座	し みん じょうほうていきょう たいわ いて 市民への情報提供と対話の一 かん 環として、市職員が市民からの ようぼう おう ち い き で む し 要望に応じて地域に出向き、市 し さ く じ ぎ ょう の施策や事業についてわかりや せつめい おこな とりくみ しく説明を行う取組。
40	ふく し どくほん 福祉読本	おも がっこう しょう ふくし かん 主に学校で使用する福祉に関 きょういく きょう か しょ にゅうもん する教育のための教科書・入門 しょ 書のこと。



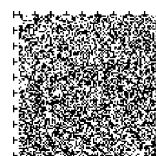
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
40	でいすかつしょん ディスカッション	とうろん とうぎ ぎろん 討論、討議、議論のこと。
41	さぽーとほつとききん （市民まちづくり 活動促進基金）	しみん けいふ げんし し 市民からの寄付を原資に、市 みんだんたい じぎょうじよせい おこな 民団体への事業助成を行うとと もに、けいふ ぶんか じよせい はか せい もに、寄附文化の醸成を図る制 ど度。
42	ぶつりてきばりあ 物理的バリア	だん さ つうこう さまた しやうがいぶつ 段差や通行を妨げる障害物な どのしやうへき どの障壁のこと。
42	せいどてきばりあ 制度的バリア	しやう りゆう し 障がいがあることを理由に資 かく めんきよ しゆとく せいげんとう 格や免許などの取得に制限等を するしやうへき する障壁のこと。
42	ぶんか じやうほうめん 文化・情報面での ばりあ バリア	おんせいあんない てんじ しゆわつうやく じ 音声案内や点字、手話通訳、字 まくほうそう ひやうじ 幕放送、わかりやすい表示がな いなどのしやうへき いなどの障壁のこと。
42	いしきじやう ばりあ 意識上のバリア	こころ ことば しせん しやう 心ない言葉や視線、障がいの ひと まも そんざい ある人は守られるべき存在とし てとらえるなど、ひと なか 心の中にある こころ しやうへき 心の障壁のこと。



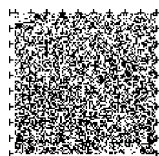
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
43	ばりあふりー バリアフリー	しょう ひと こうれい ひと 障がいのある人や高齢の人が にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな うえ 日常生活や社会生活を営む上で しょうへき ぶつりてき 障壁となるもの（物理的なもの せいど ぶんか いしきじょう や制度、文化、意識上のものなど） かいしょう を解消すること。
43	ゆにばーさる ユニバーサル でざいん デザイン	しょう ひと こうれい ひと 障がいのある人や高齢の人の とくべつ しょう ための特別な仕様をつくるので さいしよ おお ひと た はなく、最初から多くの人の多 よう にーす はんえい 様なニーズを反映してつくられ しょう た仕様のこと。
45	おすとめいとたいおう オストメイト対応 といれ トイレ	びょうき ぞうき きのうしょう 病気などにより臓器に機能障 がいのある人で、手術で腹部に べん にょう はいせつこう すとーま 便や尿の排泄口（ストーマ）を つく ひと おすとめいと 作っている人（オストメイト）が、 べん にょう た ふくろ ぱうち 便や尿の溜まった袋（パウチ）を しょうり はいせつこう 処理しやすく、また排泄口など せいけつ たも せつび を清潔に保つことのできる設備 といれ があるトイレのこと。



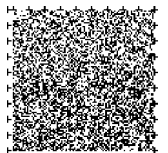
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
48	あくせしびりてい アクセシビリティ	このプランにおいては、障がいのある人や高齢の人にとっての、使いやすさや利用のしやすさを意味し、近づきやすさという意味もある。
51	たぶれつとたんまつ タブレット端末	キーボードは付いておらず、タッチパネル（指先を画面にあてながら操作する）が採用されている薄い板状の軽量のパソコンの一種。 無線通信機能があり、通信やインターネットが利用できる。
51	あぶりけーしょん アプリケーション	ワープロソフトや表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェアのこと。
51	かうんたがた カウンタ型 じきゆうどうしすてむ 磁気誘導システム	補聴器を使用している人の“聞こえ”を磁気によって助ける機械のこと。



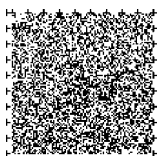
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
51	ようやくひつき 要約筆記	<p>ちようかくしやう ひと じやうほう 聴覚障がいがある人への情報 ほしやうしゆだん ひと ひと はな 保障手段の一つで、人が話して ないやう もじ いる内容をまとめて、文字とし つた のーと かのみ て伝えること。ノートなどの紙 てが ほうほう ぱそこん に手書きする方法とパソコンの がめん すくりーん ひやうじ ほう 画面やスクリーンに表示する方 ほう 法がある。</p>
53	あいてい IT (アイティ)	<p>こんぴゅーたー いんたー コンピューターやインター ねつと かん ぎじゆつ そうしやう ネットに関する技術の総称のこ と。</p>
64	ちいきしえんいん 地域支援員	<p>ちいき ふくし だんたい きやうせい きかんとう 地域の福祉団体、行政機関等 たい しょう ひと し に対する、障がいのある人の支 えん せんもんてきじよげん ちいき 援における専門的助言や、地域 しょう ひと りかい における障がいのある人の理解 そくしんかつどうとう おこな そうだんいん 促進活動等を行う相談員のこと。</p>
64	びあさぽーたー ピアサポーター	<p>おな もんだい かか ひと なかま 同じ問題を抱える人を仲間の たちば しえん あ ひと 立場で支援し合う人のこと。こ ぷらん では、自分の体験に基 おな しょう ひと づいて、同じ障がいのある人を しえん かつどう ひと 支援する活動をしている人のこ とをいう。</p>



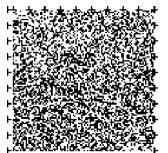
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
65	ぶろじえくとちーむ プロジェクトチーム	このプランでは、札幌市自立支援協議会において、特別の事項を調査審議する必要がある場合に設置する集まりをいう。
67	さぽーとふぁいる サポートファイル さっぽろ	札幌市が作成したファイルで、保護者が子どもの成長を記録し、関係者がその子どもの個性や特徴、これまでの発達の経過を共通理解するためのもの。
67	ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育てた経験を活かして、同じ悩みを持つ親たちの気持ちに寄り添い、相談を受けたり関係機関の紹介などを行ったりする先輩親のこと。
67	にじしやう 二次障がい	発達障がいの二次障がいとは、発達障がいを背景とした成功体験の少なさや自己肯定感の低さなど失敗体験の積み重ねにより、情緒（引きこもり、強迫症状、対人恐怖など）や行動（極端な反抗、暴力、反社会的犯罪行為など）の二次的な問題が出てしまうこと。



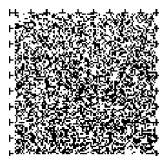
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
67	こうどうしょう 行動障がい	<p>不安<small>ふあん</small>に感じて<small>かん</small>いること<small>にがて</small>や苦手 なことを<small>まぎ</small>紛らわせる<small>かいしょう</small>（解消）など の理由<small>りゆう</small>から、自分<small>じぶん</small>や物<small>もの</small>を傷<small>きず</small>つける、 突然<small>とつぜん</small>道路<small>どうろ</small>に飛び出<small>と</small>すなど、不適 切<small>せつ</small>な行動<small>こうどう</small>をしてしまうこと。</p>
73	はいりすくにんぶ ハイリスク妊婦	<p>出産<small>しゅっさん</small>後の育児<small>こ</small>への不安<small>いくじ</small>が強い<small>ふあん</small>、 経済<small>けいざい</small>的に困窮<small>てき</small>しているなど、出 産<small>さん</small>前<small>まえ</small>から支援<small>しえん</small>が必要<small>ひつよう</small>と認められ る妊婦<small>にんぶ</small>のこと。</p>
76	げーとキーパー ゲートキーパー	<p>悩<small>なや</small>んでいる人<small>ひと</small>に気づ<small>き</small>き、声<small>こえ</small>を かけ、話<small>はなし</small>をきいて、必要<small>ひつよう</small>な支援<small>しえん</small>に つなげ、見守<small>みまも</small>る人<small>ひと</small>のこと。特別<small>とくべつ</small>な 資格<small>しかく</small>は不要<small>ふよう</small>。</p>
87	とくべつしえんがっきゅう 特別支援学級	<p>障がいがあるために、通常<small>つうじょう</small>の 学級<small>がっきゅう</small>における指導<small>しどう</small>では学習<small>がくしゅう</small>が困 難<small>なん</small>な児童生徒<small>じどうせいと</small>のために作<small>つく</small>られた 少人数<small>しょうにんずう</small>の学級<small>がっきゅう</small>のことをいい、小・ 中<small>ちゅうがっこう</small>学校<small>もう</small>に設<small>もう</small>けられている。</p>



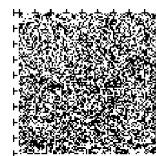
ページ	ことば 言葉	いみ 意味
87	つうきゅうし どうきょうしつ 通級指導教室	<p>しょう ちゅうがっこう つうじょう がっきゅう ざい 小・中学校の通常の学級に在 せき しょう じ どうせい 籍している障がいのある児童生 と たい しょう じょうきょうどう 徒に対して、障がいの状況等に おう とくべつ し どう おこな きょうしつ 応じた特別の指導を行う教室の ことをいい、せいと じ どう ざいせき 生徒児童が在籍す がっこう し どう おこな ば あい ざい る学校で指導を行う場合と、在 せきこう い がい し どう おこな ば あい 籍校以外で指導を行う場合があ る。</p>
91	げんき か ふ え 元気カフェ	<p>おお し みん おとす こうきょうし せつ 多くの市民が訪れる公共施設 とう ぼうかん い しょう 等の空間を生かし、障がいのあ ひと せっきやくとう つう る人が接客等を通じてたくさん ひと こうりゅう しょう の人と交流することで、障がい たい し みん り かいそくしん に対する市民の理解促進につな げていくことや、しょう 人が生き生きと働く姿を見ても ひと い い はたら すがた み らうことにより、みんかん きぎょうどう 民間企業等に しょう しゃ こよう そくしん はか おける障がい者雇用の促進を もくてき せつ ち ることを目的として設置された きっさ こ ー な ー 喫茶コーナー。</p>



ページ	ことば 言葉	いみ 意味
92	ちいきかつどう し えん 地域活動支援 せんたー センター	<p>(1) 一般型：地域で暮らす障がいのある人が日中活動等を行うセンターのこと。</p> <p>(2) 相談支援併設型：札幌市障がい者相談支援事業所と一体的に運営し、主に精神障がいのある人を対象に、日中活動などを行うセンターのこと。</p> <p>(3) 就労者支援型：札幌市障がい者就業・生活相談支援事業所と一体的に運営し、就職又は雇用の継続を目指す障がいのある人同士の交流促進、情報交換を行う場を提供するセンターのこと。</p>
94	ちいききょうどう さ きょうしよ 地域共同作業所	<p>ざいたく しよう ひと たい 在宅の障がいのある人に対し、 そうさくてきかつどう しゃかいさん か 創作的活動や社会参加のための ば ていきよう にちじょうせい 場を提供するとともに、日常生 かつじょう し えん おこな 活上の支援などを行うところ。</p>
99	ようはいりよしゃ 要配慮者	<p>しよう ひと こうれい ひと にん 障がいのある人、高齢の人、妊 さんぶ にゅうようじ さいがいじ とく 産婦、乳幼児など、災害時に特に はいりよ ひつよう ひと 配慮を必要とする人のこと。</p>



ページ	ことば 言葉	いみ 意味
104	しょうひせいかつすいしんいん 消費生活推進員	<p>さっぽろし いしよく こうれい 札幌市から委嘱され、高齢の ひと しょう ひと ひょうてき 人や障がいのある人を標的にし あくしつしょうほう しょうひしゃ ひが た悪質商法による消費者被害の みぜんぼうし そうき はっけん きゅうさい もく 未然防止、早期発見・救済を目 てき ひがいしゃたく ほうもん ひが 的に、被害者宅を訪問し、被害の じったいちようさ そうだん う つ ひつ 実態調査や、相談を受け付け、必 よう おう しょうひしゃ せん た ー そう 要にに応じて、消費者センター相 だんしつとうかんけい き かん ひきつ おこな 談室等関係機関に引継ぎを行う で まえこう ざ とう けいはつかつ ほか、出前講座等による啓発活 どう おこな ひと 動を行う人のこと。</p>
104	しょうひせいかつさぽーたー 消費生活サポーター	<p>きぎょう だんたい ひとまた こじん 企業や団体の人又は個人で、 さっぽろし さぽーたー ー とうろく しょう 札幌市にサポーター登録し、消 ひしゃ とらぶる みぢか 費者トラブルにあって身近 しみん しょうひしゃ せん た ー そうだんしつ な市民を消費者センター相談室 しょうかい しょうひ しゃもんだい に紹介することや、消費者問題 かん けいはつかつどう おこな ひと に関する啓発活動を行う人のこ と。</p>
136	てんじそくじ 点字即時 ねつとわーくじぎょう ネットワーク事業	<p>しかくしょう ひと しゃかいさん 視覚障がいのある人の社会参 かそくしん ふくし こうじょう はか 加促進と、福祉の向上を図るた しんぶんとう さいしん じょうほう てん め新聞等による最新の情報を点 やく えつらん ていきょう じぎょう 訳し、閲覧、提供する事業のこと。</p>



しょう しゃぶらん
さっぽろ障がい者プラン2018

はっこう ねん へいせい ねん がつ
発行：2018年(平成30年)3月

さっぽろし ほけんふくし きょくしょう ほけんふくし ぶしょう ふくし か
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

〒060-8611 さっぽろし ちゅうおうくきた じょうにし ちようめ
札幌市中央区北1条西2丁目

でんわ ふあつぐす
電話：011-211-2936 FAX：011-218-5181



さっぽろ市
01-F04-18-282
30-1-38

